# 「城里町」誕生の軌跡

常北町・桂村・七会村合併の記録

茨城県東茨城郡城里町

#### はじめに



平成17年2月1日,茨城県東茨城郡常北町,桂村,西茨城郡七会村が合併し,東茨城郡城里町(しろさとまち)が誕生いたしました。

常北町,桂村,七会村の3町村は「城北地方」と呼ばれ,古くから歴史的・地理的・経済的に結びつきが強く,地域住民の日常生活においても,活発な交流が行われてきました。

2 1世紀を迎え,交通網や通信手段の発達などにより,日常生活圏が拡大する一方で,本格的な少子・高齢化が進み,また,地方分権時代の到来や住民ニーズの高度化・多様化,さらには,国・地方の財政状況の悪化に対し,常北町,桂村,七会村でも,これらに対応できる行財政基盤の確立と行財政運営能力の向上が強く求められていました。

このような中,平成13年7月に開催された3町村に御前山村を加えた4町村による「北部4町村長・助役・総務課長会議」を皮切りに,「城北4町村合併研究会」や「城北4町村長・助役・正副議長会議」等で合併に向けた調査・研究を開始するとともに,各町村においても合併研究会や住民アンケートを実施し,合併の機運醸成を図りました。

そうした取り組みの結果,平成15年3月に任意協議会である常北町・桂村・七会村合併 推進協議会の設置,同年6月には法定の常北町・桂村・七会村合併協議会が設置され,15 回の協議を経て,このたびの「城里町」の誕生を迎えることができました。

これも偏に住民の皆様をはじめ,協議会委員や各町村議員,さらには国・県関係者の皆様のご理解,ご協力の賜物と心より感謝を申し上げる次第でございます。

今ここに,こうした合併に至るまでの背景や経緯を合併協議の集大成としてまとめ,新町が今後一層の飛躍するための指針として,合併の記録を発刊することといたしました。

合併は,あくまでもスタートであってゴールではございません。この合併を機に,町民の皆様と城里町行政がともに手を取り,一致団結してまちづくりにまい進するならば,新町の将来像である「人と自然が響きあい」ともに輝く住みよいまち」が実現できるものと確信をしております。

産声を上げたばかりの城里町に対し,旧3町村にもまして温かいご支援とご協力を賜りますよう,町民の皆様方をはじめ関係者の皆々様に心からお願い申し上げ,ごあいさつとさせていただきます。



第1回合併協議会(平成15年7月9日)



第2回新町名称候補選定小委員会(平成15年12月1日)

## 合併に関する住民説明会



(平成 16 年 4 月 11 日コミュニティセンター常北)



(平成 16年4月11日桂村中央公民館)



(平成16年4月13日七会村保健福祉センター)

# 合併協定調印式 (平成 15 年 5 月 18 日 コミュニティセンター常北)



(町村長による署名)



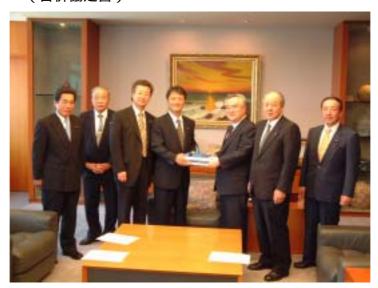
(合併協議会委員による立会人署名)



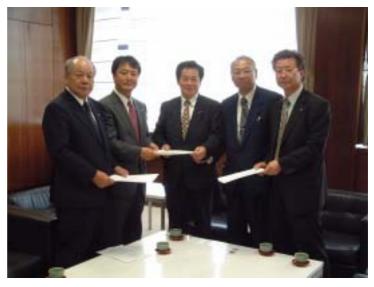
(調印後,橋本県知事と固い握手)



(合併協定書)



橋本県知事に合併を申請(平成16年6月22日 県庁知事室)



海野県議会議長に郡の区域を要望(平成16年7月1日 県議会議長室)

# 平成17年2月1日「城里町」誕生



城里町開庁式



桂支所開所式



七会支所開所式

# 目 次

# あいさつ

第	1	章 新町のすがた	1
1		新町の概要	1
(	1	)位置と地勢	1
(	2	) 人口と面積	2
2		常北町,桂村,七会村の沿革	3
(	1	) 常北町の沿革	3
(	2	)桂村の沿革	4
(	3	)七会村の沿革	6
第	2	章 合併の経緯	9
1		合併の背景	9
2		合併を必要とした理由	9
3		任意協議会設置までの各町村における合併の検討	1 0
(	1	)3町村の合併推進に係る主な経過	1 0
(	2	) 常北町における主な取り組み	1 1
(	3	) 桂村における主な取り組み	1 3
(	4	) 七会村における主な取り組み	1 5
4		常北町・桂村・七会村合併推進協議会(任意協議会)の設置と協議経過	1 9
(	1	) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会の組織	1 9
(	2	)常北町・桂村・七会村合併推進協議会での協議	2 2
5		常北町・桂村・七会村合併協議会(法定協議会)の設置	2 5
(	1	)各町村議会で法定合併協議会設置議案を議決	2 5
(	2	)法定合併協議会設置に関する協議書を締結	2 8
(	3	)各町村で法定合併協議会設置を告示	2 8
(	4	)法定合併協議会設置に伴う覚書を締結	2 8
(	5	) 法定合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議書を締結	3 0
(	6	)従事職員の身分の取扱いに関する協定書を締結	3 0
(	7	)茨城県に法定合併協議会設置届出書を提出	3 2
6		合併重点支援地域の指定	3 4
7		常北町・桂村・七会村合併協議会の組織体系及び構成・役割	3 5

第	3 章 合併協議会における協議	4 3
1	合併協議会の開催	4 3
(	1)第1回合併協議会(平成15年7月9日)	4 3
( 2	2)合併協議会委員研修(平成15年7月25日)	4 3
( :	3 )第 2 回合併協議会(平成 1 5 年 7 月 2 5 日)	4 3
( 4	4)第3回合併協議会(平成15年8月22日)	4 4
( !	5 )第 4 回合併協議会(平成 1 5 年 9 月 2 5 日)	4 4
(	5)第5回合併協議会(平成15年10月22日)	4 4
(	7 )第 6 回合併協議会(平成 1 5 年 1 1月 1 1日)	4 5
(	3)第1回新町名称候補選定賞委員会(平成15年11月17日)	4 5
( !	9)第7回合併協議会(平成15年11月26日)	4 6
(1	0)第2回新町名称候補選定賞委員会(平成15年12月1日)	4 6
(1	1) 第8回合併協議会(平成16年2月10日)	4 6
(1	2) 第 9 回合併協議会(平成 1 6 年 2 月 2 7 日)	4 7
(1	3)第10回合併協議会(平成16年3月26日)	4 8
(1	4)第11回合併協議会(平成16年4月28日)	4 8
(1	5)第12回合併協議会(平成16年5月18日)	4 8
2	新町名称の決定	4 9
(	1)新町名称決定に係る各種規程等	4 9
( :	2 ) 公募の実施	5 3
( :	3)公募結果	5 4
( 4	4 ) 新町名称候補選定小委員会による名称候補の選定	5 4
( !	5 ) 合併協議会における新町名称の決定	5 6
3	新町建設計画の策定	5 9
(	1 )新町建設計画策定方針	5 9
( :	2 ) 策定組織と策定スケジュール	6 3
( :	3 ) 策定の経過	6 5
( 4	4)新しいまちづくりに関する住民アンケート調査	6 8
( !	5 ) 茨城県との協議	7 5
(	5)常北町・桂村・七会村合併まちづくり計画(城里町建設計画)	7 8
4	住民説明会の開催	8 7
(	1)新町将来構想住民説明会の開催	8 7
( :	2)常北町・桂村・七会村合併に関する住民説明会の開催	9 3
5	合併協定調印式の開催	9 7

第	<b>4</b>	l 章 合併に向けた法手続き	9 9
1		各町村における合併関連議案の議決	9 9
(	1	) 各町村議会に提案された合併関連議案	9 9
(	2	)関係町村の議会の議決の状況等	104
2		合併申請と県知事処分,官報告示	105
(	1	) 茨城県知事への合併申請	105
(	2	)新町の属する郡の区域に関する要望	106
(	3	) 県議会の議決と県知事処分	107
(	4	) 総務大臣による官報告示	108
笙	[ 5	5 章 新町発足準備	109
		クキー 初日 元 元 一 円 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
		) 合併時までの各種事務調整に係る専門部会長・分科会長合同説明会	109
		) 第1回新町発足準備調整会議	109
		) 平成16年度決算調製及び平成16・17年度予算編成に係る幹事長通知	110
`		) 第 2 回新町発足準備調整会議	110
•		) 第 3 回新町発足準備調整会議	110
		)第4回新町発足準備調整会議	111
2		クロール・フロー 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10	111
(			111
`		クロール (1) 幹事会,首長会議への報告	112
		) 合併協議会への報告	116
(	4	)議会議員合同説明会の開催	118
3		各町村での閉町(村)式,閉庁式の実施	119
(	1	)閉町(村)式	119
(	2	)各町村閉庁式	1 2 0
坐	· 6	5 章 城里町誕生	121
<del>才</del> 1		<b>, 早 - 城主可誕王</b> 開庁・開所式等	121
•		) 開庁式	121
		) 支所開所式	121
		)町長職務執行者による専決処分	123
		)合併時に設置する委員会	123
		) 行政組織機構	126
		)事務引継	1 2 7

2		第1回臨時議会(新町初議会)	1 2 8
(	1	)平成17年第1回城里町議会臨時会議事日程(第1号)	1 2 8
(	2	)平成17年第1回城里町議会臨時会議事日程(第2号)	1 2 8
(	3	) 議会に関すること	1 3 0
(	4	)報告・承認を求めた(専決処分)条例・予算	1 3 2
3		町長選挙	1 4 7
(	1	) 城里町長設置選挙スケジュール	1 4 7
(	2	)城里町長設置選挙結果	1 4 7
4		町長初登庁	1 4 7
5		第1回定例会(3月定例会)	1 4 7
(	1	)町長施政方針	1 4 8
(	2	)提案議案	158

# 第1章 新町のすがた

#### 第1章 新町のすがた

#### 1 新町の概要

#### (1)位置と地勢

本町は,茨城県の西北部に位置し,南は水戸市及び笠間市に接し,東は那珂市及び常陸大宮市と那珂川で境し,北は常陸大宮市に,西は栃木県茂木町に接している。

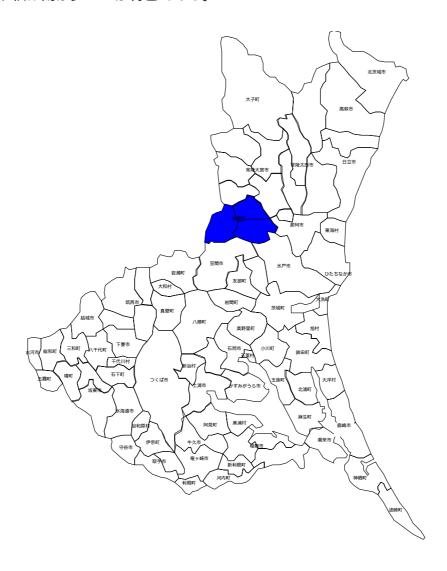
道路は旧常北町と旧桂村を南北につなぐ国道 123 号及び一般県道錫高野石塚線で,東西には 旧桂村と旧七会村をつなぐ一般県道阿波山徳蔵線,旧七会村と旧常北町をつなぐ主要地方道水 戸茂木線が整備されている。

位置は,概ね東経 140 度 15 分から 140 度 25 分,北緯 36 度 25 分から 36 度 33 分にあり,西 北部には,八溝山系の標高 300mから 400mの山々が連なっている。

また,東部は那珂川沿岸で,標高 10mから 20m以下の沖積低地で農地が広がり,一大水田 地帯を形成している。

河川は,那珂川をはじめ,藤井川,桂川,塩子川及び涸沼川などが流れている。

気候は、いわゆる太平洋岸気候で、夏は高温多湿でむし暑く、冬は晴れた日が続いて乾燥し、 梅雨期や秋は雨が多いのが特色である。



#### (2)人口と面積

平成 12 年の国勢調査によると,本町の総人口は 23,007 人で,昭和 60 年の人口 20,437 人に 比べ 2,570 人の増加,1.13 倍の伸びを示している。平成 7 年からの 5 年間では 1,028 人増加し ており,年平均 206 人の増加となっている。

世帯数は ,平成 12 年が 6,820 世帯で ,昭和 60 年の 5,385 世帯に比べ 1,435 世帯の増加 ,1.27 倍の伸びを示している。平成 7 年からの 5 年間では 564 世帯増加しており ,年平均 113 世帯の増加となっている。

1 世帯あたりの人口では, 平成 12 年は 3.37 人で, 昭和 60 年の 3.80 人, 平成 7 年の 3.51 人と比較すると, 年々核家族化が進行していることがうかがえる。

年齢別階層人口では,平成12年は年少人口が16.0%,生産年齢人口が61.2%,老年人口が22.8%となっており,平成7年当時と比較すると,年少人口の減少と老年人口の増加がうかがえる。

また,面積は旧常北町が 52.36 km²,旧桂村が 46.33 km²,旧七会村が 63.04 km²で,合計 161.73 km²となる。

#### 2 常北町,桂村,七会村の沿革

#### (1)常北町の沿革

常北町は,茨城県の北西部に位置し,昔は水戸と栃木県宇都宮市を結ぶ街道の宿場町として 発展した。

古くは,紀元前1万年前から人々が住み始めたと考えられており,縄文時代になると那珂西などの台地は絶好の居住地となり,弥生時代後期には集落ができはじめた。古墳時代の風隼前遺跡からは勾玉・土器などが出土している。

7世紀に律令国家が成立すると、常陸には朝廷から認められた8つの小さな国ができ、町域は那珂郡となった。当時から、町域に鹿島神社が多いのは、鹿島神宮の社殿の立替用材を那珂郡から運んだことと強く結びついていると考えられている。

中世に入ると,武士の台頭は常北町周辺にも及び,常陸大掾一門が藤井川流域と西田川流域の青山地域に進出した。鎌倉時代になると,大中臣姓那珂氏が那珂川西岸に進出し,那珂西城を居城とした。

室町時代には,佐竹氏が那珂川の水上交通を握り,大掾一族を圧迫し,西田川,藤井川流域の水田地帯を確保した。清音寺には南北朝動乱ごろ活躍した佐竹貞義・義敦父子の墓がある。

佐竹義敦から所領を相続した次郎宗義は,町域の石塚城を居城としたので,石塚氏と称された。現在の仲宿に家臣たちの町が形成され,これをもとに近世になってさらに発展するに至る。

江戸時代の慶長5年(1600年)関ヶ原の戦いは徳川家康の率いる東軍の勝利で終わり,西軍の上杉氏と通じていた佐竹氏は秋田へ転封となった。慶長14年(1609年)に家康の子・頼房が水戸城主となり,水戸藩25万石が成立。以後,町域は郡奉行によって支配されるようになる。

石塚村は街道筋にあったため、旅籠や商家が軒を並べ、賑わいを見せていた。

江戸時代の後期になると商品作物の栽培が行われるようになり,町域でも茶の栽培が盛んになり「古内茶」として知られるようになった。那珂川を利用した水運も重要度を増し,元禄期には町域に3か所の河岸が設けられた。また,庶民の文化も興隆し,私塾や寺子屋で教育も行われた。

明治維新を迎え,廃藩置県が行われ水戸藩が水戸県となり,明治8年にはほぼ現在の茨城県が確定し,明治22年(1889年)には市町村制施行により,石塚,小松,西郷の3村が成立した。また,近代教育制度が整えられ,明治6年に石塚尋常小学校が創設された。

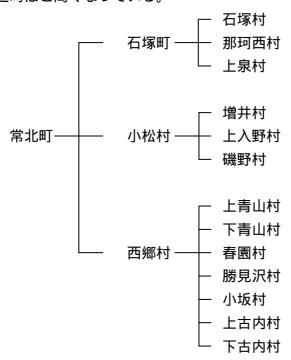
大正8年(1919年)石塚村は町制を施行し,東茨城郡北部の行政や産業の中心として発展した。また,人々の生活や産業の基盤も着々と整備され,大正12年に藤井川の水力発電所が完成。15年には茨城鉄道が水戸市赤塚から石塚間の運転を開始した。

昭和の幕開けとともに金融恐慌がおこり、産業への影響が深刻となった。やがて、世相は戦時色が強くなり、日本は太平洋戦争へ突入した。

戦後まもなく,昭和22年(1947年)に石塚の大火など混乱が続いたが,昭和30年2月11日,石塚,小松,西郷の3町村の合併により常北町が誕生した。

観光面では、公営で全国初のオートキャンプ場を備えた「藤井川ダムふれあいの里」があり、オールシーズン対応のキャビンや天体観測が楽しめる天文台などが整備され、県内外から多くのキャンプ客が訪れている。また、平成14年6月には「健康づくりの場」や「ふれあい・交流の場」の拠点施設として、温泉を活用した常北町健康増進施設「ホロルの湯」を整備し、地域内・地域間交流に努めている。

人口は,県都水戸市に隣接していること,さらには,首都圏から常磐自動車道で1時間強と 恵まれた立地条件を背景に堅調な伸びを示しており,平成12年は13,459人で,平成7年から の年間伸び率は近時ほど高くなっている。



は昭和30年2月11日合併, は明治22年4月1日合併。なお, の石塚町は明治22年4月1日には石塚村で,その後,大正8年10月1日町制施行により石塚町と改称

#### (2)桂村の沿革

桂村は,古くは石器時代から集落があったと考えられ,この地域一体が栄えていたことを物語る多くの遺跡や古墳が発見されている。特に,北方の東組集落や高根の台地からは,形の良く整ったものが出土している。

4世紀から6世紀頃の日本は、かなり強力な国家機構が出来あがり、地方に国・郡・村がおかれ、国造・県主・稲置・村主がそれぞれ政治をつかさどっていた。常陸地方には、新治・筑波・仲・久自・高の5国があって、国造によって治められ、桂村は仲国に属していた。仲国は、那珂川の北より霞ヶ浦に至る広大な地域であるため、応神天皇の代に、南部をさいて「茨城国造」がおかれることになった。この6国を総括して常道国といったのである。

中世以降は常陸国として佐竹氏が,忠実に足利氏のために戦い,幕府の信頼を得てこの地方の守護として実力をたくわえていったが,徳川政権が確定的になったとき,秋田に国替になった。

水戸藩の領内は徳川家の支配となり,慶安3年(1650年)には御前山のふもとを水の取水口として,阿波山の東側から館山の東側を流れ,北方の崖下から常北町上泉に至り,ここからは木樋により水戸市飯富の台地までの水路整備事業「赤沢江」を6年の歳月を費やし整備した。

また,寛永9年(1632年)には,錫高野から錫が発掘されて,本格的に精錬が始まった。それまでは「高野村」だったが,天保年間には「錫高野村」と改められた。

明治5年(1882年)には,錫高野在住の「黒沢止幾子」が専心子弟の教育に従事し,私邸を小学校に充て自ら教師となった。これは,我が国における最初の女教師である。

明治22年4月1日からは町村制によって,圷村・岩船村・沢山村が誕生した。上圷・下圷・

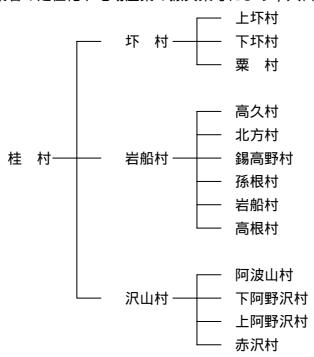
粟の3村が合併して圷村に,高久・北方・錫高野・孫根・岩船・高根の6村が合併して岩船村に,阿波山・下阿野沢・上阿野沢・赤沢の4村が合併して沢山村となった。これらの村は,昭和30年に桂村が誕生するまで,約70年間にわたり自治体としての行政を行ってきた。

合併した桂村は,役場本庁を阿波山におき,圷・岩船には支所を配し,東西 17.65 km,南北 13.90 km,面積 46.33kmに及んでいる。当時の戸数は1,969 戸,人口は10,496 人で,新しい村づくりが発足した。

工芸品としては,岐阜県の飛騨春慶,秋田県の能代春慶とともに日本三大春慶塗に数えられる「粟野春慶塗」は,その歴史は春慶塗の中でも最古で,国無形文化財,茨城県無形文化財及び茨城県郷土工芸品に指定されている。

平成5年に「道の駅」が整備され,地元特産品の販売やモータースポーツ等の交流の場となり,地元活性化の一躍を担っている。

人口は,昭和50年以降減少が続いていたが,住環境整備政策等により平成2年頃を境に増加に転じ,平成12年では7,048人となっている。また,水戸北部中核工業団地(常陸大宮市)の整備による就業者の定住化や地場産業の振興策等により,人口増が見込まれている。



は昭和30年2月11日合併, は明治22年4月1日合併

- 5 -

#### (3)七会村の沿革

七会村は,古くは縄文時代前から居住していたと考えられ,村内には先土器・縄文時代の塙 遺跡(塩子)をはじめ,北の根遺跡・仲郷遺跡(小勝)などがある。

中世に入ると,北部の塩子·小勝付近は那珂西郡に属し,南部の赤沢は東郡(笠間郡)に属し,ともに鹿島神領であった。

文禄3年(1594年)の太閤検地で七会村は茨城郡に属した。「天保郷帳」にみる村々は北から塩子・小勝・徳蔵・赤沢・大網・真端の6か村を数えた。塩子・小勝の両村は水戸藩成立ともに水戸藩領になり、ほかは笠間藩領として幕末を迎えた。なお、笠間藩領の赤沢村は「旧高簿」では上赤沢・下赤沢の2か村に分かれている。村高合計では「元禄郷帳」で2,890石余、「天保郷帳」で3,155石余となっている。

小勝の金ほり穴,塩子の採鉱穴は,佐竹氏の支配の頃,金,銀,錫を採掘した跡という。この地方の採鉱は,天正年間,明国人「誂寛」によって,隣村高野村で,錫鉱が発見されたことに端を発するといわれ,佐竹氏支配の頃,金・銀・錫の生産は拡大したという。水戸藩の支配下に入ると,錫奉行が置かれ,徳川光圀は御錫役を置いて一帯を開発した。当時,この周辺で採鉱・裂錬された錫は年額1,000貫を超えた。

明治維新後,村内の水戸藩領・笠間藩領は明治4年7月に水戸県・笠間県となり,同年11月茨城県に所属。明治8年大区小区制の改正で第5大区2小区・7小区に属し,明治11年に西茨城郡に編入し,明治22年市制町村制施行により,塩子・小勝・徳蔵・下赤沢・上赤沢・真端・大網の7か村が合併して,「七会村」が誕生した。

昭和29年の昭和の大合併の時点でも社会的 地理的条件により合併しなかった経緯もあり , そのまま平成元年に村制施行100周年を迎えるなど ,県内の村では一番古い歴史を持つ村である。

明治 42 年には, 桂村との行政界にある高取山でタングステンの原石である重石の路頭が発見され採掘されるようになった。

大正3年(1914年)第1次世界大戦が起きると,重石の需要は急激に増え,高取鉱山は一大発展をした。大正9年(1917年)には,従業員200人に達し,七会村及び桂村地域で家族を含めると,約600人が生活することとなった。鉱山では,採鉱課・選鉱課・庶務課の3部門が置かれるとともに,「高取鉱山診療所」を設けて,常時医師1人,看護婦1人を配置するほか,厚生施設としてクラブが置かれた。また,児童の教育施設として,桂村錫高野地内に「岩船尋常小学校高取分教場」が開校されるなど,全山活気に溢れていた。

大正 12 年には,常北町にあった藤井川発電所から電力の供給を受けて,村内に電灯がついた。

また,昭和10年には,全村にわたって電話が開通するなど,ライフラインの整備に努めた。 昭和21年の第2次世界大戦後は,外地からの大量引揚者と食糧難を解決するため,各地で 開拓農家の入植が進んだ。

近年は,情報化推進策として,村内の公共施設を光ファイバーで結び,地域イントラネット 事業を整備するとともに,村内全戸に敷設するなど,県内で最も早く基盤整備が進められた。 平成 15 年に物産センター「山桜」が整備され,農林業を活かした新たな都市交流事業を展開している。

人口は,昭和30年の4,286人と比べて平成12年には2,498人まで減少しているが,昭和60年の2,795人から平成12年までの人口減少数は300人程度となっており,それ以前と比較す

れば過疎化傾向にある程度歯止めがかかっている。

世帯数は,昭和30年から40年には大幅な減少傾向を示していたが,この10年間は各種住宅施策の成果により微減傾向に転じており,平成12年では635世帯となっている。



# 第2章 合併の経緯

#### 第2章 合併の経緯

#### 1 合併の背景

この1町2村は,郡こそ東茨城郡と西茨城郡に分かれているが,常北町と桂村は国道123号及び一般県道錫高野石塚線で,桂村と七会村は一般県道阿波山徳蔵線で,七会村と常北町は主要地方道水戸茂木線でそれぞれ結ばれており,古くから歴史的・経済的に結びつきが強く,地域住民の日常生活においても活発な交流が行われている。

このようなことを踏まえ,昭和37年5月21日には常北町,桂村,御前山村,七会村で城北共同放牧一部事務組合を設立し,昭和63年4月1日には組合再編により城北地方広域事務組合と名称を変更し,これまでに,ごみ・し尿処理,国民宿舎「御前山荘」及び和牛の共同放牧場の管理運営等を共同で処理している。

#### 2 合併を必要とした理由

昭和の大合併から 50 年経ち,その間,事務事業の広域的共同処理を図ってきたところであるが,少子・高齢化の進行や住民ニーズの多様化,厳しい財政状況など地方を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中,地方分権に対応できる組織機構を構築する必要があり,また,財源確保の観点から,効率的でかつ充実した行政組織を構築し,その効率化によって捻出された財源により,行政サービスの維持・向上を図ることが,行政側の責務であり,地域住民が期待するところである。

また,当地域は,歴史的な経過や一部事務組合を通した行政上の取組みから,一体性が極めて 高い地域である。

これらを背景とし、合併協議会を通して協議を進めてきたところ、結果として、地域の一体的整備と地方自治法で規定される住民福祉の増進、効率化による経費の節減、組織と運営の合理化の必要性から1町2村が合併することが必要との判断に至った。

# 3 任意協議会設置までの各町村における合併の検討

## (1)3町村の合併推進に係る主な経過

期日		内容
平成 13 年		
7月	12 日	北部四町村長(常北町・桂村・御前山村・七会村)・助役・総務課長会議
		・「広域行政について」
8月	23 日	北部四町村長・助役・総務課長会議
		・「広域行政について」
		・「研修会:合併特例法及び県内合併情勢について」
12月	4 日	北部四町村長・助役・総務課長会議
		・「広域行政について」
平成 14 年		
5月	1日	北部四町村長・議長・副議長会議
		・「現在までの経緯について」
		・「各町村の状況と意見交換について」
		・「四町村の主要概要について」
		・「今後の進め方について」
8月	9日	城北四町村長懇談会
		・「広域行政について」
9月	24 日	城北四町村長・助役・正副議長会議
		・「各町村の状況と意見交換について」
10 月	17日	第 1 回城北四町村合併研究会
10 月	31 日	城北四町村長会議
11 月	25 日	第 2 回城北四町村合併研究会
12 月	24日	第 3 回城北四町村合併研究会
		御前山村が正式に離脱
平成 15 年		
1月	20日	北部四町村長・議長・副議長会議
		・「広域行政について」
	29日	第 4 回城北四町村合併研究会
	24 日	第 5 回城北四町村合併研究会
2月	28 日	1町2村長(常北町・桂村・七会村)会議
3月	5 日	城北四町村長会議
		・「広域行政について」
3月	20 日	1町2村長(常北町・桂村・七会村)・助役・議長・副議長会議
	_	・「任意協議会の設置」について
3月	28日	1町2村長(常北町・桂村・七会村)会議
		・「合併推進協議会(任意協議会)の設置について」

#### (2) 常北町における主な取り組み

市町村合併に関する町民意識調査の実施

#### 【調査の概要】

調査期間: 平成 14 年 11 月 18 日~11 月 29 日配 布数: 3,000 通(18 歳以上無作為抽出)

回 収 数:1,410通回 収率:47.2%

#### 【調査結果(抜粋)】

#### <問1:年齢>

区分	10代	20代	30代	40 代	50 代	60代	70代以上	無回答
回答数	37 人	121 人	157 人	246 人	274 人	266 人	305 人	4 人
割合	2.6%	8.6%	11.1%	17.5%	19.4%	18.9%	21.6%	0.3%

#### <問2:性別>

区分	男	女	無回答	
回答数	703 人	686 人	21 人	
割合	49.9%	48.6%	1.5%	

#### <問5:常北町の合併は必要か>

区分	合併は必要	合併は必要ない	どちらともいえない
回答数	1,002人	220 人	188 人
割合	71.1%	15.6%	13.3%

### <問6:常北町としてどういう市町村合併を望むか(問5で合併必要との回答者)>

X	分	水戸市との合併	城北4町村との合併後,水戸市と合併	城北4町村との合併	その他	
回答	数	557 人	213 人	213 人	19 人	
割	口	55.5%	21.3%	21.3%	1.9%	

#### <問7:合併の時期(問5で合併必要との回答者)>

区分	`	特例法内の合併	急ぐ必要ない	無回答
回答数		835 人	130 人	37 人
割合	ì	83.3%	13.0%	3.7%

## <問8:合併は必要ないという理由(問5で合併必要ないとの回答者>

区分	生活格差が生じる	意見が反 映されに くくなる	役所が遠くなる	行政サー ビスの不 安	地域性がなくなる	地域社会の崩壊	名称がな くなるの が寂しい	その他	無回答
回答数	81 人	24 人	63 人	116人	36 人	42 人	44 人	14 人	20 人
割合	18.4%	5.5%	14.3%	26.4%	8.2%	9.5%	10.0%	3.2%	4.5%

#### 合併住民懇談会の開催

市町村合併に関する町としての今後の取組状況を説明し,住民の理解と協力をいただくとと もに,合併への意見を広く聴取するため,市町村合併住民懇談会を次のとおり開催した。

日時	地区	対象地域	会場	参加者
平成 15 年	石塚	石塚一区,新町区,石塚二区,石塚三	コミュニティセンタ	15 人
3月20日		区,石塚西区,石塚四区,石塚五区	一常北研修室	
18:00 ~				
3月25日	石塚の一	石塚六区,大堀区,石塚七区,那珂西	コミュニティセンタ	14 人
18:30 ~	部,那珂	一区,中妻区,那珂西二区,那珂西三	一常北研修室	
	西 , 上泉	区,上泉区		
3月26日	小松	増井一区,増井二区,磯野区,上入野	小松小学校体育館	12 人
18:30 ~		一区,上入野二区		
3月27日	青山	上青山区,下青山区,春園区,小坂区,	青山小学校体育館	16 人
18:30 ~		勝見沢区		
3月28日	古内	上古内区,下古内一区,下古内二区,	古内小学校体育館	12 人
18:30 ~		下古内三区		
3月30日	全町	全町区域	コミュニティセンタ	8人
10:00 ~			一常北研修室	
3月30日	全町	全町区域	コミュニティセンタ	3人
14:00 ~			一常北研修室	

#### < 市町村合併住民懇談会次第 >

- 1 開会
- 2 あいさつ(町長)
- 3 資料説明(合併の必要性,3町村の概要,住民アンケート結果等)
- 4 意見交換
- 5 その他
- 6 閉会

#### 合併の枠組みに関する合意形成経過

#### < 水戸市・常北町合併協議会の設置と協議の休止>

常北町では,平成7年8月に全国初の住民発議が行われ,同年12月の水戸市,常北町の議会の議決を経て,「水戸市・常北町合併協議会」が設置された。

合併協議会は、平成8年2月から平成11年2月まで15回にわたる協議会が開催されたが、常北町側が建設計画素案を水戸市に提出しなかったことから、第13回協議会以降は実質審議が停止し、平成11年2月の第15回合併協議会で協議会の休止が決定した。

#### < 城北4市町村での合併に向けた取り組みと新町長の誕生>

水戸市との協議会休止後,市町村合併の動きが高まる中,平成13年7月に常北町・桂村・七会村・御前山村による北部四町村長・助役・総務課長会議が開催された以降,城北4町村により,議会も含め,合併に関する調査・研究が行われた。

こうした中,御前山村では平成14年6月に実施した合併に関する住民アンケート調査の結果,住民の約7割が大宮方面での合併を希望したことから,平成14年8月には御前山村は大宮地方4町村による合併推進懇話会に加入することとなった。

さらに,常北町では,平成14年7月の常北町長選挙において,水戸市との合併を志向する三村氏が当選したことから,城北地方4町村による合併の枠組みは,流動的な状況となった。

#### < 常北町・桂村・七会村による合併枠組みの決断 >

平成 14 年 7 月の町長選挙で当選した三村常北町長は,水戸市との合併を志向していたことから,非公式に水戸市の意向を確認したところ,休止した合併協議会の経過もあり水戸市としては常北町との合併には積極的ではないことがわかり,合併特例法の期限内での水戸市との合併の可能性は極めて低いものとなった。

また,大宮地方の合併推進懇話会に参加していた御前山村は,平成14年12月に城北地方の合併の枠組みから正式に離脱を表明した。

こうした中,近年,町財政の緊縮化が課題となっていた常北町では,将来的に合併するのであれば,各種の財政支援がなされる合併特例法の期限内に合併すべきと判断し,平成 15年3月に,昔から広域事務組合で事務の共同処理を行い,住民アンケート調査で大多数の住民が常北町を合併の相手先に選んでいる桂村,七会村との合併推進を表明するにいたった。

#### (3) 桂村における主な取り組み

市町村合併に関する住民意識調査の実施

#### 【調査の概要】

調査期間:平成 14 年 8 月 12 日~8 月 23 日配 布数: 2,000 通(16 歳以上無作為抽出)

回 収 数:852通回 収率:42.6%

#### 【調査結果(抜粋)】

#### <問1>

#### (性別)

区分	男	女	無回答
回答数	392 人	361 人	99 人
割合	46.0%	42.4%	11.6%

#### (年齢)

区分	10代	20代	30代	40 代	50代	60代	70代以上	無回答
回答数	58 人	67 人	77 人	135 人	147 人	155 人	205 人	8人
割合	6.8%	7.9%	9.0%	15.8%	17.3%	18.2%	24.1%	0.9%

#### <問5:桂村の合併は必要か>

区分	必要	検討する必要がある	必要ない	どちらともいえ ない	無回答
回答数	285 人	246 人	166 人	133 人	22 人
割合	33.4%	28.9%	19.5%	15.6%	2.6%

#### <問9:桂村としてどういう合併の組み合わせを望むか>

区分	城北	御前山	七会	大宮	常北・御 前山	常北・御前山・七会	常北・水戸
回答数	93 人	8人	5人	36 人	98 人	155 人	137 人
割合	10.9%	0.9%	0.6%	4.2%	11.5%	18.2%	16.1%

御前山・ 大宮	常北・笠間	大宮・那珂・瓜連	水戸広域	大宮広域	合併しない	その他	無回答
35 人	3人	6人	103 人	52 人	76 人	11 人	34 人
4.1%	0.4%	0.7%	12.1%	6.1%	8.9%	1.3%	4.0%

#### 市町村合併に関する懇談会の開催

日時	会場	参加者
平成 15 年		
2月15日 13:00~	圷地区公民館	30 人
2月16日 10:00~	岩船地区公民館	40 人
2月16日 14:00~	中央公民館	24 人

#### < 市町村合併懇談会次第 >

- 1 開会
- 2 あいさつ(村長)
- 3 経過報告
- (1)市町村合併に関する経過について
- (2)市町村合併アンケート結果について
- 4 意見交換・質疑
- 5 その他
- 6 閉会

#### 合併の枠組みに関する合意形成経過

#### <城北4市町村での合併に向けた取り組み>

市町村合併の動きが高まる中,平成13年7月に常北町・桂村・七会村・御前山村による 北部四町村長・助役・総務課長会議が開催された以降,城北4町村により,議会も含め,合 併に関する調査・研究が行われた。

こうした中,御前山村では平成14年6月に実施した合併に関する住民アンケート調査の結果,住民の約7割が大宮方面での合併を希望したことから,平成14年8月には御前山村

は大宮地方4町村による合併推進懇話会に加入することとなった。

さらに,常北町では,平成14年7月の常北町長選挙において,水戸市との合併を志向する三村氏が当選したことから,城北地方4町村による合併の枠組みは,流動的な状況となった。

#### <常北町・桂村・七会村による合併枠組みの決断>

平成 14 年 7 月の常北町長選挙で当選した三村氏は,水戸市との合併を志向していたことから,非公式に水戸市の意向を確認したところ,休止した合併協議会の経過もあり水戸市としては常北町との合併には積極的ではないことがわかり,合併特例法の期限内での水戸市との合併の可能性は極めて低いものとなった。

また,大宮地方の合併推進懇話会に参加していた御前山村は,平成14年12月に城北地方の合併の枠組みから正式に離脱を表明した。

こうした中,桂村では,平成14年8月に実施した住民アンケート調査の結果を踏まえ, 人的交流,行政的な結びつきが強い城北地域での合併を念頭に各種の財政支援がなされる合併特例法の期限内に合併すべきと判断した。

さらに,平成15年2月に,地区ごとに市町村合併に関する懇談会を開催し,これまでの経緯を説明し住民の理解を得て,常北町,七会村との合併推進に至った。

#### (4)七会村における主な取り組み

合併住民懇談会の開催

市町村合併に関し,合併の一般的な概要と現在までの村の取組状況を説明し,今後の合併 推進に対し,住民の理解と協力を得るため,次のとおり住民懇談会を開催した。

日時	会場	地区	参加者
平成 14 年			
6月24日 ~	花山体育館	塩子地区	85 名
6月28日 ~	中央公民館	小勝地区	38 名
6月29日 ~	中央公民館	五字地区	50 名

#### <合併に関する住民説明会次第>

- 1 開会
- 2 村長あいさつ
- 3 村議会議長あいさつ
- 4 協議事項

市町村合併について(一般論と推進状況)

- 5 質疑
- 6 その他
- 7 閉会

#### 合併住民説明会の開催

市町村合併は,行政・議会・住民が三者一体となり進めていくものであり,城北地域への 合併意向に関する住民のコンセンサスを得るため,次のとおり住民説明会を開催した。

日時	会場	地区	参加者
平成 14 年			
10月18日 19:00~	中央公民館	五字地区	52 名
10月19日 19:00~	保健福祉センター	小勝地区	48 名
10月20日 19:00~	花山体育館	塩子地区	62 名

#### <合併に関する住民説明会次第>

- 1 開会
- 2 村長あいさつ
- 3 議会議長あいさつ
- 4 協議事項

市町村合併の方向性について

- 5 質疑
- 6 その他
- 7 閉会

市町村合併に関する住民アンケート調査の実施

#### 【調査の概要】

調査期間:平成14年11月27日~12月5日 配布数:1,992通(20歳以上の全村民)

回 収 数:1,374通回 収率:68.98%

#### 【調査結果(抜粋)】

#### <問1 >

#### (性別)

区分	男	女	無回答
回答数	652 人	670 人	52 人
割合	47.4%	48.8%	3.8%

#### (年齢)

区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答
回答数	163 人	128人	238 人	228 人	208 人	398 人	11 人
割合	11.9%	9.3%	17.3%	16.6%	15.1%	29.0%	0.8%

#### <問2:市町村合併の時期>

区分	1 H17年3月ま	2 特例法に限ら	3 合併には反対	4 よくわからな	5 無回答
	でに合併	ないが合併		l1	
回答数	707 人	294 人	85 人	158 人	130 人
割合	51.4%	21.4%	6.2%	11.5%	9.5%

#### <問3:今回村が表明した「城北地域」への合併方向性について賛成か,反対か>

	区分	賛成	反対	無回答	計
問 2	で1にをつけ,問3で城北地域への方向性に	439 人	249 人		688 人
問 2	で2に をつけ,問3で城北地域への方向性に	136 人	145 人		281 人
問 2	で合併そのものに反対と回答したもの	-		ı	27 人
問 2	でよくわからないと回答したもの	-		ı	97 人
	小計	575 人	394 人		1,093人
賛厄	<b>戈・反対の割合 /969 人(575 + 394)</b>	59.34%	40.66%		
	問2が無回答で城北地域の合併方向性に	55 人	36 人		91 人
	問2で1・2に回答し城北地域の合併方向性に	17人	4 人		21 人
	問2で4に回答し城北地域の合併方向性に	28 人	33 人		61 人
	問2で1・4に回答し城北地域の合併方向性に	1人	1人		2人
	問2で2・4に回答し城北地域の合併方向性に	1人	1人		2人
	問2で3に回答し城北地域の合併方向性に	3人	58 人		61 人
	問2で1・3に回答し城北地域の合併方向性に	1人			1人
	問2で1・2に回答し城北地域の合併方向性に	-	-	32 人	32 人
	問2・3で無回答	-	-	10人	10人
	小計	106人	133 人	42 人	281 人
	合 計	681 人	527 人	42 人	1,374人
賛厄	戏・反対の割合 /1,208人(681+527)	56.37%	43.63%		_

合併の枠組みに関する合意形成経過

#### <笠間地方広域行政研究会における調査・研究>

平成 13 年 5 月, 笠間市, 友部町, 岩間町, 内原町, 七会村の担当課長よる広域行政研究会が設置されて独自にケーススタディ事業を実施するなど, 首長, 議会も含めた合併に関する調査・研究が行われた。

そうした中,平成14年7月に首長,議長による市町村合併研究会が開催され,笠間市, 友部町,岩間町による枠組みが合意され,七会村,内原町に対しては8月を目途に枠組みへの参加の意向を回答することで,研究会を解散した。

平成 14 年 9 月に入り,内原町は水戸市と,七会村は城北地域との合併意向を表明し,3 市町の枠組みから離脱したことから,同年 10 月には笠間市,友部町,岩間町による任意協議会が設置されたが,合併時期や名称等の問題を背景に笠間市が早期に離脱し,10 月 21 日に任意協議会は解散した。

#### < 城北地方での合併に向けた村内の合意形成 >

合併の調査・研究に関し、七会村は平成13年の5月に笠間地方、同年7月には7月には 城北地方の研究組織に参加したが、これは、同村が古くは水戸藩、笠間藩に分かれていたこ とや広域事務は、笠間地方、城北地方それぞれで共同処理を行うなど、両地方との交流があ ったことが背景としてあった。

こうした中,笠間地方の検討組織では,内原町が水戸市と,笠間市,友部町,岩間町は3町村での枠組み形成を図ったことから,七会村としても枠組みについての決断を迫られ,平成14年9月に村長,議会議長の連名で,全町民に対し,将来水戸市との合併を睨んだ城北地方への参画を表明するに至った。

その後,合併の枠組みに関する住民アンケート調査や住民説明会を開催し,住民の意向把握や理解に努めたが,城北地方での合意形成は村を二分する議論となった。

こうした中,平成 15 年 4 月に統一地方選挙による村長選挙が行われ,城北地方での合併を志向する現職と笠間地方での合併を志向する候補が合併を争点に選挙戦を展開した。

選挙結果は,城北地方での合併を志向する候補が全体の約6割を得票し,村を二分した枠組みの議論は一応の判断がなされた。

4 常北町・桂村・七会村合併推進協議会(任意協議会)の設置と協議経過

各町村での合併に向けた合意形成の結果,平成16年3月20日に「1町2村長・助役等・議長・ 副議長会議が開催され,任意協議会設置に関する合意がなされ,それを受け,平成15年3月28 日に1町2村長会議を開催し,常北町・桂村・七会村合併推進協議会(任意協議会)が設置された。

(1) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会の組織

規約

#### 常北町·桂村·七会村合併推進協議会規約

#### (設置)

第1条 常北町、桂村、七会村(以下「1町2村」という。)は、1町2村での合併推進に係る基本 的事項等について研究、協議を行うため、常北町・桂村・七会村合併推進協議会(以下「協議会」 という。)を設置する。

#### (協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について研究、協議する。
- (1)合併に関する基本的事項
- (2)1町2村の建設計画等に関する事項
- (3)その他合併に関し必要な事項

#### (組織)

- 第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。
- (1)1町2村の長 3名
- (2)1町2村の議会の議長及び副議長 6名
- (3)1町2村の議会がそれぞれ推薦する議員 各町村1名
- (4)1町2村の長がそれぞれ推薦する学識経験を有する者 各町村2名
- (5)1町2村の長が協議して定めた茨城県職員 1名

#### (役員)

- 第4条 協議会に次の役員を置く。
- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)監事 2名
- 2 会長及び副会長は、1町2村の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 監事は、委員の互選により選出する。

#### (役員の職務)

- 第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

#### (会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。

#### (関係職員の出席)

第7条 協議会は、必要に応じて1町2村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求める

ことができる。

#### (幹事会)

- 第8条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、1町2村の長が協議して別に定める。

#### (事務局)

- 第9条 協議会に事務局を置く。
- 2 協議会の事務局は、会長が属する町村に置く。
- 3 この規約に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (職員)

第10条 協議会の事務に従事する職員は、1町2村の長が協議して定めた者をもって充てる。

#### (経費)

第11条 協議会に要する経費は、1町2村の長が協議して負担する。

#### (補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

- 1 この規約は、平成 15 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この規約は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく合併協議会が設置された日に、その効力を失う。

#### 委員名簿

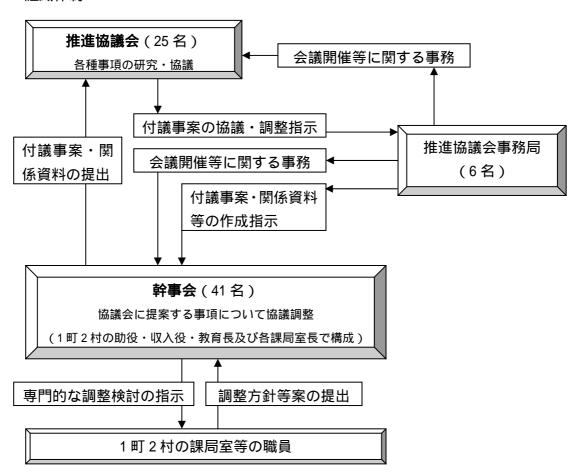
#### <常北町・桂村・七会村合併推進協議会委員名簿>

(25人)

区分	役 職	氏 名	備考
常 北 町	町 長	三 村 孝 信	会長
	議会議長	園 部 靜	
	議会副議長	永 山 髙 男	
	議会議員(1名)	鯉 渕 秀 雄	
桂 村	村 長	金長義郎	副会長
	議会議長	会 沢 弘 次	
	議会副議長	広 木 袈裟男	
	議会議員(1名)	高堀七郎	
七 会 村	村 長	阿久津 藤 男	副会長
	議会議長	清水進喜	平成 15 年 5 月 22 日まで
	議会議長	福田定夫	平成 15 年 5 月 23 日から
	議会副議長	阿久津 尚 一	平成 15 年 5 月 22 日まで
	議会副議長	大座畑 洋 二	平成 15 年 5 月 23 日から
	議会議員(1名)	福田定夫	平成 15 年 5 月 22 日まで
	議会議員(1名)	金子栄治	平成 15 年 5 月 23 日から

	T					T
学識経験者	住民代表(常北町)	所		周	造	
	住民代表 ( 常北町 )	大	越	止	男	
	住民代表 ( 常北町 )	_	木	邦	彦	
	住民代表 ( 常北町 )	富	永	雅	子	
	住民代表(桂 村)	平	Щ		力	
	住民代表(桂 村)	川	野辺		博	
	住民代表(桂 村)	鈴	木	裕	司	
	住民代表(桂 村)	大	森	久	子	
	住民代表 (七会村)	青	木	新三	三郎	
	住民代表 (七会村)	清	水	良	_	
	住民代表 (七会村)	大	塚	啓	司	
	住民代表 (七会村)	阿么	久津	理	子	
	茨城県職員	袁	部		実	県北地方総合事務所総務課
						企画振興室長

#### 組織体制



- (2) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会での協議
  - 第1回常北町・桂村・七会村合併推進協議会
    - 1 開会
    - 2 会長・副会長あいさつ
    - 3 委員の紹介及び委嘱状の交付
    - 4 事務局職員の紹介
    - 5 報告事項
    - (1)合併推進に係る経過について
    - (2) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会規約について
    - (3) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会幹事会規程について
    - (4) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会事務局規程について
    - (5) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会会計規程について
    - (6) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会会議運営規程について
    - (7) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会会議傍聴規程について
    - 6 協議事項
    - (1) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会監事の選出について
    - (2) 平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併推進協議会事業計画(案)について
    - (3) 平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併推進協議会予算(案)について
    - 7 確認事項
    - (1)第2回常北町・桂村・七会村合併推進協議会会議について
    - 8 その他
    - 9 閉会

#### 第2回常北町・桂村・七会村合併推進協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 市町村合併に関する研修会
  - 「市町村合併を巡る最近の動向等について」

講師 茨城県総務部市町村課広域行政推進室長 岡田 克幸 氏

- 4 報告事項
- (1)事務事業現況調査について
- 5 研究事項
- (1)合併に関する基本的事項について(合併協定項目,合併の方式,合併の期日,新町の名称, 新町の事務所の位置)
- 6 確認事項
- (1) 第3回常北町・桂村・七会村合併推進協議会会議について
- 7 その他
- 8 閉会

#### 第3回常北町・桂村・七会村合併推進協議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員の紹介及び委嘱状の交付
- 4 報告事項
- (1)事務事業現況調査の結果について
- (2)近年における他地域(町村)の事例について
- 5 協議事項
- (1) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会監事の選出について
- (2) 常北町・桂村・七会村合併推進協議会の取り扱いについて
- 6 研究事項
- (1) 常北町・桂村・七会村合併協議会設置に係る準備研究について
  - 常北町・桂村・七会村合併協議会規約(案)について
  - 常北町・桂村・七会村合併協議会幹事会規程(案)について
  - 常北町・桂村・七会村合併協議会事務局規程(案)について
  - 常北町・桂村・七会村合併協議会財務規程(案)について
  - 常北町・桂村・七会村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について
  - 常北町・桂村・七会村合併協議会会議運営規程(案)について
  - 常北町・桂村・七会村合併協議会会議傍聴規程(案)について
  - 常北町・桂村・七会村合併協議会会議録等閲覧規程(案)について
  - 常北町・桂村・七会村合併協議会小委員会規程(案)について
  - 平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併協議会事業計画(案)について
  - 平成15年度常北町・桂村・七会村合併協議会予算(案)について
- 7 その他
- 8 閉会

#### 協議事項(2)

#### < 常北町・桂村・七会村合併推進協議会の取り扱いについて>

常北町・桂村・七会村の1町2村は,平成15年3月28日,合併に係る調査・研究を図ることを目的として,常北町・桂村・七会村合併推進協議会(任意協議会)を設置しました。

本日まで協議会を3回開催し,法定協議会設置後の協議を念頭に,法定協議会の組織体制や概ね40程度の協議項目の内容,さらには合併方式や合併の期日,新町の名称,新町の事務所の位置という4つの基本的な協議事項について調査・研究を行うなど,一定の役割を果たしたところであります。

一方,合併の実現までには一般的に 22 か月の期間を要するとされており,合併特例法の期限である平成 17 年 3 月まであと 2 年を切った現在,合併特例法の期限内の合併

を検討するためには正式に法定協議会を設置し ,合併後の新しいまちづくりについて十分な協議を 行っていく必要があります。

このようなことから,常北町・桂村・七会村の1町2村により,地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく法定協議会の設置を各町村に

強く要望し、法定協議会設置後改めて本格的な協議を進めていくものです。

したがって , 1 町 2 村による任意協議会の役割をここで終了し , 本協議会を下記のとおり取扱っていくものとする。

記

#### 1 解散期日

任意協議会の解散日は法定協議会設置日の前日をもって解散する。

#### 2 収支の清算

任意協議会の収支清算については,解散日をもって行う。ただし,清算額の確定については,解散後速やかに行うこととし,清算によって生じる残金については法定協議会予算に編入するものとする。

#### 3 事務の引継

任意協議会の事務については,法定協議会が引き継ぐものとする。

# 5 常北町・桂村・七会村合併協議会(法定協議会)の設置

常北町・桂村・七会村合併推進協議会(任意協議会)については,3回の会議をもち,法定協議会設置後の協議を念頭に,法定協議会の組織体制や協議項目,合併方式などの基本4項目について調査・研究を行うなど一定の役割を果たしたところであり,合併特例法の期限まで2年を切った中,合併を検討するためには正式に法定協議会を設置し,合併後の新しいまちづくりについて十分な協議を行っていく必要があると判断し,常北町・桂村・七会村の1町2村により,地方自治法に基づく法定協議会の設置し,本格的な協議を進めることとした。

	<法定合併協議会設置に向けた手続きの流れ>
平成 15 年	
5月29日	法定合併協議会設置協議(事前協議)
6月11,12日	各町村議会で法定合併協議会設置議案を議決 ・・・・・・・・・・(1)
6月18日	法定合併協議会設置に関する協議書を締結 ・・・・・・・・・・・(2)
	各町村で法定合併協議会設置を告示 ・・・・・・・・・・・・・(3)
6月24日	常北町・桂村・七会村合併協議会設置
	法定合併協議会設置に伴う覚書を締結 ・・・・・・・・・・・・(4)
	法定合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議書を締結 ・・(5)
	従事職員の身分の取扱いに関する協定書を締結 ・・・・・・・・・(6)
	茨城県に法定合併協議会設置届出書を提出 ・・・・・・・・・・・(7)

# (1) 各町村議会で法定合併協議会設置議案を議決

## 議案第 号

#### 常北町・桂村・七会村合併協議会の設置に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、常北町・桂村及び七会村合併による新町の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、常北町・桂村・七会村合併協議会を設置する。

平成15年6月日

町(村)長

別紙

#### 常北町・桂村・七会村合併協議会規約

(設置)

第1条 常北町,桂村,七会村(以下「1町2村」という。)は,地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」とい う。)第3条第1項の規定に基づき,合併協議会を置く。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は,常北町・桂村・七会村合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(担任事務)

第3条 協議会は,次に掲げる事務を行う。

- (1) 1町2村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか,1町2村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は,1町2村の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は,会長,副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第6条 会長及び副会長は,1町2村の長が協議し,次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。
- 2 会長及び副会長は非常勤とする。

(委員)

- 第7条 委員は,次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 1町2村の長 3名
  - (2) 1町2村の議会の議長及び副議長 6名
  - (3) 1町2村の議会がそれぞれ推薦する議員 3名
  - (4) 1町2村の長がそれぞれ推薦する学識経験を有する者 12名
  - (5) 1町2村の長が協議して定めた茨城県職員 1名
- 2 委員は,非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき,又は会長が欠けたときは,副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は,会長が招集する。
- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは,会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は,会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第10条 会議は,在任委員の半数以上が出席しなければ,これを開くことができない。
- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

- 第11条 協議会は,担任事務の一部について調査,審議等を行うため小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の組織,運営その他必要な事項は,会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

- 第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、1町2村の長が協議して別に定める。

(事務局)

- 第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は,会長が別に定める。

# (職員)

第14条 協議会の事務に従事する職員は,1町2村の長が協議して定めた者をもって充てる。

## (経費)

第15条 協議会に要する経費は,1町2村が負担する。

## (監査)

- 第16条 協議会の出納の監査は、会長が1町2村の監査委員のうちから協議会の同意を得て3名を 委嘱し、これを行う。
- 2 監査委員は,監査の結果を会長に報告しなければならない。

# (財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成,現金の出納その他財務に関し必要な事項は,会長の属する町村の例により会長が別に定める。

# (報酬及び費用弁償)

- 第18条 協議会の会長,副会長,委員及び監査委員は,報酬及びその職務を行うために要する費用 弁償を受けることができる。
- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については,会長が会議に諮り別に定める。 (協議会廃止の場合の措置)
- 第19条 協議会を廃止した場合においては,協議会の収支は廃止の日をもって打ち切り,会長であった者がこれを決算する。

# (補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。 附 則

この規約は,平成15年6月24日から施行する。

# <議決の状況>

- ・常北町 平成 15 年 6 月 12 日可決 ( 賛成 14 , 反対 3 )
- ·桂 村 平成 15 年 6 月 11 日可決 ( 賛成 14 , 反対 0 )
- ·七会村 平成 15 年 6 月 11 日可決 ( 賛成 10, 反対 1)

# (2)法定合併協議会設置に関する協議書を締結

# 常北町・桂村・七会村合併協議会設置に関する協議書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき,常北町、桂村、七会村との合併に関する協議を行うため,別紙のとおり規約を定め,常北町・桂村・七会村合併協議会を設置する。

平成 15 年 6 月 18 日

茨城県東茨城郡常北町石塚 1428-25

常北町

常 北 町 長 三 村 孝 信

茨城県東茨城郡桂村阿波山 176

桂 村

桂 村 長 金 長 義 郎

茨城県西茨城郡七会村徳蔵 637

七会村

七 会 村 長 阿久津 藤 男

# (3) 各町村で法定合併協議会設置を告示

告示第 号

# 常北町・桂村・七会村合併協議会の設置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、常北町・桂村・七会村による新町の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、平成 15 年 6 月 24 日をもって常北町・桂村・七会村合併協議会を設置する。

平成15年6月日

町長

# (4)法定合併協議会設置に伴う覚書を締結

# 常北町・桂村・七会村合併協議会の設置に伴う覚書

常北町,桂村,七会村(以下「1町2村」という。)は,常北町・桂村・七会村合併協議会(以下「協議会」という。)を設置するにあたり,常北町・桂村・七会村合併協議会規約(以下「規約」という。)第4条,第6条第1項,第7条第1項第4号並びに第5号,第12条第2項,及び第14条の規定に基づき協議の上,次のとおり覚書を交換する。

(協議会の事務所の位置)

第1条 規約第4条の規定による協議会の事務所は,常北町役場分庁舎内に置く。

(会長及び副会長)

第2条 規約第6条第1項の規定による会長及び副会長は次のとおりとする。

会 長 常北町長 三 村 孝 信

副会長 桂 村 長 金 長 義 郎

副会長 七会村長 阿久津 藤 男

# (委員)

第3条 規約第7条第1項第4号並びに第5号に規定する委員は,次のとおりとする。

X		分						氏					名					
常	北	町	所		周道	告	大	越	止	男	_	木	邦	彦	副	永	雅	子
桂		村	平	Щ	j	þ	川里	予辺		博	鈴	木	裕	司	大	森	久	子
七	会	村	青	木	新三郎	<b>8</b> 3	清	水	良	_	大	塚	啓	司	阿久	入津	理	子
茨	城	県		茨城県県北地方総合事務所長 増 田 一 良														

## (幹事会)

第4条 規約第12条第2項の規定による幹事会の組織及び運営に関し必要な事項については,別紙「常北町・桂村・七会村合併協議会幹事会規程」に定めるとおりとする。

# (事務局職員)

第5条 規約第14条の規定による協議会の事務に従事する職員については,次のとおりとする。

職名	氏	名	町 村 名
事 務 局 長	三村	主	常北町
事務局次長	小野瀬 篤	郎	常北町
総 務 班 長	五 町 義	徳	常北町
計 画 班 長	加藤光	明	桂村
調整班長	小 林 克	瓦成	七会村
書記	堀口祐	i —	桂村
書記	大 塚 一	- 彦	七会村

# (疑義の決定等)

第6条 この覚書の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又この覚書に定めのない事項が生じたときは、1町2村が協議の上定めるものとする。

(効力の発生及び失効)

- 第7条 この覚書は、平成15年6月24日から効力が発生するものとする。
- 2 この覚書は、協議会が解散したときに効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため,本書3通を作成し,1町2村が記名捺印の上,それぞれ1通を保有する。

平成 15 年 6 月 24 日

東茨城郡常北町石塚 1428-25 常北町長 三村 孝信

東茨城郡桂村阿波山 176

桂村長 金長義郎

西茨城郡七会村徳蔵 637

七会村長 阿久津 藤 男

# (5)法定合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議書を締結

# 常北町・桂村・七会村合併協議会委員の身分等 取扱いに関する協議書

常北町・桂村・七会村合併協議会(以下「協議会」という。)の委員で,常北町・桂村・七会村合併協議会規約第7条第4号の規定により,学識経験を有する者として充てられた委員の身分等の取扱いについては,次のとおりとする。

## (身分等)

第1条 規約第7条第4号により、1町2村の長がそれぞれ推薦する学識経験を有する者については、町又は村の非常勤の職員に任命されたものとする。

## (公務災害補償制度の運用)

第2条 協議会の委員で,前条に掲げる学識経験を有する者の公務災害及び通勤災害については,町 又は村の公務災害制度を適用し,かつ,当該町又は村において対応(公務災害の発生に伴い必要と なる認定委員会,災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。)するものとする。

## (報酬及び費用弁償)

第3条 協議会の関係規定に定める学識経験委員の報酬及び費用弁償は,当該学識経験委員が,非常 勤職員の身分を有する町又は村において定めた当該非常勤に係る報酬及び費用弁償とみなす。

平成 15 年 6 月 24 日

茨城県東茨城郡常北町石塚 1428-25

常北町

常 北 町 長 三 村 孝 信

茨城県東茨城郡桂村阿波山 176

桂 村

桂 村 長

金 長 義 郎

茨城県西茨城郡七会村徳蔵 637

七会村

七 会 村 長 阿久津 藤 男

# (6)従事職員の身分の取扱いに関する協定書を締結

# 常北町・桂村・七会村合併協議会設置に係る 従事職員の身分の取扱いに関する協定書

#### 1 従事職員

常北町長,桂村長,七会村長は,常北町・桂村・七会村合併協議会規約第14条の規定に基づき, それぞれ次の者を指定する。

## < 常北町 >

名 称	職名	氏 名
事務吏員	課長補佐	三 村 主
事務吏員	課長補佐	小野瀬 篤 郎
事務吏員	係 長	五 町 義 徳

# < 桂村 >

名 称	職名	氏 名
事務吏員	課長補佐	加藤光明
事務吏員	主事	堀 口 祐 一

## < 七会村 >

名 称	職名	氏 名
事務吏員	係 長	小 林 克 成
事務吏員	主事	大塚 一彦

## 2 従事期間

常北町,桂村,七会村の従事職員が従事する期間は,平成15年6月24日から平成16年3月31日までとする。

3 従事場所

従事職員の従事する場所は、会長の属する町村とする。

4 身分

従事職員は、当該職員の属する町村の職員の身分を保有するものとする。

5 給与

従事職員の給与は,当該職員の所属町村が負担するものとする。ただし,時間外勤務手当てについては,協議会が支給するものとする。

6 昇格、昇給及び昇任

従事職員の昇格,昇給及び昇任については,所属町村の関係規定を適用し,所属町村が発令する ものとする。

7 旅費

従事職員の旅費は、会長町村の例により、協議会が支給するものとする。

- 8 勤務条件
- (1)従事職員の勤務時間は,会長町村の職員の例による。
- (2)上記以外の勤務条件は,所属町村の関係規定を適用するものとする。
- 9 分限及び懲戒

従事職員の分限及び懲戒は、所属町村の関係規定を適用し、所属町村が行うものとする。

10 服務

従事職員の服務は,所属町村の関係規定を適用するものとする。

- 11 福利厚生
- (1)従事職員の保健,レクリェーション等厚生制度(以下「福利厚生制度」という。)は,所属町村の職員の例によるものとする。
- (2)従事職員にかかる福利厚生制度の維持経費は,所属町村が負担する。
- 12 共済組合等
- (1)従事職員(茨城県からの派遣職員を除く。以下この項において同じ)は、所属町村の職員として 茨城県市町村職員共済組合に加入するものとする。
- (2)従事職員が所属する町村は,従事職員にかかる掛金及び特別掛金を徴収し、これらに見合う所用負担金とともに,茨城県市町村職員共済組合に納付する。
- (3)従事職員に係る茨城県市町村職員共済組合に対する負担金は,所属町村が負担する。

## 13 公務災害補償

- (1)従事職員(茨城県からの派遣職員を除く。以下この項において同じ)の公務上の災害に対する補償の認定手続等は,所属町村が行う。
- (2)従事職員にかかる地方公務員災害補償基金に対する負担金は,所属町村が負担する。
- 14 従事期間の更新

2 に定める従事期間の満了日までに,常北町,桂村,七会村から何らかの意思表示もされないときは,当該従事期間は、更に1年更新されるものとし,その後もまた同様とする。

# 15 その他

この協定書の有効期間は,平成15年6月24日から常北町・桂村・七会村合併協議会解散の日までとし,この協定書に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めるもののほか,従事職員の身分取扱い等について定めるべき事項が生じたときは,会長町村と所属町村との協議により定めるものとする。

平成 15 年 6 月 24 日

茨城県東茨城郡常北町石塚 1428-25

常北町

常 北 町 長 三 村 孝 信

茨城県東茨城郡桂村阿波山 176

桂 村

桂 村 長 金 長 義 郎

茨城県西茨城郡七会村徳蔵 637

七会村

七 会 村 長 阿久津 藤 男

# (7)茨城県に法定合併協議会設置届出書を提出

常北発第 118 1 号 桂 発第 756 号

七会総第 156号

平成 15 年 6 月 24 日

茨城県知事 橋本 昌様

常北町長 三 村 孝 信

桂村長 金長 義郎

七会村長 阿久津 藤 男

常北町・桂村・七会村合併協議会の設置について(届出)

常北町・桂村及び七会村との合併に関する協議及び新町建設計画の作成その他の事務を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、常北町・桂村・七会村合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

## 添付書類

- 1 協議会設置理由書
- 2 協議会規約(写)
- 3 常北町・桂村及び七会村議会の関係議決書
- 4 常北町・桂村及び七会村議会の会議録

#### (添付書類)

# 合併協議会設置理由書

常北町,桂村,七会村は,長い歴史の中で共有の文化を持ち,日常生活はもとより,産業,経済において密接な関係を築きながら歩んできました。

昭和37年には城北共同放牧一部事務組合を設立し、昭和39年には城北共同放牧及び衛生一部事務組合,昭和63年には城北地方広域事務組合と名称を改め、ごみ・し尿等を共同で処理し、現在も広域行政に取り組んでいます。

今、21 世紀を迎え、交通網や通信手段の発達などにより、日常生活圏が拡大する一方で、本格的な少子・高齢化が進み、また、地方分権時代の到来や住民ニーズの高度化・多様化、さらには、国・地方の財政状況の悪化に対し、常北町,桂村,七会村でも、これらに対応できる行財政基盤の確立と行財政運営能力の向上が強く求められています。

このような状況の中、常北町,桂村,七会村におきましては、当地域における合併についての調査・研究に取り組むため,平成13年7月から,町村長,議会正副議長等の会議を持ち,合併推進についての具体的な検討を進めてまいりました。

そして,本年3月末には,1町2村の町村長,議会代表,住民代表を構成員といたします「常北町・ 桂村・七会村合併推進協議会」を設置し、今後の合併協議の進め方などについて協議をした結果、法 定協議会を設置し、1町2村の合併について具体的な協議を進めるべきであるとの合意を見たところ であり、ここに「常北町・桂村・七会村合併協議会」を設置するものです。

# 6 合併重点支援地域の指定

常北町・桂村・七会村合併協議会(法定協議会)の設置に伴い,当地域の合併に向けたより一層の気運醸成を図るため,県知事に合併重点支援地域の指定を要請した。

合併重点支援地域に指定されたことにより,市町村合併に関する様々な県の支援を受けることができた。

常北発第 1130 号

桂 発第 724号

七 総第 126号

平成 15 年 6 月 16 日

茨城県知事 橋 本 昌 様

常北町長 三村孝信

桂村長 金長義郎

七会村長 阿久津 藤 男

# 合併重点支援地域の指定について

常北町,桂村,七会村の1町2村では,第2回定例議会で「常北町・桂村・七会村合併協議会」設置について議決を得て,6月24日に「常北町・桂村・七会村合併協議会」が設置される運びとなりました。

この合併を実現するため,国の新たな指針に基づく合併重点支援地域の指定を受け,国や県の啓発事業の重点的実施等により,合併に向けたなお一層の気運醸成を図ってまいりたいと考えております。

つきましては ,常北町 ,桂村 ,七会村の 1 町 2 村を合併重点支援地域として指定していただきたく , 特段のご配慮をお願いいたします。

市町村第 376 号

平成 15 年 6 月 24 日

常北町長 殿

桂村長 殿

七会村長 殿(各通)

茨城県知事 橋本 昌

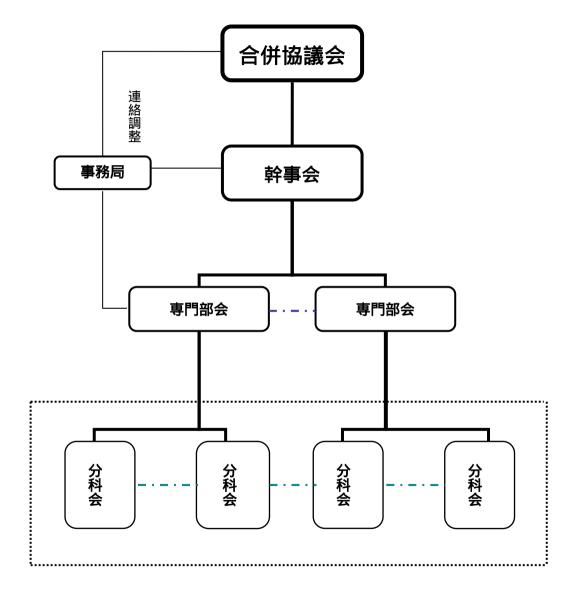
合併重点支援地域の指定について(通知)

平成 15年6月16日付けで要請のありましたこのことにつきましては,下記のとおり指定します。

記

指定地域:東茨城郡常北町・東茨城郡桂村・西茨城郡七会村

指定日:平成15年6月24日



構成	役割
合併協議会 3町村の長・議員・学識 経験者で組織	合併に関する協議 市町村建設計画の作成 等
幹事会 助役・収入役・総務及 び企画担当課長等で組 織	合併協議会に提案する事項の調整 合併協議会の運営に関する事項 専門部会間の調整・進行管理 等
<b>専門部会</b> 関係課長等で組織	行政内容現況書の作成 分科会間の調整・進行管理 等
<b>分科会</b> 関係課長補佐~係長等 で組織	行政内容現況書の作成

# <合併協議会委員>

(25人)

区分	役 職	 氏 名	備考
常 北 町	町長		
	議会議長	園 部 静	平成 16 年 2 月 9 日まで
	"	鯉 渕 秀 雄	平成 16 年 2 月 10 日から
			平成 16 年 9 月 23 日まで
	"	小 林 宏	平成 16 年 9 月 24 日から
	議会副議長	永 山 髙 男	平成 16 年 2 月 9 日まで
	"	浅 野 壽 一	平成 16 年 2 月 10 日から
	議会議員(1名)	鯉 渕 秀 雄	平成 16 年 2 月 9 日まで
	ıı .	阿久津 堅 次	平成 16 年 2 月 10 日から
桂村	村 長	金長義郎	
	議会議長	会 沢 弘 次	平成 16 年 2 月 9 日まで
	<i>''</i>	森 田 勝 一	平成 16 年 2 月 10 日から
	議会副議長	広 木 袈裟男	平成 16 年 2 月 9 日まで
	"	桧 山 年 載	平成 16 年 2 月 10 日から
	議会議員(1名)	高堀七郎	平成 16 年 2 月 9 日まで
	"	宮 本 仁	平成 16 年 2 月 10 日から
七 会 村	村 長	阿久津 藤 男	
	議会議長	福田定夫	
	議会副議長	大座畑 洋 二	
	議会議員(1名)	金子栄治	
学識経験者	住民代表 ( 常北町 )	所 周造	
	住民代表 ( 常北町 )	大 越 止 男	
	住民代表 ( 常北町 )	一 木 邦 彦	
	住民代表 ( 常北町 )	富 永 雅 子	
	住民代表(桂 村)	平 山 力	
	住民代表(桂 村)	川野辺 博	
	住民代表(桂 村)	鈴 木 裕 司	
	住民代表(桂 村)	大 森 久 子	
	住民代表(七会村)	青木新三郎	
	住民代表(七会村)	清水良一	
	住民代表(七会村)	大 塚 啓 司	
	住民代表(七会村)	阿久津 理 子	
	茨城県職員	増 田 一 良	平成 16 年 3 月 31 日まで
	(県北地方総合事務所長)	安 義治	平成 16 年 4 月 1 日から

# <幹事会>

寸	体	名	役	職	名		氏 名	
			助		役	横	倉 芳	郎
常	北	町	総	務 課	長	富	永 郁	夫
			企	画 財 政 課	長	海	野勝	美
			収	入	役	秋	山 和	美
桂		村	総	務 課	長	谷	津 信	<b>太</b> 隹
			企	画 財 政 課	長	加藤	木 昭	博
			助		役	富	田孝	_
七	会	村	総	務 課	長	富	田一	郎
			総	務課 長補	佐	仲	田 克	之

# < 専門部会 >

一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			
専門部会名	常 北 町	桂村	 七 会 村
	総務課長	総務課長	総務課長
	企画財政課長	企画財政課長	税務課長
	税務課長	住民課長	保険福祉課長
	町民課長	税務課長	出納室係長
(A) 75	産業振興課長	生活環境課長	
総務	下水道課長	産業振興課長	
	都市建設課長	水道課長	
	水道課長	出納室長補佐	
	教育委員会事務局長		
	出納室長補佐		
	町民課長	総務課長	総務課長
	総務課長	住民課長	保険福祉課長
   住 民	企画財政課長	生活環境課長	建設課長
	都市建設課長	産業振興課長	
	保健福祉課長	建設課長	
		保健福祉課長	
	町民課長	総務課長	保険福祉課長
保健福祉	保健福祉課長	住民課長	国保診療所事務長
		保健福祉課長	
		生活環境課長	
	町民課長	企画財政課長	総務課長
	税務課長	住民課長	税務課長
産業	産業振興課長	生活環境課長	産業課長
	農業委員会事務局長	産業振興課長	中央公民館長
		建設課長	
	町民課長	総務課長	総務課長
	下水道課長	企画財政課長	保険福祉課長
   建 設	都市建設課長	生活環境課長	建設課長
		産業振興課長	
		建設課長	
		下水道課長	
   水 道	水道課長	総務課長	建設課長
		水道課長	
	コミュニティセンター常北館長	生活環境課長	総務課長
教 育	教育委員会事務局長	教育委員会事務局長	教育委員会事務局長
,-	公民館長	中央公民館長	中央公民館長
		図書館資料館長	
 議会事務局	総務課長	総務課長	議会事務局長
これがかる目	議会事務局長のが副部令長になります。	議会事務局長	

印が部会長, 印が副部会長になります。

# <分科会>

如人々	八彩春夕	構 成 員				
部会名	分科会名	常 北 町	桂 村	七会村		
	総務	総務課	総務課	総務課		
	<b>静心 </b>	教育委員会	企画財政課			
	人 事	総務課	総務課	総務課		
		総務課	総務課	総務課		
	企 画	企画財政課	企画財政課			
		産業振興課	生活環境課			
		総務課	総務課	総務課		
	財政	企画財政課	企画財政課	税務課		
	W) IX	出納室	税務課	出納室		
			出納室			
総務	管財	企画財政課	総務課	総務課		
מאו מאו		都市建設課				
		総務課	総務課	総務課		
	電算・情報・	企画財政課	企画財政課			
	広 報	町民課	住民課			
	/_ //	下水道課	水道課			
		水道課				
		企画財政課	住民課	税務課		
	税	税務課	税務課	保険福祉課		
		町民課	産業振興課			
	交 通	総務課	生活環境課	保険福祉課		
	消防	総務課	総務課	総務課		
		総務課	総務課	総務課		
	住 民	町民課	保健福祉課	保険福祉課		
		保健福祉課	住民課			
住 民		町民課	住民課	保険福祉課		
	環境	都市建設課	生活環境課	建設課		
			産業振興課			
			建設課			
	国保	町民課	住民課	保険福祉課		
		保健福祉課		国保診療所		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	介護保険	保健福祉課	保健福祉課	保険福祉課		
保健福祉		町民課	総務課	保険福祉課		
	福祉	保健福祉課	住民課	国保診療所		
			保健福祉課			

			町民課	住民課	保険福祉課
		健 康	保健福祉課	保健福祉課	国保診療所
				生活環境課	
			税務課	住民課	税務課
		農林	産業振興課	生活環境課	産業課
		農林	農業委員会	産業振興課	
産	業			建設課	
			町民課	企画財政課	総務課
		商工観光	産業振興課	生活環境課	産業課
				産業振興課	中央公民館
		7-1 1	都市建設課	産業振興課	建設課
		建設		建設課	
		<i>(2-</i>	都市建設課	企画財政課	総務課
		住宅		建設課	建設課
			都市建設課	企画財政課	総務課
建	設	都市計画		生活環境課	建設課
				建設課	
		TT-11-77-TB	都市建設課	産業振興課	建設課
		用地管理		建設課	
		T -1/ ) 学	下水道課	総務課	保険福祉課
		下水道	町民課	下水道課	
-باد		水道	水道課	総務課	建設課
水	坦	水道		水道課	
			教育委員会	教育委員会	教育委員会
		学 務	給食センター	給食センター	
			幼稚園	生活環境課	
<del>≱</del> h	育		教育委員会	教育委員会	教育委員会
教	月	社会教育	公民館	中央公民館	中央公民館
			コミュニティセンター常北	図書館・資料館	総務課
		<b>社会体</b> 套	教育委員会	教育委員会	教育委員会
		社会体育	公民館	中央公民館	
議会	事務局	議会	総務課	総務課	議会事務局
- 我去	サガロ	一一一	議会事務局	議会事務局	

専門部会の部会長をもつ町村が,分科会の分科会長になります。

また、印が分科会長になります。

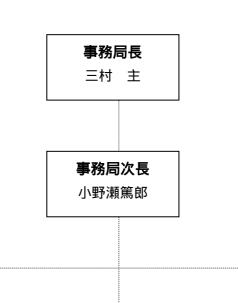
# <事務局>

平成 16年3月31日まで

班区分	氏 名	所 属
事務局長	三 村 主	常北町企画財政課課長補佐
事務局次長	小野瀬 篤 郎	常北町企画財政課課長補佐(茨城県派遣)
総 務 班	五 町 義 徳	常北町企画財政課係長
	柏 めぐみ	桂村総務課主事
計 画 班	加藤光明	桂村総務課課長補佐
	堀口祐一	桂村総務課主事
	塩 澤 友 則	七会村総務課主事
調整班	小 林 克 成	七会村総務課係長
	大塚 一彦	七会村総務課主事
	今瀬 崇	常北町企画財政課主事補

全員事務局専任

# 【事務局体制図】



# 総務班

班長 五町義徳 書記 柏めぐみ

庶務・会計,合併 諸手続き,協議会 等の会議,広報、 資料編纂,人事, 報酬 等

# 計画班

班長加藤光明書記堀口祐一書記塩澤友則

新町建設計画 財政計画 予算編成

# 調整班

班長小林克成書記大塚一彦書記今瀬 崇

総務,住民, 保健福祉,産業, 建設,水道,教育, 議会事務局に係 る行政制度調整

平成16年4月1日から

班区分	氏名	所属
事務局長	三 村 主	常北町企画財政課課長補佐
事務局次長	小野瀬 篤 郎	常北町企画財政課課長補佐(茨城県派遣)
総務広報班	五 町 義 徳	常北町企画財政課主査兼係長
	柏 めぐみ	桂村総務課主事
調整推進班	小 林 克 成	七会村総務課係長
	堀口祐一	桂村総務課主事
	江 幡 守 仁	桂村総務課主事
	大 塚 一 彦	七会村総務課主事
	塩 澤 友 則	七会村総務課主事
	今 瀬 崇	常北町企画財政課主事補

全員事務局専任

# 【事務局体制図】



# 総務広報班

班長 五町義徳 書記 柏めぐみ

協議会運営 合併の諸手続き 合併の広報 例規の整備 式典等の総合調整 資料の編纂

# 調整推進班

班長小林克成書記堀口祐一書記江幡守仁書記大塚一彦書記塩澤友則書記今瀬崇

総務,住民,保健福祉,産業,建設, 水道,教育,議会事務局に係る具体 的な事務調整 新町建設計画 新町の重点4事業 国・県の財政支援

# 第3章 合併協議会における協議

# 第3章 合併協議会における協議

法定協議会設置に係る各町村議会の議決を受け,平成 15 年 6 月 24 日に常北町・桂村・七会村合併協議会が設置され,平成 15 年 7 月 9 日の第 1 回協議会の開催以降,11 回の協議を経て,42 協定項目の協議が整い,平成 16 年 5 月 18 日に合併協定調印式が執り行われた。

# 1 合併協議会の開催

# (1)第1回合併協議会(平成15年7月9日)

#### < 委嘱状交付 >

#### <報告事項>

- 1 常北町・桂村・七会村合併協議会規約について
- 2 常北町・桂村・七会村合併協議会幹事会規程について
- 3 常北町・桂村・七会村合併協議会事務局規程について
- 4 常北町・桂村・七会村合併協議会財務規程について

#### <協議事項>

- 1 常北町・桂村・七会村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について
- 2 常北町・桂村・七会村合併協議会会議運営規程(案)について
- 3 常北町・桂村・七会村合併協議会会議傍聴規程(案)について
- 4 常北町・桂村・七会村合併協議会小委員会規程(案)について
- 5 平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併協議会事業計画(案)について
- 6 平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併協議会予算(案)について
- 7 常北町・桂村・七会村合併協議会監査委員の選任について
- 8 合併協定項目(案)について
- 9 合併協議会の今後のスケジュール(案)について
- 10 新しいまちづくりに関する住民アンケート調査(案)について

# (2)合併協議会委員研修(平成15年7月25日)

講師:常磐大学コミュニティ振興学部教授 井上 繁氏

題目:「町村合併とまちづくり」

# (3)第2回合併協議会(平成15年7月25日)

#### <協議事項>

行政制度の調整方針(案)について

# <提案事項>

- 1 合併の方式について
- 2 合併の期日について
- 3 新町の名称について
- 4 新町の事務所の位置について

# (4)第3回合併協議会(平成15年8月22日)

# <報告事項>

新しいまちづくりに関する住民アンケート調査(速報)について

# <協議事項>

- 1 合併の方式について 「新設合併」に決定
- 2 合併の期日について 「平成17年3月末までの合併」に決定
- 3 新町の名称について 「公募+小委員会方式で決定すること」に決定
- 4 新町の事務所の位置について 「常北町役場の位置で,本庁方式」に決定
- 5 新町建設計画策定方針(案)について

# <提案事項>

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 3 地域審議会の取扱いについて
- 4 特別職の身分の取扱いについて

# (5)第4回合併協議会(平成15年9月25日)

#### <確認事項>

第3回合併協議会決定事項の確認について

<報告事項>

新しいまちづくりに関する住民アンケート調査について

#### <協議事項>

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 3 地域審議会の取扱いについて
- 4 特別職の身分の取扱いについて
- 5 新町名称の決定方法等について

# <提案事項>

- 1 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 2 町名・字名の取扱いについて
- 3 慣行の取扱いについて
- < その他 >

新町将来構想住民説明会実施概要(案)について

# (6)第5回合併協議会(平成15年10月22日)

## <確認事項>

第4回合併協議会決定事項の確認について

### <協議事項>

1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(継続)

「在任特例を適用し,在任期間2年以内」に決定

- 2 地域審議会の取扱いについて(継続) 「設置しない」ことに決定
- 3 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 4 町名・字名の取扱いについて
- 5 慣行の取扱いについて
- 6 協定項目の追加について(交通・安全関係事業)
- 7 新町建設計画基本方針(案)について

#### <報告事項>

新町将来構想住民説明会実施概要について

#### <提案事項>

- 1 行政連絡機構について
- 2 窓口業務について
- 3 保健衛生事業について
- 4 保育事業について
- 5 建設関係事業について

# (7)第6回合併協議会(平成15年11月11日)

# <確認事項>

第5回合併協議会決定事項の確認について

#### <協議事項>

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(継続) 「在任期間2年」に決定
- 2 行政連絡機構について
- 3 窓口業務について
- 4 保健衛生事業について
- 5 保育事業について
- 6 建設関係事業について

# <提案事項>

- 1 地方税の取扱いについて
- 2 上水道事業について
- 3 下水道事業について
- 4 学校教育関係事業について
- 5 学校給食について
- 6 新町建設計画(後編)について

# < その他 >

新町名称候補選定小委員会の開催について

# (8)第1回新町名称候補選定小委員会(平成15年11月17日)

### <協議>

- 1 委員長及び副委員長の選任について
- 2 応募状況(報告)及び有効票・無効票について
- 3 新町名称候補(5作品)の選定手順について
- 4 記念品(案)について

# (9)第7回合併協議会(平成15年11月26日)

# <確認事項>

第6回合併協議会決定事項の確認について

# <協議事項>

- 1 地方税の取扱いについて
- 2 上水道事業について
- 3 下水道事業について
- 4 学校教育関係事業について
- 5 学校給食について

# <提案事項>

- 1 条例,規則の取扱いについて
- 2 財産の取扱いについて
- 3 消防防災関係事業の取扱いについて
- 4 農林水産関係事業について
- 5 商工・観光関係事業について
- 6 生涯学習関係事業について
- 7 交通・安全関係事業について

# <報告事項>

新町将来構想住民説明会の結果について

# (10)第2回新町名称候補選定小委員会(平成15年12月1日)

# <協議>

- 1 新町名称候補5作品の選定について
- 2 第8回合併協議会への新町名称公募結果報告書(案)について

# (11)第8回合併協議会(平成16年2月10日)

- <委嘱状交付>
- <確認事項>

第7回合併協議会決定事項の確認について

- <協議事項>
  - 1 条例,規則の取扱いについて
  - 2 財産の取扱いについて
  - 3 消防防災関係事業の取扱いについて
  - 4 農林水産関係事業について
  - 5 商工・観光関係事業について
  - 6 生涯学習関係事業について
  - 7 交通・安全関係事業について
  - 8 合併の期日について(継続)
  - 9 新町の名称について(継続)

新町名称公募状況報告について

新町名称候補選定報告について

新町名称の決定方法について

10 新町建設計画(後編)について

#### <提案事項>

- 1 一部事務組合等の取扱いについて
- 2 公共的団体等の取扱いについて
- 3 国民健康保険事業の取扱いについて
- 4 介護保険事業の取扱いについて
- 5 納税関係事業の取扱いについて
- 6 国保診療所について

# (12)第9回合併協議会(平成16年2月27日)

#### <確認事項>

第8回合併協議会決定事項の確認について

#### <協議事項>

- 1 一部事務組合等の取扱いについて
- 2 公共的団体等の取扱いについて
- 3 国民健康保険事業の取扱いについて
- 4 介護保険事業の取扱いについて
- 5 納税関係事業の取扱いについて
- 6 国保診療所について
- 7 合併の期日について(継続) 「平成17年2月1日」に決定
- 8 新町の名称について(継続) 「城里町(しろさとまち)」に決定

## <提案事項>

- 1 事務組織及び機構の取扱いについて
- 2 使用料,手数料等の取扱いについて
- 3 補助金,交付金等の取扱いについて
- 4 電算システム事業について
- 5 障害者福祉事業について
- 6 児童福祉事業について
- 7 高齢者福祉事業について

#### < その他 >

- 1 常北町・桂村・七会村合併に関する住民説明会実施概要(案)について
- 2 新町名称記念品等贈呈者の抽選・決定について

# (13)第10回合併協議会(平成16年3月26日)

# <確認事項>

第9回合併協議会決定事項の確認について

# <協議事項>

- 1 事務組織及び機構の取扱いについて
- 2 使用料,手数料等の取扱いについて
- 3 補助金,交付金等の取扱いについて
- 4 電算システム事業について
- 5 障害者福祉事業について
- 6 児童福祉事業について
- 7 高齢者福祉事業について
- 8 新町建設計画について(継続)

新町建設計画(案)

新町建設計画の名称(案)

- 9 平成 16 年度常北町・桂村・七会村合併協議会事業計画(案)について
- 10 平成 16 年度常北町・桂村・七会村合併協議会予算(案)について

## <報告事項>

平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併協議会予算流用報告について

< その他 >

合併協議会の今後のスケジュールについて

# (14)第11回合併協議会(平成16年4月28日)

## <確認事項>

第10回合併協議会決定事項の確認について

<報告事項>

合併に関する住民説明会実施結果について

- <協議事項>
  - 1 新町建設計画について(継続)
  - 2 合併協定書(案)について
- < その他 >
  - 1 合併協定調印式の概要について
  - 2 新町が属する郡の取扱いについて
  - 3 事務事業現況調書調整方針一覧について

# (15)第12回合併協議会(平成16年5月18日)

# <報告事項>

平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併協議会事業報告について

<認定事項>

平成 15 年度常北町・桂村・七会村合併協議会歳入歳出決算について

# 2 新町名称の決定

# (1)新町名称決定に係る各種規程等

第3回合併協議会において,新町の名称は「公募方式とし,名称候補の選定は小委員会に付託し,合併協議会で決定する」との決定がなされたのを受け,第4回合併協議会において,新町名称募集要項や新町名称決定方法等の新町名称決定に係る各種規程が決定した。

# 新町名称候補選定小委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は,新町名称候補選定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置するため,常北町・桂村・七会村合併協議会(以下「協議会」という。)小委員会規程第10条の規程に基づき,必要な事項を定める。

#### (所掌事項)

- 第2条 小委員会は,次に掲げる事項について,調査審議を行う。
- (1)新町名称の候補の選定に関すること。
- (2)その他新町名称の候補の選定に関し必要な事項。

## (委員)

- 第3条 小委員会は、協議会委員の中から各町村ごとに3名を選出し、計9名の委員をもって組織する。
- 2 各町村ごとの委員の選出は,協議会規約第7条第1項第2号委員(議会の議長及び副議長)及び第3号委員(議会推薦議員)の中から1名,協議会規約第7条第1項第4号委員(学識経験者)の中から2名とする。

#### (任期)

第4条 委員の任期は,協議会において新町名が決定したときをもって終了する。

#### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか,小委員会に関し必要な事項は協議会の会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は,平成15年9月25日から施行する。

# < 新町名称候補選定小委員会委員名簿 >

町村名	議会委員	学識	委員
常北町	園部 靜	所 周造	一木 邦彦
桂 村	会沢 弘次	平山 力	鈴木 裕司
七会村	福田 定夫	青木新三郎	阿久津理子

# 新町名称募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は,常北町,桂村,七会村(以下「1町2村」という。)が合併した場合に新しく誕生する「町(まち)」の名称の決定方法を定め,もって3町村の合併に関する住民の関心を喚起し,住民が新しいまちづくりに参加する機会を設けることを目的として制定する。

(応募資格)

第2条 応募資格は1町2村内に住所を有する者,又は勤務地を有する者とする。

(応募条件)

- 第3条 募集の条件,方法,期間等については,次の条件を付するものとする。
- (1)新町の名称については、「常北町」、「桂村」及び「七会村」(ひらがな、カタカナによるものも含む)を含め県内の既存市町村の名称を使用したものは無効とする。
- (2)新町の名称には,漢字,ひらがな,カタカナのみを使用するものとし,その組み合わせは自由とする。なお,漢字の場合は「ふりがな」を振るものとする。
- (3)応募は,一人何点でも応募できるが,同じ名称の応募は一人1点限りとする。
- (4) 応募は、「応募はがき」(応募チラシに刷り込みのもの)、「官製はがき」、「ファックス」、「電子メール」、「合併協議会ホームページ」のいずれかの方法により、次の必要事項を記入して行うものとする。なお、応募資格、応募点数を審査する事項の記入がない場合は無効とする。

新町の名称(漢字の場合には必ずふりがなを振ること)

名称の意味又は理由

住所

勤務先(1町2村に勤務地を有する者について勤務先の名称,住所を記入すること)

氏名(ふりがな)

年齢

性別

電話番号

(5)公募期間は,平成15年10月1日から平成15年10月31日(はがきの場合当日消印有効)までとする。

(募集の周知)

第4条 新町の名称募集の周知は,応募チラシの1町2村の全世帯への配布や,1町2村の公共施設等への設置,常北町・桂村・七会村合併協議会(以下,「協議会」という。)の広報紙,ホームページ及び1町2村の広報紙等により行う。

(決定方法)

第5条 新町の名称は、協議会で選定基準を定め、新町名称候補選定小委員会(以下、「小委員会」という。)において、応募された名称の中からその基準に基づき候補町名を選定し、協議会の会議に諮り決定するものとする。なお、応募された名称は、必要に応じて作品の趣旨を著しく損なわない範囲内で修正できるものとする。

## (権利の帰属)

第6条 応募された作品に関する一切の権利は,協議会に帰属するものとする。

(応募結果及び決定結果の公表)

第7条 応募結果及び決定結果は,協議会の広報紙等で公表するものとする。

(記念品贈呈)

第8条 応募された名称の中から,協議会において,次の賞を決定し,記念品を贈呈する。

(1)名付け親賞

新町の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選で5名以内に贈呈する。

(2)特別賞(次点)

小委員会が選定した候補作品のうち,協議会において新町の名称として選ばれなかった作品の応募者の中から抽選で10名以内に贈呈する。

(その他の必要事項)

第9条 この要項に定めるもののほか,新町の名称の選定に関し必要な事項は協議会の会長が別に定める。

附 則

この要項は,平成15年9月25日から施行する。

## 新町名称選定基準

新町名称募集要項第5条の選定基準については次のとおりとする。

1 選定基準

新町の名称は,漢字,ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易なもので,次の条件の1つ以上に該当するものとする。

本地域が地理的にイメージできる名称

本地域の特徴を表す名称

本地域の歴史・文化にちなんだ名称

住民等の理想・願いにちなんだ名称

その他,新町としてふさわしい名称

2 選定に当たっての留意事項

得票数(応募数)については,選定の際の参考に留めることとする。

決定された応募作品をそのままで採用することが困難な場合には,必要に応じて作品の趣旨を 著しく損なわない範囲内で修正できるものとする。

## 新町名称決定方法

新町名称募集要項第5条の決定方法の詳細については次のとおりとする。

- 1 事務局における集計
- (1)公募締め切り後,事務局において応募作品一覧表(あいうえお順,票数順等)として集計し,参 考資料を作成する。
- (2)応募資格,応募点数を審査するための,新町の名称(漢字の場合はふりがな),名称の意味又は理由,住所,1町2村に勤務地を有する者については勤務先の名称と住所,氏名の記載が漏れていた

ものは無効とする。

- (3)事務局より新町名称候補選定小委員会委員あてに集計結果,第1次選定用の選定用紙及び小委員会の開催案内等を送付する。
- 2 小委員会における委員による選定
- (1)第1次選定(各委員から5作品を選定)

各委員は,選定基準により,新町の名称としてふさわしいと考えられる 5 作品を選定し,事務 局へ小委員会開催前までに提出する。

各委員からの第 1 次選定作品の集計(名称について,選定された委員の間で重複がない場合, 最大で45作品)を事務局において行う。

(2)第2次選定(5候補作品選定)

第1次選定により選定された作品(最大45作品)の中から,小委員会の協議により5候補作品を選定する。

協議による選定が困難な場合は,小委員会委員全員による投票により選定する。投票は,各委員3作品を投票し,得票数の多い順に5候補作品を選定する。

5 作品については,作品ごとに小委員会としての「選定理由」,「委員からの付帯意見」等を付し, 協議会に報告する。

3 協議会における決定

小委員会から報告のあった 5 候補作品の中から,協議会の協議により 1 作品を新町の名称として決定する。

名称の決定は協議会委員の全員一致を基本とするが,決定が困難な場合は,協議会委員全員による投票(1委員3作品)により最も得票数の多いものを新町の名称として決定する。

# 記念品贈呈者の決定方法等について

新町名称募集要項第8条の記念品贈呈者の決定方法の詳細については次のとおりとする。

- 1 記念品について
- (1)名付け親賞5名以内・・・・「記念品+賞金5万円」
- (2)特別賞(次点)10名以内・・「記念品+賞金1万円」
- 2 名付け親賞の決定方法

協議会において,新町の名称として選ばれた作品の応募者の中から,抽選を行い5名以内を決定する。 なお,この抽選は,協議会会議において公開で行うものとする。

抽選は,抽選箱に採用作品の応募者の氏名を記載した用紙(1枚に1名の氏名を記載した用紙)すべてを入れ,会長が引き当てる方法により行う。

3 特別賞(次点)の決定方法

小委員会が選定した候補作品のうち、協議会において、新町の名称として選ばれなかった作品の応募者の中から 10 名以内を抽選により決定する。

抽選は「名付け親賞」の例による方法により行うものとする。

- 4 各賞の決定時期,贈呈について
- (1)記念品の贈呈者の決定は,新町の名称を決定した協議会会議において行う。
- (2)記念品の贈呈については,記念品贈呈者を決定した協議会会議の次回の協議会会議において行う。

# <新町名称公募スケジュール>

期日	協議会	小委員会	事務局
H15	第2回協議会		
9月25日	新町名称候補選定小委員会規程		
	(案),募集要項(案),決定方法(案)		
	等について協議・決定		
	小委員会委員の選定	新町名称候補選定小	公募の周知
		委員会設置	
10月1日			募集開始
10月31日			募集締切
11月16日			集計作業
11月17日		第1回小委員会	集計終了
		集計結果の報告	
		各委員ごとに 5 作品	
		の選定を依頼	
12月1日		第2回小委員会	
		各委員が協議によ	
		り選定した 5 作品	
		を持ち寄り ,5 候補作	
	Mr. o. Colorest A	品を決定	
H16	第8回協議会	宽宁四十 74世卒	
2月10日	新町名称 5 候補作品の報告	選定理由,付帯意	
2 日 27 日	역 0 미선복소	見を付した 5 候補	
2月27日	第 9 回協議会 新町の名称決定	作品を報告	
	制可の名称次と記念品贈呈者抽選・決定		
3月26日	第 10 回協議会		
3 /3 20 []	記念品贈呈		
	心心口治士		

# (2)公募の実施

新町名称募集要項に基づき,平成 15 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの 1 か月間,3 町村の住民等を対象に,新町の名称を募集した。

募集に当たっては,募集チラシ10,000枚を作成し,3町村の全世帯に配布するとともに,公民館等の公共施設に配置した。

また, 啓発用ポスター100 枚を作成し, 役場等の公共施設に掲示するとともに, 区域内の主な企業等に掲示を依頼した。

さらに各町村の広報誌やホームページ,合併協議会のホームページにも募集情報を掲載し, 周知を図った。

# (3)公募結果

新町の名称を公募した結果, 1,758 通の応募があり, 有効数 1,631 通, 名称の表記は 732 種類であった。

# 応募総数

	項目	応 募 数
有効数		1,631
	複数応募	7
無効数	審査事項記入なし	80
数	既存名	37
	対象外者	3
	合 計	1,758

# 応募方法別応募数(有効のみ)

項目	応募数
応募はがき	1,300
官製はがき	155
ファックス	44
電子メール・ホームページ	79
窓口	53
合 計	1,631

# 町村別等応募数 (有効のみ)

項目	応 募 数
常北町	828
桂村	621
七会村	150
勤務地を有するもの	32
合 計	1,631

新町名称公募作品一覧表(別添略)

応募のあった新町名称の種類は732種類であった。

# (4)新町名称候補選定小委員会による名称候補の選定

新町名称候補選定小委員会は,平成15年11月17日と12月1日の2回開催され,合併協議会から付託された,名称候補5作品の選定を行った。

# 第1回新町名称候補選定小委員会

#### 第1回新町名称選定小委員会次第

平成15年11月17日 合併協議会事務局会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議
- (1)委員長及び副委員長の選任について

委員の互選により,次のとおり決定。

役職名	町村名	氏	名		備考
委 員 長	常北町	一木	邦	彦	学識委員
副委員長	七会村	阿久津	理	子	学識委員

(2)応募状況(報告)及び有効票・無効票について

応募資格や応募点数を審査する事項のないため無効とした作品の確認を行い,有効数 1,631 通を確定。

(3)新町名称候補(5作品の)選定手順について

応募作品の中から,選定基準に基づき,各委員 5 作品を選定し,11 月 28 日までに事務 局へ提出するよう依頼。

- (4)記念品(案)について
- 4 閉会

# 第2回新町名称候補選定小委員会

#### 第2回新町名称選定小委員会次第

平成15年12月 1日 合併協議会事務局会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議
- (1)新町名称候補5作品の選定について

新町名称候補第 1 次選定作品(30 作品)の中から,各委員の協議により,新町候補 5 作品が決定した。

<新町名称候補第1次選定作品一覧>

安住町, うぐいす町, 河西町, 桂城町, キャンプ町, 県央町, 城北町(じょうほくまち), 城北町(しろきたまち), しろきた町, 城里町, 七桂常町, 中城町, 那珂にし町, 那珂ノ西町, 初音町, 広山町, 豊城町, 星ふる町, 真澄町, 美国町,21三栄町,22美里町,23三里町,24三郷町,25美郷町,26瑞穂町,27美園町,28水戸北町,29美土里町,30みどり町

<協議により選定した新町名称候補5作品>

安住町,城北町(じょうほくまち),城北町(しろきたまち),城里町,初音町

- (2)第8回合併協議会への新町名称公募結果報告書(案)について
- (3)その他
- 4 閉会

# (5)合併協議会における新町名称の決定

新町名称候補 5 作品の合併協議会への報告

新町名称候補選定小委員会が選定した新町名称候補 5 作品については,平成 16 年 2 月 10 日の第 8 回合併協議会において,一木委員長から報告がなされた。

平成16年2月10日

常北町・桂村・七会村合併協議会

会長 三 村 孝 信 様

新町名称候補選定小委員会 委員長 一 木 邦 彦

## 新町名称候補選定報告書

平成 15 年 9 月 25 日開催の第 2 回常北町・桂村・七会村合併協議会において付託された新町名称候補 5 作品について,第 1 回小委員会を 11 月 17 日,第 2 回小委員会を 12 月 1 日に開催し,下記のとおり選定したので,「選定理由」,「付帯意見」と合わせて報告します。

記

- 1 新町名称候補 5 作品とその選定理由 別紙 「新町名称候補選定結果」のとおり
- 2 委員からの付帯意見

新町名称選定基準に則り,読み書きが容易なもので,条件の1つ以上に該当するものを総合的に 判断して,協議により,全会一致で5作品を選定した。

なお、「城北町(じょうほくまち)」、「城北町(しろきたまち)」については、そのいわれが、「水戸城の北である」のか、「東茨城郡の北部である」のか議論がなされたが、結論を出すのが困難との理由から、特定はしなかった。

また,選定の理由のほかに,参考として,応募内容の名称の意味又は理由を掲載した。

# (別紙)

# <新町名称候補選定結果>

名称候補	小委員会の選定の理由	(参考)応募者が記載した名称の意味又は理由
あずみまち	・安心して住めることを表現してい	・安心して住める安らぎの町
安住町	て全国的にも初めての名前である。	
じょうほくまち	・一番応募の多かった名称で,今ま	・かつて,この地方の多くは水戸藩に属し,水戸藩より北に
城北町	での呼び名と変わらないし 地方名	位置したことから「しろきた」と書いて「城北地方」と呼ば
	として以前から使われていたので,	れてきた。地域住民にとっても比較的,馴染み深い名称であ
	受け入れやすい。	ると思われる。常北と読みは同じであるが,桂村も七会村も

	・城北地方として定着しているの	文化圏は同一であり,「城北環境センター」など,す
	で,誰にも親しみやすい。	でにこの地区を総称している例もあるので新町の名
	・公募の中で ,大多数の方が希望し	称にふさわしいと思われる。
	ていると判断されること。広域行政	・常北町・桂村・七会村・御前山村の4町村の行事な
	の中で ,城北地区(地方)として使	どでは ,「しろきた」と呼んでいた。文字は「城北」
	用されており ,抵抗はなく ,関係住	なので ,今度は「じょうほく」と呼んで町名にしたい。
	民及び外部的にも定着している。茨	・昭和の合併前より東茨城郡北部を城北地方と呼び親
	城県東茨城郡城北町が良い。県都水	しまれていた。等
	戸市 50 万年構想に参加した場合に	
	も,水戸市城北町として通用する。	
	・昔から , この地区は , このように	・子供達の球技大会等,この城北が使われていること
	呼ばれていた。	が多いが,1町2村に考慮して「しろきた」と呼ばせ
	・現在使われている名称であり ,あ	る。また,水戸城の北にあるという意味も含めて。
	まりにも多くの応募があったから。	・昔から御前山を合わせた1町3村の地区を城北地区
	・水戸城北に位置している町	といっていたから「じょうほく」と読ませると「常北
	・公募の中で ,大多数の方が希望し	町」を思い出してしまうので,読み方を変えて「しろ
が北町	ていると判断されること。広域行政	きた」
	の中で ,城北地区(地方)として使	・城北地域の3町村の合併ということにちなんで,シ
	用されており ,抵抗はなく ,関係住	ンプルに「しろきた」。 分かり易く馴染みのある響き
	民及び外部的にも定着している。茨	が良いのではないでしょうか。
	城県東茨城郡城北町が良い。県都水	・先々,水戸市との合併の様ですので東茨城郡の最北
	戸市 50 万年構想に参加した場合に	限の意味からも「城北町」がふさわしいと思います。
	も,水戸市城北町として通用する。	等
	・現在の3町村に「ふれあいの里」,	・城北地区の自然な里山を守りたい。
	「うぐいすの里」、「山びこの郷」が	・城北地方で3町村に「ふれあいの里」,「うぐいすの
城里町	ある。城は城北のイメージがある。	里」,「山びこの郷」がある。
		・城の北部の里である。城北地方で,それぞれ「ふれ
		あいの里」,「うぐいすの里」,「山びこの郷」がある。
	・応募の中にあった理由を読んでイ	・うぐいすなどが,その年初めて鳴く声で,合併1町
	メージが良いと思う。	2 村に多く生息し中山間の町名としてふさわしく,ま
	・応募理由の中にある清音寺境内に	た1町2村には古くからお茶が栽培されており,その
	ある初音茶の由来は ,まさしく新町	原木は常北町下古内の清音寺境内にあり初音茶と命
	名称にふさわしい。	名されている。その他1町2村のほぼ中心地(桂村錫
<sup>はつねまち</sup> 初音町		高野)に生まれ,幕末の女流三傑の1人で七会村塩子
101 EI III		に教場を設けた女性教師である黒澤止幾子は,献上の
		長歌の中に「うぐいすの初音のけふのことぶきや , の
		ずえににおふ梅が香を…」と記されており,新町名と
		してイメージが良い。
		・桂村,常北町の鳥はうぐいす,七会村はきじです。
		合併してお祝いにうぐいすの初鳴きを願って。

# 新町名称の決定

第8回合併協議会で新町名称候補選定小委員会から報告のあった新町名称候補5作品について合併協議会委員の投票により,新町の名称は「城里町」となった。

また,新町の名称が決定したことから,新町名称名付け親賞等の抽選が行われ,名付け親賞3名,特別賞12名が決定した。

# <投票方法>

無記名により,1委員3作品の投票を行うが,その際,3作品に優先順位(1位:5点, 2位:3点,3位:1点)を付けることとし,総得点の多い作品を新町の名称とする。

# <投票結果>

新町名称候補	安住町	じょうほくまち 城北町	しろきたまち 城北町	Ugates 城里町	初音町
総得点	29 点	29 点	47 点	70 点	41 点

# < 名付け親賞 >

# (敬称略)

	氏	名		住 所
富	永	美	子	常北町磯野
高	橋	洋	_	桂村上圷
高	橋	祐	太	桂村上圷

# <特別賞>

(敬称略)

E	天	名		住 所		氏	名		住 所
富日	<b></b>	富	子	桂村錫高野	小	林	トミ	ノ子	七会村塩子
仲 E	<b>H</b>	正	_	七会村塩子	安	田	真	枝	常北町石塚
小木	林	通	宣	桂村下阿野沢	鬼	澤	郁	子	常北町石塚
矢 次	欠	みつ	D江	常北町石塚	武	井	章	祐	桂村錫高野
大高	高	清	志	常北町勝見沢	渡	辺	久	子	常北町春園
寺「	門	加代	子	常北町那珂西	阿ク	7津	光	夫	常北町石塚

# 3 新町建設計画の策定

# (1)新町建設計画策定方針

第3回合併協議会で新町建設計画の策定方針(案)が提案され,次のとおり決定した。

# <新町建設計画策定方針>

## 1 新町建設計画の役割と目的

#### (1)新町建設計画の法的役割

合併特例法第5条第2項によると、「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されている。

また,作成する事項については,合併特例法第5条第1項により

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

合併市町村の財政計画

の4項目について,規定されている。

新町建設計画は,合併協議会が作成,変更するものであり,合併特例法に基づくさまざまな財政 措置を合併市町村が受けるためには,この計画の作成が前提となっており,留意する必要がある。

# (2)新町建設計画の目的

合併特例法第5条第2項では,市町村建設計画は,合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とするとされている。

「総合的」とは、市町村建設計画が単にハード面の整備のみでなく,ソフト面にも配慮した計画とすべきこと,「効果的」とは,真に合併市町村の建設に資する事業を選び,合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきことを規定しているものである。

合併に伴う事業量の増加は,たちまち新町建設計画の財政計画にも反映されることから,新町建設計画策定にあたっては,個別の事業調整と財政計画のバランスを考慮する必要がある。

#### (3)新町建設計画の位置付け

「新町建設計画」においては、「まちづくりビジョン」の内容(理念や将来像)を示し、さらに、その内容を具体的な実施ベースに置き換え(事業化)、また、実施のための財源をどのように割り当て、いつから実施するのかを定める(年次計画化)こととなる。

新町建設計画は,合併の是非を判断するための重要な材料となるだけでなく,合併した場合は, 新町のマスタープランとして機能する重要な計画となる。

# (4)総合計画との整合

総合計画は,地方自治法の規定に基づき策定することとされており,策定の意義は,市町村が将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立するとともに,個性と魅力にあふれた「まちづくり」を進めるための基本となるものである。

さらに,役割としては,市町村が発展するために長期的な視野のもとに施策の選択,優先順位の 決定を行うなど,計画的な行政運営の指針となりうる。 新町建設計画は,1町2村の現在の総合計画の理念に基づき基本方針(理念や将来像)を作成するものとし,基本方針を実現するための具体的施策については,1町2村の実施計画との整合を図るとともに,新町の一体性の速やかな確立を図るための施策や新町の均衡ある発展に資する施策を加味するものとする。

#### 2 計画策定の方針

#### (1)計画の趣旨

計画は,常北町,桂村,七会村の新町を建設していくための基本となる建設計画として策定する ものであり,その計画の実現を図ることにより,1町2村の速やかな一体化を推進し,新町の均衡 ある発展と住民の福祉の向上等を図ろうとするものである。

### (2)計画の構成

計画は,下記の事項により構成する。

新町を建設していくための基本方針

新町建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

財政計画

#### (3)計画の対象地域

計画の趣旨から,常北町,桂村,七会村の全地域を本計画の地域として定めるものとする。

#### (4)計画の期間

合併期日の属する年度及びそれに続く10か年度とする。

(5)計画策定時における住民参加

先に実施した「新しいまちづくりに関する住民アンケート調査」等を基礎資料とするとともに, その他各種広聴事業を通して,住民参加を実現するものとする。

#### (6)新町建設計画の対象事業

新町建設計画の対象事業は、以下のとおりである。

### 対象事業の範囲

対象事業は,各町村の総合計画に記載がある事業か住民意識調査で要望が強い事業か,または, 各町村の懸案事業であるか,等をもとに判断することが適当である。

#### 事業のバランス

それぞれの地域資源による特色を生かした事業を積極的に採用することにより,単なるハコモノづくりではなく,新町全体が活性化する施策を行うことが適当である。

### 継続性

合併特例債を活用するような重要事業については,新町の総合計画等においてもその位置づけ を明確にしておく必要がある。

### 特例債の活用

新町建設計画に基づいて行う事業には、合併特例法第 11 条の 2 第 1 項に該当する事業について 合併特例債を活用することができる。この起債は、合併後 10 か年度に限り、新町建設計画に基づ く特に必要な経費に充てられるもので、充当率 95%、元利償還金の 70%を普通交付税で措置されることになる。

# (7)財政計画について

財政計画は,計画期間において限られた財源の効率的な運用を図るなど,適切な財政運営をするため作成するものである。

また、計画期間を建設計画と同様合併期日の属する年度及びそれに続く 10 か年度とし,新町建設計画の施策を推進するに当たって必要となる財源の見通しとその年次別の重点的・効率的配分など,計画的な財政運営を図る指針として作成するものである。

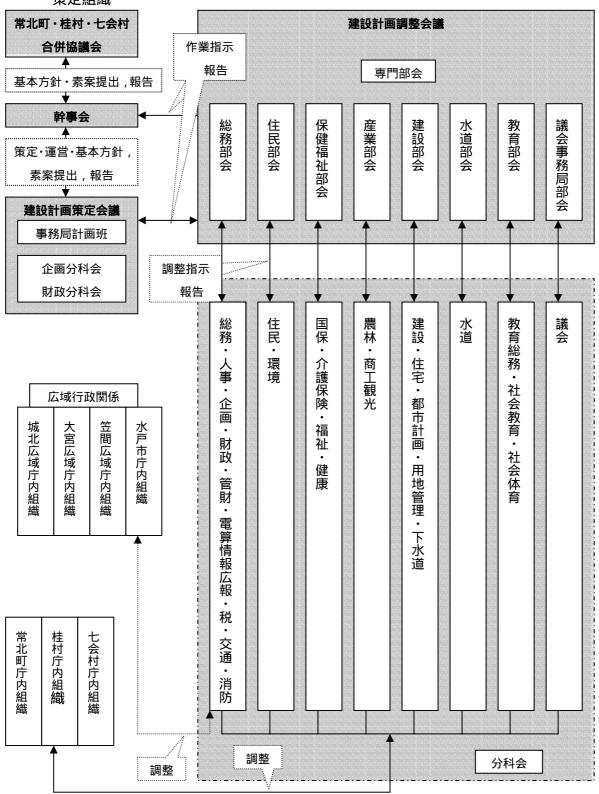
# <新町建設計画の構成イメージ>

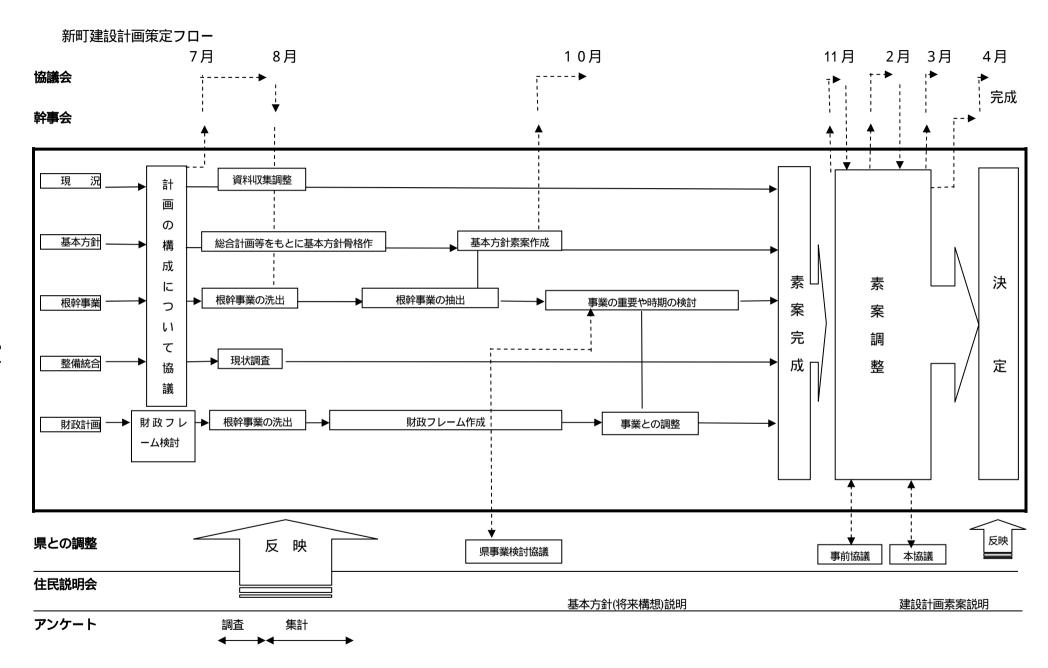
1	合併の必要性	1 町 2 村の歴史的経緯や生活圏の拡大,地方分権,少子高齢化等,合併の必
		要性を整理する。
2	計画策定の方針	新町建設計画を策定するにあたっての策定方針を検討する。
	1町2村の概況及び主	要指標の見通し
1	位置・地勢	1町2村の地域の現況を分析し,人口,世帯数等についてその見通しを検討
2	人口・世帯等	する。
	新町建設計画の基本方	針
1	新町の将来像	住民アンケート調査等の結果などを踏まえ,1 町 2 村の「まちづくりの基本
2	新町建設の基本方針	理念」を設定するとともに,その基本理念を具体化するための「新町建設の
		基本方針」を検討する。
3	土地利用等	地域の特性を考慮し,土地利用及び地域整備の基本方向を検討する。
4	地域整備の方針	
	新町の施策	
		基本方針ごとに,より具体的な施策方針を設定し,新町建設に向けての施策
		の体系化を行う。
		さらに , 施策の体系の柱ごとに , 住民アンケート調査の結果等を踏まえなが
		ら,施策展開に向けての考え方,方向性を設定し,それに対応した主要施策
		や事業の位置づけを行う。
		また,新町において,導入すべき県事業について検討する。
	公共的施設の適正配置	置と整備
		住民サービスの低下を招かないように配慮し ,各地域のバランス及び財政事
		情を勘案して,公共的施設の統合整備の方向性について検討する。
	財政計画	
		過去の歳入・歳出の推移や合併に伴う支援措置の活用等を踏まえ,合併後の
		財政計画について検討する。

# (2) 策定組織と策定スケジュール

計画の骨子や運営方針,財政計画を審議する組織として,企画・財政分科会を構成員とする 建設計画策定会議を,個別事業の洗い出しや具体的事業を調整する組織として,各専門部会・ 分科会を構成員とする建設計画調整会議を設置し,建設計画の策定を進めた。







# (3)策定の経過

年月日	会議等	内容等
平成 15 年	第1回幹事会	・新町建設計画に関する住民アンケート調査内容
6月24日		を審議
7月2日	第1回建設計画策定会議	・新町建設計画策定方針 , 新町建設計画の構成イ
		メージ,新町建設計画策定の流れ,事業の洗出
		し作業,財政フレームの作成について審議
7月9日	第1回合併協議会	・新しいまちづくりに関する住民アンケート調査
		(案)を審議
7月11日	専門部会・分科会合同会議	・新町建設計画策定方針を説明
		・根幹となる事業の洗い出しを依頼(8 月 11 日
		提出期限)
7月18日	住民アンケート調査発送	・3 町村住民 3,000 人を対象。28 日期限
8月18日	第3回幹事会	・新町建設計画策定方針(案)を審議
8月20日	協議会会長調整	・第3回合併協議会議案を審議
8月22日	第3回合併協議会	・新町建設計画策定方針(案)を審議
9月8日	第 2 回建設計画策定会議	・新町建設計画基本方針 , 根幹事業の選定 , 住民
		説明会の開催について審議
9月12日	3町村長会議	・合併に伴う目玉事業について審議
9月22日	第3回建設計画策定会議 	・新町建設計画基本方針(案), 建設計画に位置
		づける目玉事業,財政計画作成について審議
	第4回幹事会	・新町将来構想住民説明会の内容を審議
9月24日	3町村長会議 	・新町将来構想住民説明会実施概要(案),合併
	Mr	後の将来像を審議
	第 1 回建設計画調整会議 	・新町建設計画基本方針(案), 建設計画に位置
	65 . C A (2) 1927 A	づける目玉事業について審議
9月25日	第 4 回合併協議会 	・新しいまちづくりに関する住民アンケート調査
40 🗆 0	<b>第 0 同港</b> 加到東海南人業	結果を報告
10月6日	第2回建設計画調整会議	・新町建設計画基本方針(案)について審議
10月8日	第4回建設計画策定会議	・新町建設計画基本方針(案)について審議
10月14日	県事前調整会議 	・建設計画に位置づける県事業等について ,県関
40 8 40 8	<b>笠</b> 5 同数束人	係各課と調整
10月16日	第5回幹事会	・新町建設計画基本方針(案)を審議
10月20日	3 町村長会議	・新町建設計画基本方針(案), 新町将来構想住   - Riguraの中窓を実送
	第5同建設計画等字本業	民説明会の内容を審議
10 日 22 日	第5回建設計画策定会議	・目玉事業の選定について審議
10月22日	第5回合併協議会	・新町建設計画基本方針(案)を審議・新町建設計画(後線)について審議
10月28日	第6回建設計画策定会議	・新町建設計画(後編)について審議
10月30日	第 3 回建設計画調整会議	・新町建設計画(後編)について審議

11月2日	将来構想住民説明会	・新町の将来像等について住民の意見を聞くため
		8 日まで 10 か所で開催
	第6回幹事会	・新町建設計画(後編)素案を審議
11月6日	3 町村長会議	・新町建設計画(後編)素案の提示。目玉事業を
		審議
11月11日	第6回合併協議会	・新町建設計画(後編)素案を提示し,各委員に
		主要事業等の意見を求めた。
11月20日	第7回幹事会	・新町将来構想住民説明会の結果を報告
11月21日	3 町村長会議	・新町将来構想住民説明会の結果を報告
11月26日	第7回合併協議会	・新町将来構想住民説明会の結果を報告
12月10日	第8回幹事会	・新町建設計画(後編)に係る根幹事業及び財政
		計画の策定内容を審議
12月12日	第 4 回建設計画調整会議	・新町建設計画(後編)に係る計画内容の精査に
		ついて依頼
12月15日	3 町村長会議	・建設計画(後編), 目玉事業 , 根幹事業を審議
平成 16 年	第9回幹事会	・新町建設計画(後編)の内容(主要施策・主要
1月13日		事業 ,公共的施設の適正配置と整備 ,財政計画 )
		を審議
		・今後の策定スケジュールを確認
1月19日	県事前調整会議	・財政計画と起債事業について , 県市町村課と調
		整
1月28日	第7回建設計画策定会議	・新町建設計画(後編)について審議
1月29日	第 10 回幹事会	・新町建設計画(後編)案,財政計画の考え方を
		提示
2月2日	3 町村長会議	・建設計画(後編)の内容(財政計画,特例債・
		過疎債事業,主要事業等)を審議
2月5日	第 11 回幹事会	・新町建設計画(後編)案,財政計画の考え方を
		審議
2月9日	3 町村長会議	・新町建設計画(後編)を審議
2月10日	第8回合併協議会	・新町建設計画(後編)を提示 , 県事前協議を了
		承
2月16日	県事前協議申請	・新町建設計画の県事前協議を申請
2月20日	第 13 回幹事会	・合併に関する住民説明会の内容を審議
2月23日	3町村長会議	・合併に係る住民説明会の概要(案)を審議
2月23日	新市町村づくり支援事業県要望	・消防署所の設置に係る支援を市町村課長に要望
2月27日	第9回合併協議会	・合併に係る住民説明会実施概要(案)を提示
3月10日		・2月16日付け申請の県事前協議の回答
3月22日	第 15 回幹事会	・新町建設計画(案)を審議
3月23日	3町村長会議	・新町建設計画(案)を審議
	l	1

3月26日	第 10 回合併協議会	・新町建設計画(案)を提示,県協議を了承
		・計画名称を「常北町・桂村・七会村合併まちづ
		くり計画 (城里町建設計画)」に決定
3月29日	新市町村づくり支援事業県要望	・消防署所の設置に係る支援を県知事に要望
3月31日	県本協議申請	・法に基づき新町建設計画の県協議を申請
4月5日	第 16 回幹事会	・合併に関する住民説明会の内容を確認
4月10日	合併に関する住民説明会	・建設計画の概要 ,協定項目の協議内容について
		住民の意見を聞くため 15 日まで 10 か所で開催
4月19日	県協議回答	・3月31日付申請の県協議回答(異議なし)
4月22日	第 17 回幹事会	・新町建設計画の最終案を審議
		・合併に関する住民説明会の結果を報告
4月23日	3 町村長会議	・合併に関する住民説明会実施結果を報告
		・新町建設計画の最終案を審議
4月28日	第 11 回合併協議会	・合併に関する住民説明会実施結果を報告
		・新町建設計画の最終案を提示,決定。

### (4)新しいまちづくりに関する住民アンケート調査

合併協議会における建設計画の策定に際し、住民の要望等を反映させるため、「市町村合併に伴う新しいまちづくりに関するアンケート調査」を3町村の住民3,000人を対象に行った。 調査の概要

### 1 調査の目的

常北町,桂村,七会村では,市町村合併の協議を進めるために,去る6月24日に合併協議会を設置いたしました。今後,この協議会では,合併後の新しいまちづくりの指針となる新町建設計画を策定することになります。

本アンケート調査は,住民の皆さんのご意見・ご要望を新町建設計画に反映させるために実施したものです。

### 2 調査の方法

	項目等	具体的内容
	調査対象	・常北町,桂村,七会村在住の満 20 歳以上の男女。
		・各町村別の以下の数を無作為層化抽出した。
	調査対象の	常北町 1,600 人
	抽出方法	桂村 900 人
<b>.</b>		七会村 500 人
調査方法	配布・	・調査対象者に対して,アンケート票・参考資料及び返信用封筒各 1
方法	回収方法	部を郵送し,自記式(無記名)による回答をし,郵送で回収。
14		・調査対象者の抽出 平成 15 年 7 月上旬
	調査日時等	・アンケートの発送配布 平成 15 年 7 月 18 日 (金)
	侧且口内 <del>寸</del> 	・アンケートの回収期限 平成 15 年 7 月 28 日 (月)
		・アンケート集計・分析 平成 15 年 8 月上旬~9 月下旬

### 3 回収状況

			配布数	回収数	回収率
常	北	町	1,600票	789 票	49.3%
桂		村	900 票	464 票	51.6%
七	会	村	500 票	245 票	49.0%
町木	す名で	下明		4 票	
合		計	3,000票	1,502 票	50.1%

### 4 集計データについて

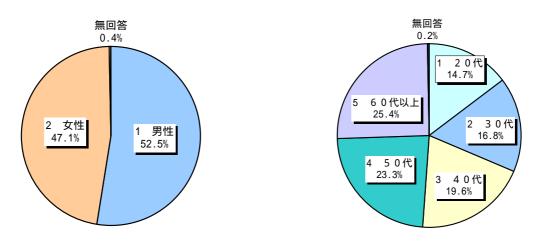
問7,8,9,10は複数回答です。また,集計データは,小数第2位を四捨五入して,小数第1位まで表記しています。そのため,選択肢の回答割合の合計を足しても100%にならないところがあります。

### 調査結果の概要

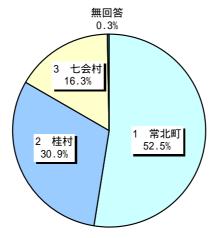
# < 1 回答者の属性 >

問1 あなたの性別はどちらですか。

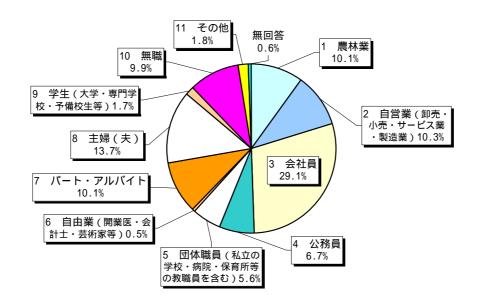
問2 あなたの満年齢を,お答えください。



問3 あなたはどちらにお住まいですか。



問4 あなたのご職業は,次のどれですか。

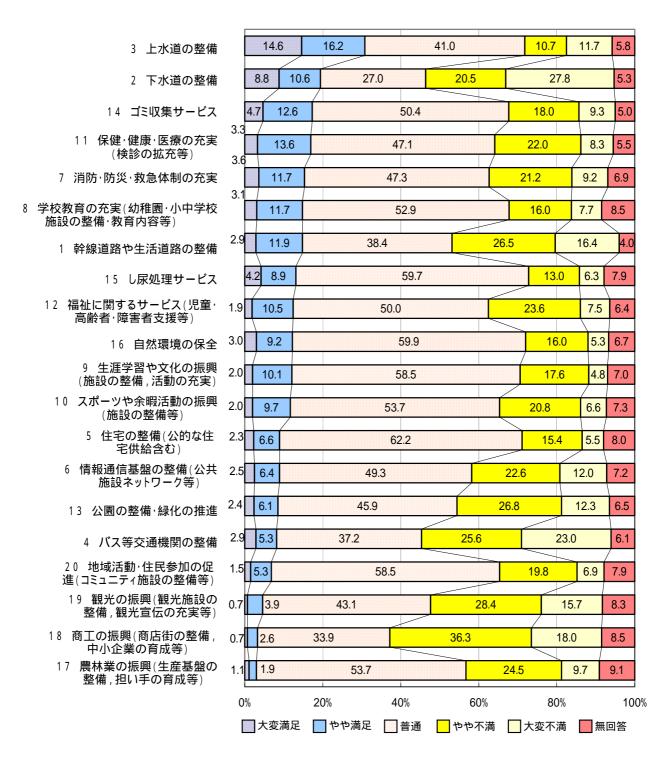


### < 2 住んでいる地域の現状について>

問5 あなたの住む町村の現状について,どのように感じていますか。

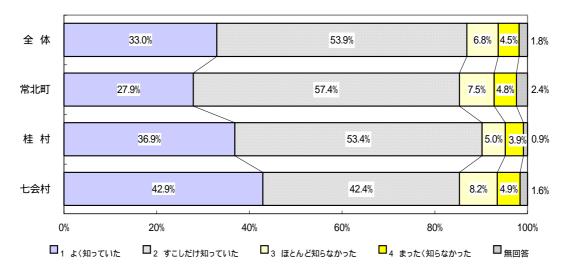
下記の事項について,その満足度を1~5のうちから1つだけ をつけてください。

「大変満足」と「やや満足」を合計した「満足度」の高い順に表示

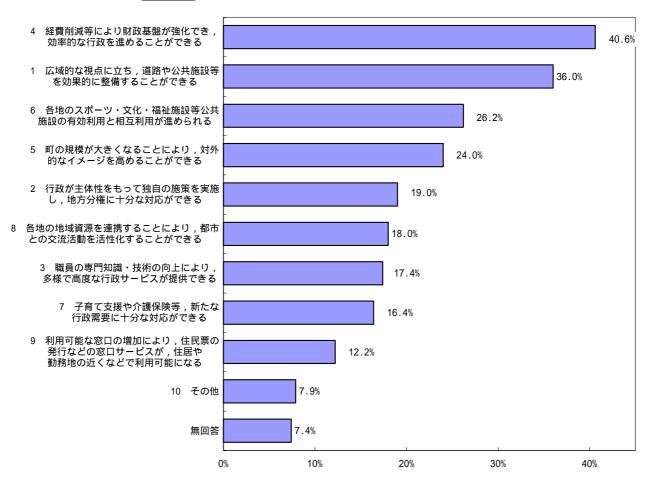


### < 3 市町村合併について>

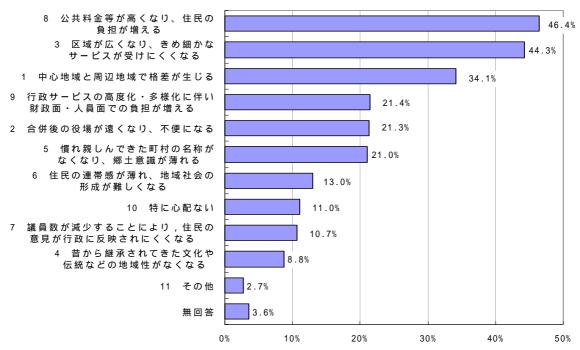
問6 6月24日に常北町・桂村・七会村により、合併協議会が設立されましたが、あなたは1町2村の 「市町村合併」の取り組みについてご存知でしたか。



問7 あなたは,1町2村が合併した場合にどのようなことが期待できると思いますか。 以下の中から3つ以内で をつけてください。

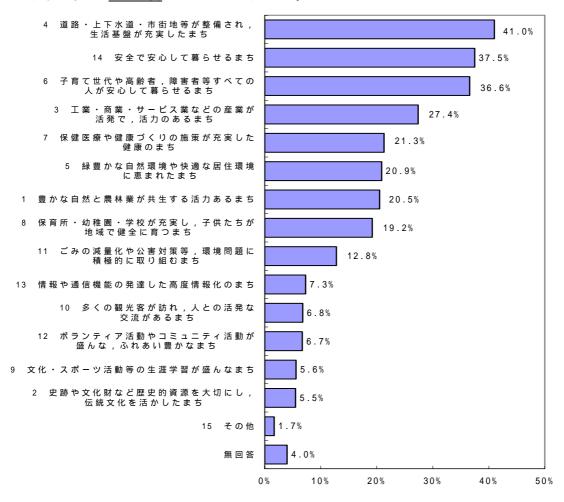


# 問8 あなたは,1町2村が合併した場合にどのようなことが心配ですか。 以下の中から3つ以内で をつけてください。

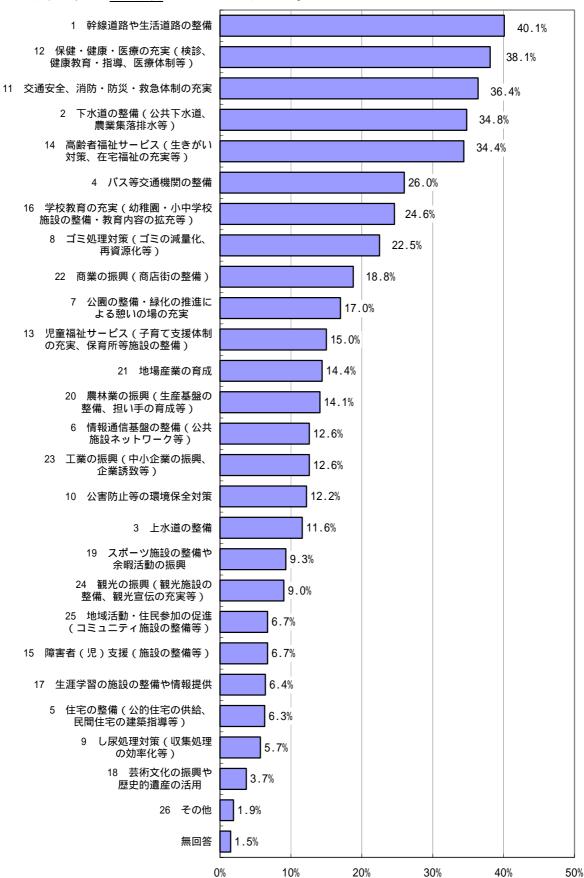


### < 4 合併後のまちづくりについて>

問9 あなたは,1町2村が合併した場合,将来的にどのようなまちになっていけばよいと思いますか。 以下の中から3つ以内で をつけてください。



問10 合併後のまちづくりのために,あなたはどのような施策や事業に取り組むべきだと思いますか。 以下の中から5つ以内で をつけてください。



# < 5 市町村合併についての自由意見>

# 【ご意見・ご要望等】

市町村合併について,ご意見,ご要望,まちづくりのアイディア等がありましたらご記入ください。

ご意見・ご要望等については,記載内容により以下の分類に分けました。1,502票のうち,記入票は390票(26.0%)ありました。分類ごとの回答数及び割合については下の表のとおりです。

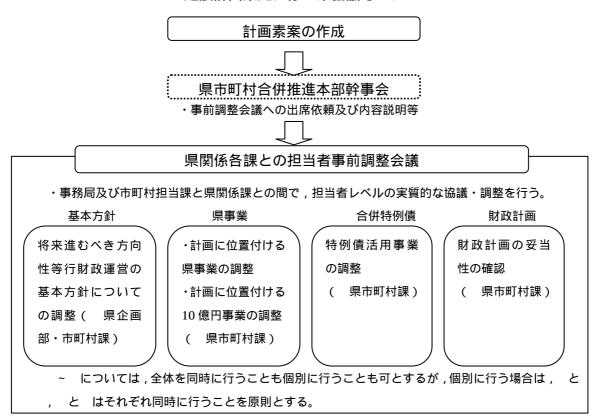
# <分類ごとの回答数・割合>

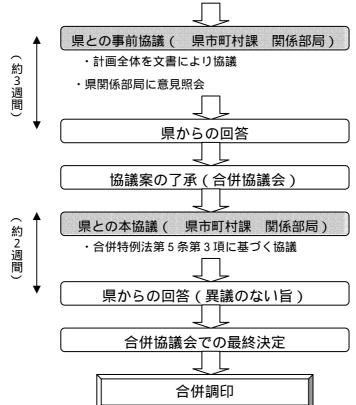
		人数	割合
1	まちづくりに関すること	512	131.3%
	自然環境の保全と活用に関すること		
	自然環境の保全,河川環境の整備,森林の維持と活用	18	4.6%
	都市基盤の整備に関すること		
	道路の整備,公共交通の整備,市街地の整備,上水道の整備,下水道の整備	68	17.4%
	生活環境の整備に関すること		
	住環境の整備,公園・緑地の整備,衛生環境の整備,地域・生活関連施設の		
	整備,消防・防災・交通安全の推進,情報・通信の整備	80	20.5%
	保健・医療と福祉に関すること		
	保健・医療の充実,高齢者福祉の充実,社会福祉の充実,保育の充実及び女		
	性への支援,介護保険への対応,国民健康保険事業等の推進	54	13.8%
	教育・文化に関すること		
	生涯学習の推進,学校教育の充実,文化・スポーツの振興	46	11.8%
	産業の振興に関すること		
	農林水産業の振興,商工業の振興,観光・レクリエーションの振興,就業支		
	援策の強化	71	18.2%
	連携・交流の促進に関すること	11	2.8%
	開かれたまちづくりの推進に関すること		
	開かれた行政への取組,住民活動支援の推進	7	1.8%
	行財政運営に関すること	101	25.9%
	その他まちづくりに関すること	56	14.4%
2	合併に関すること	177	45.4%
	合併制度論(メリット・デメリット,周知の必要性,合併協議の進め方等)	45	11.5%
	3町村での合併の枠組みに関すること	56	14.4%
	その他合併に関すること	76	19.5%
3	その他	21	5.4%
	その他(アンケート調査等に関すること)	21	5.4%
合計	†(重複を含む延べ回答数)	710	-
合計	†(回答のあった票数)	390	-

### (5)茨城県との協議

市町村建設計画の内容については,合併特例法により県との協議が必要なことから,当地域の計画策定に当たっては,次の流れにより県協議等を行った。

### < 建設計画策定に係る県協議等のフロー>





# 県関係各課との担当者事前調整会議

# <平成 15 年 10 月 14 日 >

新町のまちづくりの基本方針と計画に位置付ける県事業等ついて , 県関係各課と協議を行った。

# (協議結果)

番号	事 業 名	県担当課	可否
1	県営農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業(常北地区)	農村環境課	
2	飯富・岩根・那珂西地区畑地帯総合整備事業	農地整備課	
3	北方・高久地区畑地帯総合整備事業	農村計画課	
4	ふるさと農道桂地区整備事業	農村環境課	
5	那珂川沿岸地区県営かんがい用水路整備事業	農地整備課	
6	県営かんがい排水事業 (排水対策特別型)	農地整備課	
7	中山間地域総合整備事業	農村環境課	
8	国道 123 号バイパス整備事業	道路建設課	
9	一般県道錫高野石塚線整備事業	道路建設課	
10	一般県道阿波山徳蔵線バイパス整備事業	道路建設課	
11	一般県道阿波山徳蔵線整備事業	道路建設課	
12	一般県道赤沢茂木線整備事業	道路建設課	×
13	一般県道常北那珂線整備事業	道路建設課	
14	村道 7-03 号線過疎代行事業	道路建設課	×
15	町道 3313 号線過疎道改事業,山崎猫鳴線過疎代行事業	道路建設課	×
16	主要地方道水戸茂木線整備事業	道路建設課	×
17	主要地方道笠間緒川線整備事業	道路建設課	
18	岩下倉見線過疎代行事業	道路建設課	×
19	一般県道鶏足山線整備事業	道路維持課	
20	一般県道鶏足山片庭線整備事業	道路維持課	
21	県営高根台住宅整備事業	住宅課	×
22	一級河川藤井川改修事業	河川課	
23	一級河川那珂川整備事業	河川課	×
24	一級河川江川整備事業	河川課	×
25	一級河川桂川河床整備事業	河川課	×
26	水辺の楽校整備事業	河川課	
27	一級河川大谷原川整備事業	河川課	
28	基本方針・ゾーニング	地域計画課	

### <平成 16 年 1 月 19 日 >

財政計画の内容と合併特例債活用事業について,県市町村課と協議を行った。

### (協議結果)

財政計画について,了承をいただくとともに町道の整備をはじめ,義務教育施設の整備等への合併特例債の活用が了承された。

### 事前協議

新町建設計画(後編案)について,第8回合併協議会の承認を得たことから,平成16年2月16日に県に対し建設計画の事前協議を申請した。

### (協議結果)

市町村第 322 号 平成 16 年 3 月 10

 $\Box$ 

常北町・桂村・七会村合併協議会

会長 三村 孝信 殿

茨城県知事 橋 本 昌

常北町,桂村及び七会村の合併に係る建設計画作成に係る事前協議の結果について(回答)

平成 16 年 2 月 16 日付け常桂七合協第 94 号で事前協議のあったこのことについて , 別添意見書のとおり回答します。

### 本協議

県との事前協議の結果,修正した城里町建設計画(案)について,第 10 回合併協議会の 承認を得たことから,平成 16 年 3 月 31 日に県に対し建設計画の本協議を申請した。

### (協議結果)

広 行 第 8 号 平成 16 年 4 月 19

日

常北町・桂村・七会村合併協議会

会長 三村 孝信 殿

茨城県知事 橋 本 昌

常北町・桂村・七会村の合併に係る建設計画作成のための 協議結果について(回答)

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条第3項の規定に基づき, 平成16年3月31日付け常桂七合協第105号で協議のあったこのことについては,異議ありません。

### (6) 常北町・桂村・七会村合併まちづくり計画(城里町建設計画)

# < 1 新町の将来像>

# 人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち

新町は,県都水戸市に隣接する立地にありながら,御前山県立自然公園を形成する森林や那 珂川をはじめ,その支流となる複数の川など恵まれた自然環境を有しています。

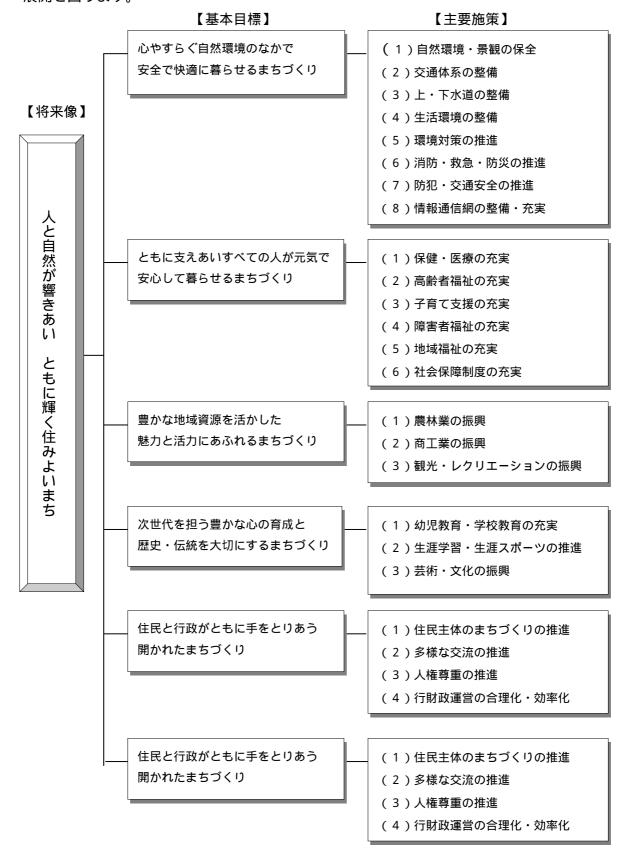
こうした,豊かな自然を保全しながら活用し,地域間交流,都市住民との交流を深めるとともに,新町に住むすべての人が快適な環境のなかで,魅力的で活力あふれる住みよいまちづくりを目指します。

# (新町の土地利用の方向性を示す3つの「ゾーン」)



# < 2 新町の主要施策・主要事業>

将来像の実現のために,その基本的な施策体系を次のとおり構成し,総合的,計画的に施策の 展開を図ります。



# <基本目標1>

# 心やすらぐ自然環境のなかで 安全で快適に暮らせるまちづくり

自然と共生した循環型の地域社会の形成をめざして,恵まれた自然環境の保全と活用を図るとともに,リサイクルの推進や上下水道の整備などを図ります。

また,交通機関や道路網の整備による交通ネットワークづくり,情報ネットワークづくりなどにより,住民が快適に生活できる環境づくりを進めます。

さらに,防災・防犯・交通安全対策などを強化し,住民が安全で安心に暮らせるまちづくりを 進めます。

施策名	主要事業
自然環境・景観の保全	花いっぱい運動の推進 新道川整備事業 藤井川水辺の楽校整備事業【県】 「ワンドや緩傾斜護岸の整備により、子どもたちが」 自然と出会える安全な水辺をつくる
交通体系の整備	幹線道路整備事業 生活道路整備事業 コミュニティバスの整備 民間バス路線の確保 国道 123 号整備事業【県】 主要地方道笠間緒川線整備事業【県】 一般県道錫高野石塚線整備事業【県】 一般県道阿波山徳蔵線整備事業【県】 一般県道阿波山徳蔵線整備事業【県】 一般県道常北那珂線整備事業【県】 一般県道鶏足山線整備事業【県】
上・下水道の整備	水道整備·拡張事業 簡易水道整備事業(徳蔵地区等) 水道配水緊急連絡管整備事業 公共下水道整備事業 特定環境保全公共下水道整備事業 農業集落排水整備事業 農業集落排水整備事業 合併処理浄化槽設置補助事業
生活環境の整備	都市計画道路整備事業 徳蔵地区宅地分譲事業 下圷・徳蔵地区公営住宅整備事業
環境対策の推進	環境基本計画の策定 環境クリーン作戦事業 不法投棄対策事業

皇都川整備事業	
地域防災計画の策定	
消防体制一元化推進事業	
消防施設整備事業	
(防火水槽設置,消防車両整備等)	
一級河川藤井川改修事業【県】	
一級河川大谷原川整備事業【県】	
防犯灯の整備	
交通安全の啓発	
交通安全教育の推進	
交通安全施設整備事業	
情報インフラ整備事業	
地域イントラネット整備事業	
◯ 公共施設などを高速・超高速で接続する地域公共	
へ ネットワークの整備	
移動通信用鉄塔施設整備事業	J
/ 携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域	
を拡大し,地域間の情報通信格差を是正すること	
により,地域住民の利便の向上や社会経済活動の	
活性化を図る	
	地域防災計画の策定 消防体制一元化推進事業 消防施設整備事業 (防火水槽設置,消防車両整備等) 一級河川藤井川改修事業【県】 一級河川大谷原川整備事業【県】 防犯灯の整備 交通安全の啓発 交通安全教育の推進 交通安全施設整備事業 情報インフラ整備事業 地域イントラネット整備事業 地域イントラネット整備事業 地域イントラネット整備事業 大共施設などを高速・超高速で接続する地域公共 ネットワークの整備 移動通信用鉄塔施設整備事業 (携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域 を拡大し,地域間の情報通信格差を是正すること により,地域住民の利便の向上や社会経済活動の

# <基本目標2>

# ともに支えあいすべての人が元気で 安心して暮らせるまちづくり

まちぐるみで健康づくり・生きがいづくりに取り組むとともに,安心して保健・医療・福祉・ 介護の各種サービスが受けられるまちづくりを進めます。

また,ボランティア活動の活性化を促進し,高齢者や障害者などを地域で見守り,地域で子どもを育て,住民一人ひとりが生きがいに満ちた,元気で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策名	主要事業
保健・医療の充実	母子保健事業(親と乳幼児の健康の保持増進,育児支援等) 老人保健事業(検診事業・健康相談等) 予防接種事業 地域医療体制整備事業(診療所等の施設の充実) 保健センター整備事業
高齢者福祉の充実	介護予防・生活支援事業(高齢者の介護予防・支援等) 在宅介護支援センターの充実 老人福祉センターの充実

	保育所運営事業(0歳児保育,延長保育等)
	児童福祉事業(児童手当支給等)
	放課後児童健全育成事業
子育て支援の充実	「昼間保護者のいない家庭の小学校1~3年児童を対象とし
	た,遊びを主とした指導育成等
	医療福祉費給付事業
	身体障害者(児)福祉事業(支援費・更正医療費の支給,補装具・日常
障害者福祉の充実	生活用具給付等)
	障害者ワークス運営事業(福祉作業所運営等)
   地域福祉の充実	地域ケアシステム推進事業 (要援護者等の支援等)
地域価値の尤夫	地域福祉計画の策定
	国民健康保険制度の充実
社会保障制度の充実	老人保健制度の充実
	介護保険制度の充実

### <基本目標3>

# 豊かな地域資源を活かした 魅力と活力にあふれるまちづくり

各産業を担う人材の育成や,生産を拡大し流通を円滑にする基盤の整備,イベントによる情報 発信などの販促活動の支援など,地域特性を活かして発展してきた既存の産業を活性化させる多 様な方策を図ります。

また,豊かな地域資源を活かし,都市を中心とした他地域との交流を図るため観光・レクリエーションのネットワークを形成し,魅力と活力にあふれるまちづくりを進めます。

施策名	主要事業
農林業の振興	農業基盤整備事業(区画整理,農道,用拝水路等の整備) 水田農業構造改革対策(生産調整の推進) 後継者対策事業 経営活性化事業(いばらき農業元気アッププランの推進等) グリーンツーリズム施策の推進(畑のオーナー制度等) 中山間地域等直接支払制度 「中山間地域等に対して,担い手の育成,農業生産の維持・確保するための支援 森林整備地域活動支援交付金制度 「森林の現況調査,施業実施区域の明確化作業,作業道補修や刈り払い等の地域活動に対する支援

農林業の振興	生産振興総合対策事業 「特色ある産品の開発,低コスト・高品質化に必要な新技術・新品種の導入等のための協議会の開催,施設・機械の整備及び畜産振興対策の実施産業祭の開催 国営那珂川沿岸農業水利事業【県】 那珂川の沿岸台地上に展開する畑地帯,那珂川の支川流域等に介在する水田地帯の農地に農業用水を安定供給するかんがい施設の整備 県営農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業【県】(常北地区改良工事延長4.5km) 飯富・岩根・那珂西地区畑地帯総合整備事業【県】(北方・高久地区畑地帯総合整備事業【県】(北方・高久地区畑地帯総合整備事業【県】(北方・高久地区畑地帯総合整備事業【県】(北方・高久地区畑地帯総合整備事業【県】(北方地区,阿波山地区)県営かんがい排水事業(那珂川沿岸地区)【県】 御前山村に建設中の御前山ダムの放流水を水戸市飯富の機場から各市町村へ分配する水を受益地内の圃場等へ供給する幹線用水の整備) 県営かんがい排水事業(排水対策特別型)【県】 を図り水田の凡用化を可能にし,水田の高度利用及び転作の定着化を図るための整備 中山間地域総合整備事業【県】 ・と図がが有する多面的な機能を活かした農業の確立と地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、農村生活環境基盤整備の実施・農業生産基盤整備の実施・農業生産基盤整備の実施・農業生産基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農業生産基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村生活環境基盤整備の実施・農村と活環境基盤整備の実施・農村と活環境基盤整備の実施・農村と活環境基盤整備の実施・農村・活性化施設整備(農業集落排水・農村公園・産工業の基準を開まれた。
商工業の振興	商工業の振興・中小企業の育成 中小企業金融制度 企業立地促進事業
観光・レクリエーションの振興	観光施設の管理運営 イベント開催 観光施設の広報活動 P R (景勝地の指定,案内板の設置等)

# <基本目標4>

# 次世代を担う豊かな心の育成と 歴史・伝統を大切にするまちづくり

これからの社会を担う子どもたちを地域で健康に育てるとともに,子どもから高齢者まで,生涯を通じて学習し,豊かな交流が生まれるまちづくりを進めます。

また,地域の歴史や伝統を大切にするとともに,地域特性を活かして新町の新たな文化を創造し,住民一人ひとりが,個性豊かに輝くまちづくりを進めます。

施策名	主要事業
幼児教育・学校教育の充実	小・中学生体験事業 ふるさと発見事業(図書館や現地での調査,発表会等) 幼稚園,小・中学校施設整備事業 総合的な学習事業 外国人招致事業(英語指導を行う外国人の招致等) 情報教育事業
生涯学習・生涯スポーツの推進	成人式典の開催 図書館の充実(図書,DVD,CD,ビデオ等資料の購入等) 各種社会教育事業(各種講座の開催,学校週5日制対応事業等) 各種社会体育事業(各種大会の開催,スポーツ教室等) 各種自主団体の育成
芸術・文化の振興	芸術・文化活動団体の育成 芸術祭等の開催 文化財の保存と活用(文化財保護計画の策定,案内板・説明板の 設置等) 伝統芸能の保存と継承

### <基本目標5>

# 住民と行政がともに手をとりあう 開かれたまちづくり

活力と魅力あるまちをつくるため,住民一人ひとりが,まちづくり活動に積極的に参加し,住民と行政が共に考え、共に行動するまちづくりを推進します。

また,積極的な地域情報の発信・受信により,新町を対外的にアピールできるまちづくりや, 人が集まるまちづくりをめざし,幅広い地域間交流を進めます。

### 【新町の主要事業】

施策名	主 要 事 業			
	コミュニティ育成事業			
住民主体のまちづくりの推進	広報・公聴体制の充実			
	まちづくり組織整備の検討			
	地域間交流促進事業			
多様な交流の推進	NPO・ボランティア育成事業			
	地域振興基金の設置			
	人権意識の啓発(リーフレット作成,講演会の開催等)			
	人権教育の推進 (人権教室の開催等)			
人権尊重の推進 	指導者の育成			
	人権相談活動の支援			
	行政改革の推進			
行財政運営の合理化・効率化	電算化事業(戸籍,マッピングシステム等)			
	新町総合計画策定			

### < 3 公共的施設の適正配置と整備>

公共的施設については,住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し,地域の特殊性や 地域間のバランス,さらには財政事情等を勘案し,適正配置と整備を図っていきます。

適正配置と整備の検討にあたっては,行財政運営の効率化はもとより,現在の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し,住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

# < 4 財政計画 >

# 【歳入】

(百万円)

年度	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
地方税	1,821	1,832	1,843	1,854	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865	1,865
地方交付税	3,891	3,627	3,553	3,434	3,424	3,357	3,335	3,314	3,295	3,268
国庫支出金	393	293	201	273	273	283	343	271	307	346
県支出金	490	413	817	257	261	249	276	250	257	253
地方債	779	643	339	323	347	220	230	213	226	238
その他	1,581	1,671	1,761	1,921	1,881	1,811	1,691	1,641	1,651	1,581
合計	8,995	8,479	8,514	8,062	8,051	7,785	7,740	7,554	7,601	7,551

# 【歳出】

(百万円)

年度	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
人件費	2,040	2,033	1,863	1,840	1,825	1,802	1,757	1,734	1,719	1,681
扶助費	461	464	468	471	474	474	474	474	474	474
公債費	1,549	1,561	1,438	1,435	1,377	1,331	1,250	1,174	1,128	1,011
繰出金	1,188	1,210	1,222	1,225	1,251	1,212	1,199	1,234	1,268	1,317
普建事業費	773	434	787	435	453	320	403	291	344	415
その他	2,944	2,777	2,736	2,656	2,671	2,646	2,657	2,647	2,668	2,653
合計	8,955	8,479	8,514	8,062	8,051	7,785	7,740	7,554	7,601	7,551

# 4 住民説明会の開催

# (1)新町将来構想住民説明会の開催

### 1 目的

これまでの協議会の協議経過や今後のスケジュール及び合併後の将来構想等を説明し,合併に対する 理解を深めていただくとともに,住民の方のご意見・ご要望を集約し,新町建設計画策定に反映させる ことを目的とする。

### 2 主催

常北町,桂村,七会村及び常北町・桂村・七会村合併協議会

# 3 開催期日・会場・参加者数

開催其	月日	開催会場	参加者数		
		桂村圷地区公民館	1 0人		
平成15年11月	2日(日)	桂村岩船地区公民館		2 2 人	
		桂村中央公民館	桂村中央公民館		
平成15年11月	3日(月)	七会村保健福祉センター	七会村保健福祉センター		
平成15年11月	4日(火)	七会村中央公民館	1 7人		
平成15年11月	5日(水)	七会村花山体育館	2 9人		
平成15年11月	6日(木)	常北町立古内小学校体育的	16人		
平成15年11月	7日(金)	常北町立青山小学校体育(	1 4人		
平成15年11月 8日(土)		常北町立小松小学校体育館		1 1人	
十八八五十八月	0日(工)	コミュニティセンター常北		3 0人	
			計	184人	

### 4 進行内容

- (1)開会・司会進行/各町村合併担当課長
- (2)あいさつ/会長(常北町長)または副会長(桂村長,七会村長)
- (3)出席者紹介
- (4)説明事項

合併協議の経過と今後のスケジュール/事務局長 新しいまちづくりに関するアンケート調査結果報告/計画班長 合併後の将来構想(まちづくりの基本方針)/計画班長

- (5)懇談
- (6)閉会

#### 5 質疑・意見等

#### <建設計画について>

合併したときは,この基本方針に基づきまちづくりを行うのか。

まちづくりは中心を創るのではなく周辺部から創ることを考えて合併して欲しい。七会村は一番末端になるので,平均した発展を望む。

岩船地区は,今までの合併の中で非常に色々な面でリスクを負ってきた地域。役場・農協が移転し, 駐在所・派出所もなくなり治安が悪くなったときもあったので,合併は中央が良くなるだけでなく, 隅々まで目が行き届くような合併にして欲しい。

合併特例債は,かなりの額が利用できると聞いていますが,重点的にこういうものに位置づけするのは,協議会の中でなく合併後に検討するのか。

常北町,桂村,七会村それぞれに特徴があるが,3ヶ所融合によりそれが薄れていくのではと懸念しているが,予算措置に当たってはそうした点を配慮してほしい。(例:常北町の住民が桂村の図書館を利用するとしても,交通機関が充実していなければ利用者も少なくなる。施設の充実だけでなく,そうしたことで,メリット,デメリットを検討しながらやっていかなければならないと思う。)

「新しいまちづくりにむけて」というチラシの内容は,桂村で見れば10ヵ年計画のようなもの。各町村の中で議会等でも意見が出ていると思うので,そういうものを例として具体的な事業を挙げていただきたい。

アンケート調査結果は,3,000 人のうち 50%の回答で,必ずしも住民のすべての声ではないと思うので,数字でものを考えるのではなく必要なものを優先で考えて町を作って行って欲しい。

アンケートの中で ,「あなたの住む町村の現状」について「普通」という答えが大部分だが , どのように捉えているのか。捉え方によっては違った方向に行ってしまうので慎重にお願いしたい。

アンケートの中で,「あなたの住む町村の現状」については,悪い方から言うと商工の振興が不満のようである。この点に関し,「豊かな地域資源を生かした魅力と活力あふれるまちづくり」を進めるとあるが,内容が抽象的で具体的な方策がなく,このままだと合併しなくても現在と変わらない。

道木橋地区の道路面が悪い所や崩れている所について,生活道路なので整備して欲しい。

道路の問題で、継続事業の阿波山徳蔵線バイパス整備が一向に進まない状況なので、県の方へ働きかけて欲しい。

生活道路を作らなければならないという要望を村当局に出しているが,合併した後も引き続き取り上げてもらいたい。

町の発展を考えるならば隣接との流通関係や人の往来関係が大切。それには交通網の拡充が重要。 例えばバス路線では、県道の外郭線として、笠間~七会~常北~桂~大宮~太田まで抜けるバス路線 を確保してはどうか。

下水道・上水道など, とにかくまちづくりにおいて根拠となるのは水なので第2水源を確保して欲 しい。

桂村の水道水は非常に良い水である。合併したら給水区域を拡大するのか,桂村だけで供給するのか。

合併に伴い基盤整備,情報関係整備や,電算関係システム統合など臨時的経費が発生するが,国, 県の支援策はあるのか。

十万原に協同病院を誘致するという話もあったが,仮にそうなれば救急に関しては,ある程度救急病院,総合病院が近くなるし,新しい職場も出来る。そうして地域に人が残れば商店街も集客できる。その際は商店に人が集まるようにバスなど交通機関を充実させて欲しい。

常北町の墓地用地の活用については,水戸市が第2墓地を作るという話もあったので,水戸市に作ってもらうことにして,売るとか貸すようにしたらよいのではないか。

「少子・高齢化社会の対応の必要性」で「地域の活性化に取り組み福祉などの質の高い行政サービスを安定して提供していく必要性がある」と言うが,議員や職員が減っていく中でどういう形でサービスの安定化を図っていくのか。

この地域を見ると,以前,旅行案内で常北の役場の近くのお寺が載っていたが今は載っていない。 また桂村の位置が載っていない。そのようなことから,合併したときに,この地域は観光に力を入れるのか,田園農村地帯に力を入れるのか,何に力を入れるのか見えにくい。

下水道,農業集落排水の問題など課題があるが,教育の問題で,桂中学校の校舎建設がまもなく始まろうとしているが,合併後も継続して行ってもらいたい。

小松小の体育館を合併前に新築して欲しい。

御前山の方でも小学校の統合という話を聞くが,当地域で合併に伴い小学校の統合とかいう形は考えられないのか。それとも現在のままでいられるのか。

合併すると学校の数はどのようになるのか。今,東小と西小があるが1校になるということはないか。

岩船小の児童数が減少しており、子どもの教育環境を考えて学区再編や統合についても合併を機会に考えて欲しい。

古内小の児童が年々減ってきて、この学校がずっと続くのか、廃校になって他の学校と統合するのか色々不安がある。合併に際し、少人数の学校が他の学校と統合になる話があるのか。

桂村は、生涯学習で地域活性化を図っているが、他の町村ではやっていないので合併と同時になくなるのか。

#### <行政制度調整について>

医療サービスや,税金など今まで町村によって違うが,合併したときにそうしたサービスは一定の 負担のもと,受けられるようになるのか。

合併したときに中心地から距離的に遠いところと近くのところが出来るが,同じ条件でサービスを 受けられなくなり,条件が悪くなるのではないか。

合併したとき警察,消防や,農協などはどのようになってくるのか。

議員の定数は18人なのか。現在の議員が在任すると言う話もあるがもっとはっきり分かりやすく説明して欲しい。

新町の議員は 18 人とのことだが ,常北町は合併前に選挙があり合併したときにその議員の待遇はどのようになるのか。

合併後2年間全議員が在任するのはおかしい。合併したら新たに議員を選べばよいのではないか。 議員の身分に関し合併したとき特例があるそうだが,議員の任期と年金の支給要件についてはどのようになっているのか。

町の財政が厳しい中,合併後の議員定数は18人のところ,特例により40名近い議員が在任するが, その費用はどこから出るのか。歳費に問題ないのか。

合併特例法の特例により議員約40人が2年間在任した場合,費用的な面はどうなるのか。

合併後議員の数が 18 人になると地域の声が届きにくくなり ,地域の活性化が難しくなる場合もあると思われるので , 役割が大きくなる区長の待遇を良くして欲しい。

新設合併ということであるが、制度の調整に際し、吸収合併の趣があるといわれているがどうか。

桂村は,旧桂地区で今までどおり区長制度をおくのか。

「合併の必要性」の中で,地域一体となって地域活性化に取り組むような合併をしなければならない。「地域審議会の取り扱い」という項目の中で,区長会,自治組織を充実させるということで,今まで以上に地域活性化を進めるとのことだが,新しい自治体でどのように段階を踏んで組織作りをしていくか,地域住民として一番気になる。

職員の余剰人員を活用し、広報の集配、税金の滞納整理、こういう面において連絡員みたいなもの を区長会のほかに作れないものか。

職員の余剰人員について,役場の下部機関とか,消防署の出張所を設置して職員を張りつけるとか,何か方策を考えて欲しい。

税の滞納整理に関し,合併したときプロジェクトチームを作って推進するなど,何か県でトップに なれるようなことが出来れば良いと思う。

合併し仮に消防の事務委託を水戸市に一元化した場合は,消防救急が飯富から出ると七会は30分くらいかかるので,3町村内に常設の事務所を設置してはどうか。又,3町村の消防団員の処遇についてはどうなるのか。

現在,町民一人当たりに対し行政サービスをするときにかけられるコスト,これが合併後に一人当たりいくらになるのか。また,他の町村の負債などを入れた一人当たりのコストはいくらになるのか。3町村の地方債は各々どのくらいあるのか。また,その借金を合併後どのように返済していくのか。常北町 13,000 人,桂村 7,000 人,七会村 2,000 人位だが,それぞれ,一人当たりの費用と税収関係はどのくらいなのか。

今,3町村の財政状況はかなりバラツキがあると思うが,合併するうえでその辺も突合して財政面でも対等な合併にして欲しい。

行政サービスの中で,1町2村のどういうところに相違があるのか。(例:住民検診の個人負担料,介護保険料)

財政面で、今までは常北町はサテライトがあって収入源がありよかったが、現在の常北町の財政が 合併してからどのような見通しになるか。財政力が良くなることが望ましいと思うがどうか。

合同庁舎の考え方は決まっているのか。

合併したときの各支所の機能はどうなるのか。3町村とも行事など特色があると思うが,そういう点を生かせる機能を持たせて欲しい。

合併したときの,本庁はどういう働きをするのか。七会支所となった場合,税金の問題,介護の問題,健康の問題など色々あるが,今までどおりの役割は残るのか。

斎場は、七会は笠間、常北は水戸であり、合併しても現行どおりとのことだが、笠間の方が果たして受け入れてくれるのか。消防の問題でもそうである。制度や規約など出来ると安心である。

火葬場の事務は,3 町村それぞれ異なる相手先だが,桂村の住民が利用する際,たまたま大宮が満杯ということになり他の火葬場へ行った場合は,同じ料金で利用できるのか。

防災無線は,七会はどのようになっているのか。桂村と常北の防災無線の先行きはどうなのか。放送は別々にやるのか,まとめてやるのか。

ゆりかごから墓場までということが行政として絶対あって欲しい。大宮あたりには済生会病院が出来る。これはゆりかごの方で,墓場の方を見ると火葬場の事について現在どのように調整されているのか病院も含めてお聞きしたい。

今は,住所に「大字」を書く人がほとんどいないため,住居表示の「大字」をこの合併を機会に廃止して欲しい。

### <名称について>

10月31日締め切りの新町の名称の公募状況はどのようになっているか。

慣れ親しんだ町村の名称がなくなり郷土意識が薄れるおそれがある。歴史を大事に継承していくためにも何らかの形で既存の名称を残して欲しい。(岩船公民館,桂中学校や桂支所。)

新町名は,平仮名,カタカナは絶対使わないで欲しい。(ひたちなか市を見れば分かるとおり,あの勝田市が消えてしまった。)

今から 48 年前には町村合併に伴い,当時の旧町村名がなくなってしまった。住民は昔に郷愁を持っていると思うので,七会,桂という地区を何らかの形で残して欲しい。那珂町では,中学校名が,第1中学校,第2中学校などになってしまい,どこの中学か分からない。新町名は漢字でお願いしたい,平仮名は一時の流行である。

城北(じょうほく)という語源は、東茨城の北部という位置を表したもので、水戸城の北ということではない。最近、城北(しろきた)がはやっているがそういう表現を使うときには、歴史をひも解いて間違いのない様にお願いしたい。

#### <その他>

住民説明会の出席率が悪いことに関し,村執行部,事務局,協議会の皆さんはどのように受け止めているのか。

住民説明会の出席については、執行部の数と住民の数がほとんど変わらないので、区長・駐在員などに協力を要請し、皆で協力して人を集める広報活動などを行ってはどうか。

住民説明会で何を質問していいのかはっきり言って分からない。意見を言わなかったので他町村の 住民と格差が出るのではないかと懸念している。

住民説明会の参加者が少ない。また、資料の内容を充実させて欲しい。(人口、予算、児童数、人口 比率、公共料金や下水道の普及率など3町村の現況が1枚の紙で見られるように。)

御前山県立自然公園と名前が書いてあるが、「御前山」は桂村にあるので、説明会等でPRして欲しい。

職員には、合併後も敷居が高くならないように町民サービスに心がけてほしい。

住民説明会の開催については,日曜日や休日にも開いていただきたい。また,もう少し強調した形で皆が参加できるような方策を考えてください。

住民説明会は,平成16年4月以降の開催の予定はないのか。

住民説明会の他の会場の出席状況はどうか。

住民説明会は,学区単位でやっているようだが会場を増やしてはどうか。

住民説明会の資料の内容で言葉の表現が難しい。「ライフスタイル」や ,「住民ニーズ」などカタカナ語は使わない方が良いと思う。

合併に関し情報公開を進め,多数の意見を頂きたいとのことだが,アンケートの対象者を 3,000 人とした根拠や常北町の対象を 1,600 人とした根拠について教えて欲しい。

1町2村が合併して人口はどのくらいになるのか。

御前山村伊勢畑地区の住民はこの新町へ合併したい考えを持っているようだがどうなるのか。

議員活動が出来ない議員(体の不調により)の辞職を進めることが出来ないものか。また、新町になったときにこの点辞職の特例を設けることが出来ないものか。

我々住民が要望や意見を行政に上げていく場合にスキンシップが必要である。町村合併の必要性や, 基本方針については説明があったとおりだと思う。行政と住民とのかかわりと,情報の共有,互いに聞く,話すということをしながらすばらしい合併となるよう期待する。

今回の合併の目的は,水戸市との合併に向けてのワンステップか,或いは,この1町2村でも生き 残れると判断した合併なのか。

御前山県立自然公園と名前が書いてあるが,「御前山」は桂村にあるので,説明会等でPRして欲しい。

職員には、合併後も敷居が高くならないように町民サービスに心がけて欲しい。

### (2) 常北町・桂村・七会村合併に関する住民説明会の開催

### 1 目的

合併に関する協議がほぼ終了することから、これまでの協議会での経過や合併までの予定、合併後のまちづくり等を説明し、合併に対する理解を深めてもらうとともに、住民の意見・要望を集約し、合併までの具体的事務調整の参考に資することを目的とする。

### 2 会場別参加者数

	開催期日	開催会場	参加者数
74	平成16年4月10日(土)	青山小学校体育館	7人
常北	平成16年4月11日(日)	コミュニティセンター常北	2 3人
町	平成16年4月12日(月)	古内小学校体育館	1 2人
	平成16年4月15日(木)	小松小学校体育館	8人
桂	平成16年4月10日(土)	桂村圷地区公民館	28人
村	平成16年4月11日(日)	桂村中央公民館	4 1 人
TY	平成16年4月14日(水)	桂村岩船地区公民館	3 6人
七	平成16年4月10日(土)	七会村中央公民館	1 7人
会	平成16年4月11日(日)	七会村花山体育館	3 8人
村	平成16年4月13日(火)	七会村保健福祉センター	3 7人
			247人

# 3 内容

- (1)あいさつ
- (2)議会議員,協議会委員紹介
- (3)説明事項

合併協議の経過及び合併までの予定について 新町建設計画について 主な調整方針について

### (4)質疑応答

### 4. 意見・要望等

### <建設計画について>

建設計画の計画期間はどの位なのか。

3町村の現在の施策と新町の施策の相違点と具体的な内容を教えてほしい。

コミュニティバスの導入については、住民サービスに役立つのではとの期待感があるが、一方で、あまり支所の機能を強化すると、行政の改革に反することとせっかくのコミュニティバスの機能が薄れる懸念がある。

コミュニティバスの導入は大変いい考えだと思うが、総延長距離等詳細な内容はどうなっているのか。

消防署所の設置位置はどうなるのか。

消防署所の設置財源として,特例債を充てるのか,他の財源を充てるのか。

3 町村とも農業が主産業とのことだが,主要施策としては,基盤整備などのハード事業でなく後継者対策のような分野に力をいれてほしい。

まちづくり計画では、農林業の振興をうたっているが、内容を見ると各町村の持ち寄りの計画の 羅列に過ぎず、何が新町の中心的な農林業振興策なのか見えてこない。

地域の活性化について,地域を主体として,老人から子どもまで3世代の交流を活発化しなければならないと思う。桂村が現在行っている生涯学習の取り組みは,他の自治体とは違って地域を主体として取り組んでいるが,この取り組みを新町の建設計画の中にどのように取り込んでいくのか。

行財政運営にあたって,数字の強い職員を財政担当にして,財政面で行政能力の向上を図ってもらいたい。

財政計画の中に合併特例債や県合併特例交付金は見込んでいるのか。

財政計画の根拠となった人口推計は何を根拠に算出されたのか。また,その数字は合併協だより等には掲載しているのか。

合併後,職員を減らしていくようだが,それでもサービスは維持できるのか。

全国の様子をみると,やはり人件費の削減が重要であると思うので,人件費をいかに節約していくかが,これからの赤字を埋めていくひとつのポイントだと思うので,議員も含めてより一層の効率化をお願いしたい。

財政計画の見通しでは,人口が10年間に10%増えるが,財政面では15%のマイナスとなっており,単純に村民一人当たり25%少ない予算で行財政を運営しなければならないようだが,どういう方法でそれが可能になるか。

地方交付税が減少する中,具体的な対応策をどのように考えているのか。

国民宿舎については,分担金がある。診療所については,大宮の済生会病院の関係で存続の問題が出てくる。また,七会村の診療所についても多額の繰り入れを行っている現状である。合併後,財政規模が縮小していく中,行財政改革を推進していく必要があるが,大きな対策としてどのようなものがあるのか。

### < 行政制度調整について>

本庁と支所の機能の違い、本庁と支所の窓口の違いを具体的に教えてほしい。

支所については、今現在ある総務課や建設課、住民課などの組織がそのまま残るのか。

以前,岩船地区が合併したときも支所があったが,合併後に無くなった経緯がある。高齢者が増える中,常北町役場まで行くのは大変なので,将来も支所を残すと約束してほしい。

水戸市と合併した飯富地区の話を聞くと,合併後は市役所へ行かなければならないことがたくさんあり大変だとのことだが,合併後の新町では,本庁へ行かなければ用を足せない事務としてどのようなものがあるのか。

議員の取扱いについて,在任特例を適用し2年間,42名分の議員の報酬を払い続けることになる。定数の18名からすると24名多い状態で払い続けるのは無駄金ではないのか。合併後は18人で選挙を行っていただきたい。

新住民が増えているが,区に入らない人も増えている。行政としてもやりにくい部分があると思うが,町としてどのような対策を考えているのか。

区長制度について,区長はどのように選出されるのか,また,自治会長との役割分担はどのようになるのか。

住民と行政をつなぐ一番の潤滑油は区長である。七会村は,区長がないということで導入を図るとのことだが,3町村の現区長が合併したとき同じ土俵に乗れるように,事前に区長の研修会を実施するなど区長のレベルアップを図ってもらいたい。

納税組合を廃止する自治体もあるようだが,当地域は合併後この組織を残すのか,解散するのか取扱いを教えてほしい。

一部事務組合の取扱いは今後どうなるのか。

国民宿舎は赤字と聞いているが、補てんも含めて、合併後の取扱いはどのようになるのか。

高齢者のいろいろな団体があるが,そういう団体の補助費などが,手っ取り早く減額あるいはカットされるのではないかという心配がある。高齢者に対しての補助のカットということは極力避けていただきたい。

字名は現行どおりとのことだが、3町村の字の中で飛び地はあるのか。

介護保険料は七会村が他町村と比べ高いようだが,平成18年度に統一するのか。また,どのような方向で統一されるのか。

合併後の消防団の出動体制について,新町では,新町全域の火災に対して出動することになるのか。

常北町の屋外広報は聞き取りにくい。合併により放送内容が増えると思うが,対策は何かあるのか。

老人の事を考えて、七会村の診療所にも住民票の発行など行政機能の一部を移行させてはどうか。

合併後の老人クラブはどうなるのか。また,旅行や研修などの活動を行っているところと行っていないところの取扱いやゲートボール場の管理方法も町村によって異なるようだが,どのような取扱いになるのか。

常北町のホロルの湯や桂村のうぐいすの里等,維持管理に経費がかかる施設について具体的に どのような対策を検討したのか。

建築確認について,現状では,七会村は工事届だけで済んでいるが,常北町は建築確認申請が必要だと聞いている。合併後はどのようになるのか。

道路等の生活基盤関係の整備要望を行っているが,16年度の予算に計上されなかったものは積み残しになるが,合併後,そうしたものの取扱いはどうなるのか。

家の前の村道が舗装されていなくて不便を感じる。以前から要望は出しているが,合併後は, 大きな件が優先され,小さなところの要望は埋没してしまわないか懸念している。

地域によっては児童数が減り大変な状況のようだが ,学校の再編についてはどのように考えているのか。

郡が異なる中,中学校や小学校の郡単位での競技大会などの取り扱いはどうなるのか。

今現在,常北町や七会村では,複式学級の小学校があるが,それを早期に解消するため,学校の統廃合等を考えているのか。

合併後の小中学校の名称はどうなるのか。

奨学金制度については,基金がなくなるようだが,合併後,桂村に何人くらいの割り当てを予 定しているのか。

合併後,住所にかかわらず町内における小中学生の転校は可能でしょうか。桂村の教育委員会では,過去に転校を拒否されたことがあった。

現在行っている町・村運動会や産業文化祭などの行事は今後どうなるのか。また,住所の変更 がスムーズに行えるよう行政の指導をお願いしたい。

#### <その他>

国や県の状況を見ると10万人位が市町村の適正規模と思われるが、水戸市との合併についてどのように考えているのか。

合併の具体的なメリット・デメリットについて説明願いたい。

合併協議の経過と今後のスケジュールの中で,平成15年6月24日に合併重点支援地域の指定を受けたということだが,指定を受けた利点はどのようなものか。

新町名称を住民から募集し,「城北町」が一番多かったようだが,住民意向の一番多い「城北町」 になぜ決定しなかったのか。

七会村は現在, 笠間法務局の管轄だが合併後はどうなるのか。

以前,郵便番号の枝番が二桁から四桁に変更になったときは,切り替えが大変だったが,今回の合併に伴い郵便番号は変更になるのか。また,電話番号はどうなるのか。

年金証書について、合併で住所が変わる場合、改めて申請や届出を行う必要があるのか。

県立自然公園や御前山観光協会など御前山の名称は今後、どういう取扱いになるのか。

新町 (城里町)は何郡に属するのか。また, それはいつ頃決まるのか。

奨学金の返済や税金,各種の手数料などの滞納については,合併後も厳しい姿勢で臨んでもらいたい。

情報ネットワークが整備される中、納税通知書を統一した一枚の様式で取り扱えるようにならないか、検討を要望したい。

合併後も出納室にいる常陽銀行の職員は残るのでしょうか。

国から官報が役場に来ていると思うが、どういう官報がきてるかがわからないので、広報誌等で周知願いたい。

この前の説明会でも言ったが,人を集めるには,全てにおいて事務局や主催者がしっかりしないと駄目なので,今後も本気になって合併に取り組んでもらいたい。

#### 5 合併協定調印式の開催

合併協議会における約1年に及ぶ協議の結果,合併協定項目42項目すべての協議が整ったことから,平成16年5月18日,コミュニティセンター常北において,3町村長,合併協議会委をはじめ,橋本昌茨城県知事,地元選出の国会議員,県議会議員,県関係者,各町村議会議員の出席もと合併協定調印式が執り行われた。

調印式は,3町村長による調印の後,県知事,合併協議会委員による立会人署名が行われ,最 後に新町の発展を祈念して県知事と3町村長の固い握手が交わされました。

#### 合併協定調印式次第

日時 平成 16 年 5 月 18 日 (火)午後 2 時 場所 コミュニティセンター常北 ホール

- 1 開式(富田七会村助役)
- 2 合併の経過報告(横倉常北町助役)
- 3 合併協定書調印
- (1)合併協定書説明(三村合併協議会事務局長)
- (2) 町村長署名(三村常北町長,金長桂村長,阿久津七会村長)
- (3)立会人署名(橋本県知事,合併協議会委員)
- 4 町村長あいさつ (三村常北町長,金長桂村長,阿久津七会村長)
- 5 来賓祝辞(橋本県知事,石川県議会議員,加藤水戸市長)
- 6 来賓紹介(衆・参議院議員,県関係者,協議会監査委員,各町村議会議員)
- 7 閉会(秋山桂村収入役)

# 第4章 合併に向けた法手続き

# 第4章 合併に向けた法手続き

1 各町村における合併関連議案の議決

合併協定調印を受け,各町村では6月の第2回議会定例会において,廃置分合等合併関連5議 案が提案され,6月15日に同日可決された。

(1)各町村議会に提案された合併関連議案

廃置分合について

# 議案第 号

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により,平成17年2月1日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することを茨城県知事に申請することについて,同条第5項の規定により,議会の議決を求める。

平成 16年6月15日提出

町(村)長

# 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

#### 議案第 号

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 財産処分に関する協議について

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う財産処分を,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 4 項の規定により,別紙のとおり 郡 及び 郡 と協議のうえ定めることについて,同条第 5 項の規定により,議会の議決を求める。

平成 16年6月15日提出

町(村)長

#### 別紙

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 財産処分に関する協議書

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う財産処分について,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 4 項の規定により,下記のとおり定めるものとする。

記

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の財産は,すべて「城里町」に帰属させる。 平成 16 年 6 月 日

 常北町長
 三
 村
 孝
 信

 桂
 村
 長
 義
 郎

 七会村長
 阿久津
 藤
 男

#### 廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について

# 議案第 号

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 議会の議員の在任に関する協議について

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う,東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の議会の議員の在任に関し,市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 7 条第 1 項の規定により,別紙のとおり 郡 及び 郡 と協議のうえ定めることについて,同条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により,議会の議決を求める。

平成 16 年 6 月 15 日提出

町(村)長

#### 別紙

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 議会の議員の在任に関する協議書

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う,東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の議会の議員の在任について,市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 7 条第 1 項の規定により,下記のとおり定めるものとする。

記

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の議会の議員は,市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し,合併後2年間,引き続き「城里町」の議会の議員として在任する。

平成16年6月 日

 常北町長
 三
 村
 孝
 信

 桂村長
 金
 長
 義
 郎

 七会村長
 阿久津
 藤
 男

# 廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

#### 議案第 号

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 議会の議員の定数に関する協議について

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって設置する「城里町」の議会の議員の定数を,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 7 項の規定により,別紙のとおり 郡 及び 郡 と協議のうえ定めることについて,同条第 10 項の規定により,議会の議決を求める。

平成 16年6月15日提出

町(村)長

#### 別紙

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 議会の議員の定数に関する協議書

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって設置する「城里町」の議会の議員の定数について,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 91 条第7項の規定により,下記のとおり定めるものとする。

記

「城里町」の議会の議員の定数は,18人とする。

平成16年6月 日

 常北町長
 三
 村
 孝
 信

 桂村長
 金
 長
 義
 郎

 七会村長
 阿久津
 藤
 男

#### 廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

#### 議案第 号

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う,東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の農業委員会の選挙による委員の任期に関し,市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 8 条第 1 項の規定により,別紙のとおり 郡 及び 郡 と協議のうえ定めることについて,同条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により,議会の議決を求める。

平成 16年6月15日提出

町(村)長

別紙

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合に伴う 農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書

平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって「城里町」を設置することに伴う,東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の農業委員会の選挙による委員の任期について,市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 8 条第 1 項の規定により,下記のとおり定めるものとする。

記

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の農業委員会の選挙による委員は,市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し,合併後1年間,引き続き「城里町」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成16年6月日

 常北町長
 三
 村
 孝
 信

 桂村長
 金
 長
 義
 郎

 七会村長
 阿久津
 藤
 男

#### (2)関係町村の議会の議決の状況等

#### 議会提出議案等

3町村とも6月15日に提案し,同日付けで可決した。

町村	提出議案	賛成	反対
	第 31 号議案 廃置分合について	14	1
	第32号議案 財産処分について	14	1
常北町	第33号議案 議会の議員の在任について	14	1
	第34号議案 議会の議員の定数について	14	1
	第35号議案 農業委員会の選挙による委員の任期につい	T 14	1
	議案第27号 廃置分合について	13	0
	議案第28号 財産処分について	13	0
桂村	議案第29号 議会の議員の在任について	13	0
	議案第30号 議会の議員の定数について	13	0
	議案第31号 農業委員会の選挙による委員の任期についる	7 13	0
	議案第 17 号 廃置分合について	9	1
七会村	議案第 18 号 財産処分について	9	1
	議案第19号 議会の議員の在任について	9	1
	議案第20号 議会の議員の定数について	9	1
	議案第21号 農業委員会の選挙による委員の任期についる	7 9	1

#### 協議書の締結

- <締結日> 平成16年6月15日
- <締結した協議書>
  - ア 財産処分に関する協議書
  - イ 議会の議員の在任に関する協議書
  - ウ 新町の議会の議員の定数に関する協議書
  - エ 農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書

#### 協議書の告示

<告示日> 常北町(平成 16 年 6 月 17 日), 桂村(平成 16 年 6 月 24 日), 七会村(平成 16 年 6 月 21 日)

#### <告示した協議書>

- ア 議会の議員の在任に関する協議書
- イ 新町の議会の議員の定数に関する協議書
- ウ 農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書

#### 2 合併申請と県知事処分,官報告示

#### (1) 茨城県知事への合併申請

各町村の議会で合併関連5議案の議決を受け,平成16年6月22日,3町村長と3議会議長が,茨城県庁を訪問し,橋本茨城県知事に合併申請を行いました。

#### <合併申請書>

常北発第 1005 号

桂 発 第 632 号

七総発第 111 号

平成 16 年 6 月 22 日

茨城県知事 橋 本 昌 様

常北町長 三村 孝信

桂村長 金長 義郎

七会村長 阿久津 藤 男

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の廃置分合について(申請)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定に基づき,平成17年2月1日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,その区域をもって城里町を設置することとしたいので,関係書類を添えて申請します。

# (廃置分合申請関係添付書類)

- 1 合併(廃置分合)の期日
- 2 合併の方式
- 3 新町の名称
- 4 新町の事務所の位置
- 5 合併(廃置分合)を必要とした理由
- 6 合併に至る経緯の概要
- 7 関係町村の議会の議決書
- (1)廃置分合
- (2)財産処分に関する協議
- (3)議会の議員の在任に関する協議
- (4)新町の議会の議員の定数に関する協議
- (5)農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議
- 8 関係町村の議会の会議録の写し(抄本)
- 9 関係町村の協議書の写し
- (1)財産処分に関する協議書
- (2)議会の議員の在任に関する協議書
- (3)新町の議会の議員の定数に関する協議書

- (4)農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書
- 10 合併協定書
- 11 新町建設計画書
- 12 町となるための県条例要件関係資料
- (1)関係町村の現況表
- (2)町の要件に関する調書
- 13 その他の関係資料
- (1)位置図

県内における位置図 関係町村の地図

- (2)関係町村の沿革
- (3)関係町村の行政組織図
- (4)任意合併協議会の規約等
- (5)法定合併協議会の規約等
- (6)住民に対する合併の広報等

合併協議会だより

関係町村の広報誌

住民説明会資料(平成15年11月及び平成16年4月の2回実施)

新町建設計画の概要版 (建設計画の周知)

- (7)合併関連新聞記事
- (8) 市町村合併に伴う新しいまちづくりに関するアンケート調査報告書

### (2)新町の属する郡の区域に関する要望

3町村の合併は東茨城郡と西茨城郡をまたぐ新設合併のため,新町が属する郡の区域を県知事が定めることになるため,「新町の属する郡は東茨城郡とされたい旨の要望書」を,県知事に対しては合併申請に併せて,茨城県議会議長に対しては,平成16年7月1日に,それぞれ提出しました。新町の属する郡の区域については,地方自治法第259条の規定により,県知事が県議会の議決を経て定め総務大臣に届出し,総務大臣の告示をもって決定するものである。

# <新町の属する郡の区域に関する要望書>

#### 要 望 書

東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の合併に伴う新町の郡の所属の決定については,東 茨城郡を希望いたしますので,善処方お願いいたします。

平成16年6月日

茨城県知事橋本 昌 様

茨城県議会議員 海 野 透 様 (各通)

東(西)茨城郡 町(村)長

東(西)茨城郡 町(村)議会議長

# (3) 県議会の議決と県知事処分

#### 茨城県議会での議決

県知事は3町村長からの合併申請を受け,平成16年9月2日に開会した茨城県議会第3回定例会に当地域の合併に関する「町村の廃置分合について」及び「町の属するべき郡の区域について」の議案を提出した。

県議会では,9月21日の「市町村合併に伴う新生活圏づくり調査特別委員会」での審議を経て,9月27日の最終日の本会議において,当地域の廃置分合等の議案は可決された。

# < 県議会に提出された廃置分合議案 >

#### 第 127 号議案

町村の廃置分合について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により,平成 17 年 2 月 1 日から,東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,それらの区域をもって城里町を置くものとする。

平成 16年9月2日提出

茨城県知事 橋 本 昌

#### < 県議会に提出された郡の区域を定める議案 >

#### 第 128 号議案

町の属すべき郡の区域について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第259条第3項の規定により,平成17年2月1日から, 東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の区域をもってあらたに設置される城里町の属すべ き郡の区域を東茨城郡とする。

平成 16 年 9 月 2 日提出

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県知事による処分

県知事は,茨城県議会の議決を受け,平成 16 年 10 月 18 日付けで「東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,城里町を置く処分」及び「城里町の属する郡の区域を東茨城郡とする処分」を行うとともに,同日付で総務大臣への届出を行った。

#### < 廃置分合の処分 >

#### 決定書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 7 条第 1 項の規定により,平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し,それらの区域をもって城里町を置く。

平成 16 年 10 月 18 日

茨城県知事 橋 本 昌

# < 郡の区域を定める処分 >

# 決 定 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 259 条第 3 項の規定により,平成 17 年 2 月 1 日から東茨城郡常北町,同郡桂村及び西茨城郡七会村の区域をもって新たに設置される城里町の属すべき郡の区域を東茨城郡とする。

平成 16 年 10 月 18 日

茨城県知事 橋 本 昌

# (4)総務大臣による官報告示

総務大臣は、「東茨城郡常北町、同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し、城里町を設置する旨」及び「城里町の属すべき郡の区域を東茨城郡とする旨」、茨城県知事から届出があったことを平成16年11月12日付けの官報に告示した。

これにより一連の法手続きが完了し,平成17年2月1日の合併を迎えるのみとなった。

<総務大臣による告示>

《総務大臣による告示 >	
総務大臣 麻生 太郎 という (昭和二十二日) (昭和二十二日) 第七条第一項の規定により、東茨城郡常北町、同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し、その区域をもって城里町を設置することに伴い、同法第二百五十九条第三項域をもって城里町を設置することに伴い、同法第二百五十九条第三項域をもって城里町を設置することに伴い、同法第二百五十九条第三項本の処分は、平成十七年二月一日からその効力を生ずるものとする。平成十六年十一月十二日 総務省告示第八百八十九号	総務大臣 麻生 太郎地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、東茨城郡常北町、同郡桂村及び西茨城郡七会村を廃し、その区域をもって城里町を設置する旨、茨城県知事から届出があったので、「一の別分は、平成十七年二月一日からその効力を生ずるものとする。平成十六年十一月十二日 総務省告示第八百八十八号

# 第5章 新町発足準備

# 第5章 新町発足準備

平成 16 年に入り合併協議会における協議も終盤に差し掛かったことから,合併に向けた詳細な調整や準備事務に着手した。

# 1 合併準備に係る各種事務調整会議等

(1)合併時までの各種事務調整に係る専門部会長・分科会長合同説明会

日時: 平成16年2月12日 場所: コミュニティセンター常北

#### <説明事項>

- 1 円滑な合併に向けての今後の準備作業について
- 2 事務調整表の作成について
- 3 臨時的経費の取扱いについて 各専門部会・分科会で2~4月に臨時的経費を見積り,4月30日までに財政担当課に提出。
- 4 条例・規則の取扱いについて
- 5 電算・組織機構について
- 6 広報について
- 7 その他
  - ・合併算定替において旧市町村ごとに分別しておくべき資料について

#### (2)第1回新町発足準備調整会議

日時:平成16年7月7日

場所:七会村中央公民館

#### <説明事項>

今後の合併準備の進め方について

- 1 全体スケジュール
- 2 移行準備事務の分類

移行準備事務を3つに分け,独自の組織で協議・調整を行う。

- 3 分類した事務ごとの調整・協議・決定の流れ
- (1)各種事務事業の一元化に係る事務
- (2)合併に伴う各種準備事務
- (3)新町の重点事業
- 4 合併協議会,幹事会等の今後の予定
- (1)合併協議会
- (2)首長会議
- (3)幹事会
- (4)新町発足準備調整会議
- (5)議会合同説明会

#### (3) 平成 16 年度決算調製及び平成 16・17 年度予算編成に係る幹事長通知

平成16年8月9日通知

常北町・桂村・七会村合併に伴う決算調製及び予算編成要領

#### 基本的考え方

合併により消滅する1町2村の決算調製

平成 16 年度新町暫定予算及び本予算編成

平成 17 年度新町本予算編成

# (4)第2回新町発足準備調整会議

日時:平成16年9月30日

場所:コミュニティセンター常北

#### <説明事項>

平成 17 年度城里町予算編成方針について (3 町村長連名による方針)

- 1 予算編成の基本的留意事項
- 2 歳入に関する事項
- 3 歳出に関する事項
- 4 その他の留意事項

<平成17年度予算編成スケジュール>

10月4日 電算入力開始

10月15日 予算要求期限

10月19日 各分科会・専門部会ヒアリング(3町村財政主管課長査定)

~11月16日

11月24日 各分科会・専門部会ヒアリング(3町村長査定)

~11月30日

12 月中旬 各分科会へ予算内示

#### (5)第3回新町発足準備調整会議

日時:平成16年12月6日

場所: 桂村中央公民館

#### <説明事項>

- 1 合併直前の全体スケジュール等について
- 2 城里町の事務組織及び機構の概要について
- 3 合併に伴う庁舎移転について
- 4 支所業務の調整について
- 5 事務処理マニュアルの作成について
- 6 事務引継について
- 7 平成16年度旧団体の決算調製及び新町の(暫定)予算編成について

# (6)第4回新町発足準備調整会議

日時:平成17年1月18日

場所:コミュニティセンター常北

#### <説明事項>

1 庁舎間の引越し作業について

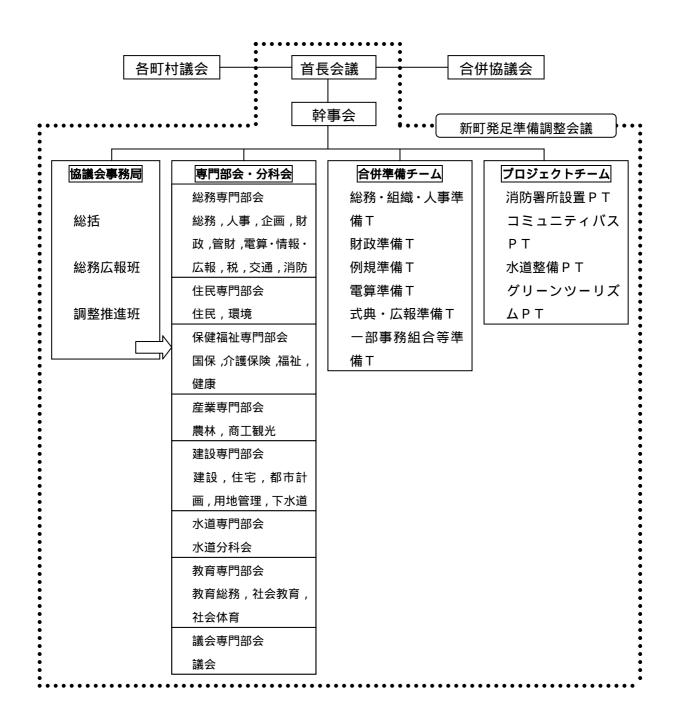
- 2 合併前後のスケジュール(式典,事務引継,暫定委員会等)について
- 3 専決処分等の手続きについて
- 4 支所業務調整会議について
- 5 電算切り替えについて
- 6 城里町公用車配車計画について
- 7 電気料金契約等の名義変更手続きについて

# 2 各種事務の調整

移行準備事務については,次のように事務を分類し,それぞれの組織ごとに協議・調整を行った。

#### (1)移行準備事務の分類と推進体制

	分類区分	具体的な事務内容	調整組織
	各種事務事業の一	行政内容現況調書に記載した各種の事務事業	既存の専門部会,分科会
移	元化に係る事務	(一部の合併準備事務との重複あり)	
行	合併に伴う各種の	合併時に調整の必要な組織,人事,給与,予算	新たに設置した合併準備
準	準備事務	編成,例規,電算システム,式典・広報,一部	チーム
備		事務組合等に関する事務	
事	新町の重点事業	城里町建設計画に位置付けた重点事業( 消防署	新たに設置したプロジェ
務		所の設置 ,コミュニティバス等の導入 ,水道整	クトチーム
		備事業,グリーンツーリズム)	



# (2)幹事会,首長会議への報告

各組織で調整された移行準備事務の内容については,幹事会,首長会議に諮り,内容の確認 を行った。

# <平成 16 年 7 月以降の幹事会,首長会議の開催状況>

期日	会議	会,自長会議の用催状况 > 議題
H16.7.2	第 21 回幹事会	今後の合併準備の進め方について
		エコーはがきの発行について
		今後の組織の調整予定について
H16.7.28	第 22 回幹事会	H16 決算,H16 暫定予算, 本予算編成要領について
		学校給食費・就園奨励費等について
		新町の組織について
		町章の募集について
		合併に係る式典内容の総合調整について
		特別職の処遇について
		財政準備チームの体制について
		幹線道路の整備について
H16.8.2	首長会議	H16 決算,H16 暫定予算, 本予算編成要領について
		新町の組織について
		特別職の処遇について
		幹線道路の整備について
		町章の募集について
		合併準備の進め方について
		学校給食費・就園奨励費等について
		新町の指定金融機関について
H16.8.6	第 23 回幹事会	第 13 回合併協議会議案について
		事務事業一元化の留意事項(予算関連事業)について
H16.8.11	首長会議	第 13 回合併協議会議案について
		事務事業一元化の留意事項(予算関連事業)について
		特別職の報酬の決定方法について
		暫定委員会の委員の選任方法について
		合併準備事務の進捗状況について
		消防署所設置用地の選定方法について
		幹線道路の整備について
H16.8.27	第 24 回幹事会	9月補正について
		エコーはがきデザインについて
H16.9.10	第 25 回幹事会	H17 予算編成方針について
		財政分科会に係る事務事業一元化調整結果について
		職員給与の調整の基本的な考え方について
		福祉・国保分科会に係る事務事業一元化調整結果について
		教育総務分科会に係る事務事業一元化調整結果について
		財政分科会に係る事務事業一元化調整結果について
		管財分科会に係る事務事業一元化調整結果について

	1	
		電算・情報・広報分科会に係る事務事業-元化調整結果について
		新町の公共施設名について
		合併広報(懸垂幕の設置)について
H16.9.13	首長会議	H17 予算編成方針について
		職員給与の調整の基本的な考え方について
		福祉・国保分科会に係る事務事業一元化調整結果について
		教育総務分科会に係る事務事業一元化調整結果について
		新町の公共施設名について
		第2回新町発足準備調整会議について
H16.9.24	第 26 回幹事会	各種事務事業の一元化と予算編成の現状・課題と今後の対応について
		H17 予算編成方針について(継続)
		管財分科会に係る事務事業一元化調整結果について
		電算・広報・情報分科会に係る事務事業-元化調整結果について
		財政分科会に係る事務事業一元化調整結果について
		管財分科会に係る事務事業一元化調整結果について
H16.10.7	第 27 回幹事会	新町の人事配置方針について
		新町職員給与の調整及び人件費の試算結果について
		税分科会に係る事務事業一元化調整結果について
H16.10.21	第 28 回幹事会	各種事務調整の進捗状況と第 14 回合併協議会の日程について
		城里町町章の募集状況について
		H17 年度当初予算の入力状況について
		消防署所設置事務の進捗状況について
		総務専門部会(財政・管財・電算・情報・広報分科会)に係る事務事
		業一元化調整結果について
		保健福祉専門部会(国保・介護保険・福祉・健康分科会)に係る事務
		事業一元化調整結果について
		   産業専門部会(農林分科会)に係る事務事業一元化調整結果について
		建設専門部会(建設・住宅・都市計画・用地管理分科会)に係る事務
		事業一元化調整結果について
		教育専門部会(社会教育・社会体育分科会)に係る事務事業一元化調
		整結果について
		過疎計画の取扱いについて
		政治倫理条例について
	<u> </u>	

H16.10.22	首長会議	過疎計画の取扱いについて
		H17 年度当初予算の入力状況について
		県合併支援道路整備事業の取扱いについて
		各種事務事業の調整状況と第 14 回合併協議会の日程について
		政治倫理条例について
		新町の組織について
		一般職員の給与調整試算結果について
		新町の人事配置方針について
		城里町町章の募集状況について
		特別職の取扱いについて
		城里町町章候補選定小委員会の運営について
H16.11.8	第 29 回幹事会	総務専門部会(総務・人事・企画・財政分科会)に係る事務事業一元
		化調整結果について
		住民専門部会(住民・環境分科会)に係る事務事業一元化調整結果に
		ついて
		建設専門部会(都市計画分科会)に係る事務事業一元化調整結果につ
		いて
		水道専門部会(水道分科会)に係る事務事業一元化調整結果について
H16.11.15	第 30 回幹事会	総務専門部会 ( 交通・消防分科会 ) に係る事務事業一元化調整結果に
		ついて
		産業専門部会(農林・商工観光分科会)に係る事務事業一元化調整結
		果について
		建設専門部会(下水道分科会)に係る事務事業一元化調整結果につい
		τ
		教育専門部会(教育総務・社会教育分科会)に係る事務事業一元化調
		整結果について
		議会専門部会(議会分科会)に係る事務事業一元化調整結果について
		第 14 回合併協議会に提案する議題について
		第1回議会議員合同説明会の議題について
		合併協議会の廃止について
H16.11.17	首長会議	第 14 回合併協議会の議題について
		第1回議会議員合同説明会の議題について
		第3回新町発足準備調整会議の議題について
1140, 40, 4	笠 24 日本東人	合併協議会の廃止について
H16.12.1	第 31 回幹事会	第3回新町発足準備調整会議の議題について 12月議会における一部事務組合等の議案について
		12 月議会にのける一部事務組合寺の議条について 他分科会等との調整を要する事項の調整について
		世の代表寺との調整を安する事項の調整について 国保診療所の運営について
H16.12.17	首長会議,第32	第 15 回合併協議会に提案する議題について
1110.12.17	回幹事会合同	人件費の調整について
	会議	城里町長職務執行者の選任について
	A HX	インルユニッ以イヤルリリオアルリ」ロッだはにしていて

H17.1.11	第 33 回幹事会	第2回議会議員合同説明会の議題について
		分科会をまたぐ調整課題の調整結果について
		支所業務の調整結果について
		城里町長設置選挙日程(案)について
		引越し日程について
H17.1.13	首長会議	第2回議会議員合同説明会の議題について
		分科会をまたぐ調整課題の調整結果について
		支所業務の調整結果について
		引越し日程について
		城里町長設置選挙日程(案)について
H17.1.24	第 34 回幹事会	合併前後のスケジュールについて(確認)
		合併日の専決処分等の手続きについて

# (3)合併協議会への報告

幹事会,首長会議を経て確認された主な事項については,合併協議会に報告を行った。 第13回合併協議会

#### <報告事項>

- 1 合併申請について
- 2 合併準備の進め方について
- <協議事項>

城里町町章(案)の決定方法(案)について

< その他 >

合併協議会の今後の予定について

# 第 14 回合併協議会

#### <報告事項>

- 1 合併に係る法手続きについて
- 2 合併広報(懸垂幕,エコーはがきの発行)について
- 3 住民広報(国・県の機関に係る手続き関係)について
- 4 城里町町章公募状況について
- 5 各種事務事業の具体的な調整結果について

協定項目 13「事務組織及び機構の取扱い」

協定項目 16「公共的団体等の取扱い」

協定項目 19「慣行の取扱い」

協定項目 22「消防防災関係事業の取扱い」

協定項目 23 - 1 「行政連絡機構」

協定項目 23 - 2「電算システム事業」

協定項目 23 - 3「納税関係事業」

協定項目 23 - 4「窓口業務」

協定項目 23 - 10「保育事業」

協定項目 23-13「建設関係事業」

協定項目 23-19「交通・安全関係事業」

# 第 15 回合併協議会

#### <協議事項>

城里町の町章について

城里町町章候補選定報告について

城里町町章の選定について

#### <報告事項>

1 各種事務事業の具体的な調整結果について

協定項目7「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」

協定項目 10「一般職の職員の身分の取扱い」

協定項目 11「特別職の身分の取扱い」

協定項目 12「条例,規則の取扱い」

協定項目 15「使用料,手数料等の取扱い」

協定項目 20「国民健康保険事業の取扱い」

協定項目 23 - 5「保健衛生事業」

協定項目 23 - 8「高齢者福祉事業」

協定項目 23 - 9「国保診療所」

協定項目 23-11「農林水産関係事業」

協定項目 23-14「上水道事業」

協定項目 23-15「下水道事業」

協定項目 23-16「学校教育関係事業」

協定項目 23 - 17「学校給食」

協定項目 23-18「生涯学習関係事業」

2 城里町建設計画に位置付けた主な事業の進捗状況について

消防署所の設置について

コミュニティバス等の導入について

水道整備の推進について

グリーンツーリズムの推進について

3 常北町・桂村・七会村合併協議会の廃止について

#### (4)議会議員合同説明会の開催

幹事会,首長会議を経て確認された主な事項や合併日に専決処分される事項について,3町村議会の合同会議を開催し,事前説明を行った。

#### 第1回議会議員合同説明会

# <説明事項>

- 1 合併に係る法手続きについて
- 2 合併広報(懸垂幕,エコーはがきの発行)について
- 3 住民広報(国・県の機関に係る手続き関係)について
- 4 城里町町章公募状況について
- 5 各種事務事業の具体的な調整結果について

協定項目 13「事務組織及び機構の取扱い」

協定項目 16「公共的団体等の取扱い」

協定項目 19「慣行の取扱い」

協定項目 22「消防防災関係事業の取扱い」

協定項目 23 - 1「行政連絡機構」

協定項目 23 - 2「電算システム事業」

協定項目 23 - 3「納税関係事業」

協定項目 23 - 4「窓口業務」

協定項目 23 - 10「保育事業」

協定項目 23-13「建設関係事業」

協定項目 23-19「交通・安全関係事業」

- 6 過疎地域自立促進計画の策定について
- 7 次世代育成支援行動計画について
- 8 合併に伴う一部事務組合等の手続きについて
- 9 合併前後のスケジュールについて

#### 第2回議会議員合同説明会

#### <説明事項>

1 各種事務事業の具体的な調整結果について

協定項目7「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」

協定項目 10「一般職の職員の身分の取扱い」

協定項目 11「特別職の身分の取扱い」

協定項目 15「使用料,手数料等の取扱い」

協定項目 20「国民健康保険事業の取扱い」

協定項目 23 - 5「保健衛生事業」

協定項目 23 - 8「高齢者福祉事業」

協定項目 23 - 9「国保診療所」

協定項目 23 - 11「農林水産関係事業」

協定項目 23-14「上水道事業」

協定項目 23-15「下水道事業」

協定項目 23-16「学校教育関係事業」

協定項目 23-17「学校給食」

協定項目 23-18「生涯学習関係事業」

2 合併日の条例等専決処分の内容について

条例の概要について

平成 16 年度暫定予算の概要について

その他(指定金融機関,協議会・事務委託)

- 3 平成 17 年度当初予算の概要について
- 4 過疎地域自立促進計画について
- 5 城里町町章(案)について
- 6 合併前後のスケジュール (閉庁式,開庁・所式)について
- 3 各町村での閉町(村)式,閉庁式の実施

#### (1)閉町(村)式

七会村は明治の大合併から 117 年,常北町,桂村は昭和の大合併から 50 年,それぞれに親しんだ町村が合併によって無くなる寂しさは,住民誰もが感じるところであり,合併を間近に控え,それぞれの町村で閉町(村)式が催された。

#### 常北町

常北町では,平成16年11月13日(土)に,コミュニティセンター常北において,町制施行50周年記念式典を兼ねた閉町式典を開催した。

式典では,国・県議会議員をはじめ多くの方々の出席のもと,町の発展・振興に尽力された方々284人に表彰状・感謝状を贈呈し,横倉助役,小林議長による町旗が降納の後,万歳三唱で締めくくられた。

続いて,幼稚園,小・中学校の生徒等によりアトラクションが行われ,会場は大きな拍手がわきあがった。

#### 桂村

桂村では,合併間近の平成17年1月15日(土)に,桂村民体育館において,閉村記念式 典を開催した。

式典では,国・県議会議員をはじめ多くの方々の出席のもと,村の発展・振興に尽力された方々の表彰に続き,桂保育所園児,桂中学校生徒によるアトラクションが行われ,桂村に別れを惜しむ雰囲気に包まれた。

#### 七会村

七会村では,合併間近の平成17年1月16日(日)に,七会中学校において閉村記念式典 を開催した。

式典では,国・県議会議員をはじめ多くの方々の出席のもと,村に功労のあった方々や団体,企業への表彰状授与・感謝状贈呈が行われ,最後にステージ上の村旗が,阿久津村長と福田議長により降納された。

式典後には,各種アトラクションが催された。

# (2)各町村閉庁式

平成 17 年 1 月 31 日 (月),常北町,桂村,七会村の各役場では,業務終了後に全職員出席のもと役場庁舎の「閉庁式」を行い,首長や退任者あいさつの後,役場に掲げられていた銘板が取り外された。

# 第6章 城里町誕生

# 第6章 城里町誕生

「城里町」誕生の日となった,平成17年2月1日(火)は,寒さが厳しいものの快晴となり, 新町の新たな船出にふさわしい幕開けの日となりました。

午前7時30分から課長級職員への辞令交付をコミュニティセンター城里サークル室において行い,その後,開庁式や暫定委員会の開催など,終日あわただしい一日となった。

#### 1 開庁・開所式等

# (1)開庁式

- 1 日 時 平成17年2月1日(火)8:00~
- 2 場 所 本庁玄関前
- 3 出席者 来賓(石川県議,県北地方総合事務所長),町長職務執行者,旧3町村長(代理含む),議会議員(旧3町村全員),旧常北町収入役・教育長,職員(支所, 出先の長含む)
- 4 式典次第 開式

式辞(阿久津町長職務執行者)

議会代表あいさつ(小林旧常北町議会議長)

祝辞(石川県議,安県北地方総合所長,金長旧桂村長,横倉旧常北町長職務 代理者)

町役場銘板除幕(町長職務執行者,石川県議,県北所長,旧桂村長,旧常北町長職務代理者,旧3町村議長)

テープカット(町長職務執行者,石川県議,県北所長,旧桂村長,旧常北町 長職務代理者,旧3町村議長)

閉式

#### (2) 支所開所式

#### 桂支所

- 1 日 時 平成 17 年 2 月 1 日 (火) 9:00~
- 2 場 所 支所玄関前
- 3 出席者 町長職務執行者,旧桂村長,旧桂村教育長,議会議員(旧3町村議会正副議 長,旧桂村議会議員),桂支所職員
- 4 式典次第 開式

式辞(阿久津町長職務執行者)

議会代表あいさつ(森田旧桂村議会議長)

支所銘板除幕(町長職務執行者,旧桂村長,旧桂村議長)

テープカット(町長職務執行者,旧桂村長,旧桂村議長)

閉式

七会支所

1 日 時 平成 17 年 2 月 1 日 (火) 10:00~

2 場 所 支所玄関前

3 出席者 町長職務執行者,旧七会村助役・収入役・教育長,議会議員(旧3町村議会 正副議長,旧七会村議会議員),七会支所職員

4 式典次第 開式

式辞(阿久津町長職務執行者)

議会代表あいさつ(福田旧七会村議会議長を想定)

支所銘板除幕(町長職務執行者,旧七会村正副議長)

テープカット (町長職務執行者,旧七会村正副議長)

**た**関

#### <式 辞>

お寒い中を早朝からご臨席賜りまして,大変ありがとうございます。

本日 2 月 1 日 , 常北町 , 桂村 , 七会村が合併して「城里町」が発足致しました。そしてここに 城里町役場本庁舎開庁式が挙行できますことは , 誠に感慨深く身の引き締まる思いであります。

今日,社会は激動に次ぐ激動に揺れております。国際情勢は,北朝鮮,イラクに見られるように緊張の度合いを深める一方,国内情勢は景気回復の兆しが感じられるとはいえ,まだまだ厳しい状況が続いており,地方自治体を取り巻く状況も,平成の大合併や国の三位一体改革など構造改革が進み,ますます厳しい時代を迎えております。

そのような社会状況の中にあって地方分権を進めるとともに,市町村も自らその行政基盤を強化することが求められております。

常北町,桂村,七会村の3町村は,それぞれの町村で合併問題について検討を重ね,住民の意見を尊重した結果,お互いを合併のパートナーとして選択し,平成15年7月9日に第1回の合併協議会を開催し,それから1年半にわたり協議を積み重ねて参りました。

昨年 5 月 18 日の合併協定調印式から,わずか 8 カ月という短い期間での合併であり,不安の中でのスタートとなりますが,城里町のまちづくりの基本理念でございます「人と自然が響きあい」ともに輝く住みよいまち」を旗印に,これまでの合併協議の成果を踏まえ,職員一丸となって英知を結集して新町建設に取り組んで参りたいと考えております。

3 町村の歴史的経緯,風土,自然や文化はそれぞれ豊であり,町づくり,村づくりに熱心に取り組んできました。そして共通する価値観を持ち,生活圏の共有性もあり,多くの人々の交流や人脈のつながりをもっております。

お互いの持つ特性を大切にしながら,城里町となったメリットを生かし将来にわたって継続していける行財政の確立を図り,分権時代に相応しい町民参加の協働のまちづくりを進め,町民の幸せと町勢の進展を目指すものであります。

結びになりますが,今日まで作り上げてきた進んだ町づくり,特色ある村づくりの財産を引継ぎ,20年後,30年後といった次の世代に安心して暮らせるまちを準備するものであり,私たちは今,その重要な責務の地点に立ったのであります。新たな時代の幕開け城里町は今,町民の皆様と共に手をつなぎ元気に第一歩を踏み出すことができました。知恵を出し,力を合わせ,汗を流すことが大切ですし,これからが本番です。ご臨席の皆様方の絶大なご支援,ご協力をよろしくお願い致しまして,式辞といたします。

本日は,誠におめでとうございます。 平成17年2月1日

#### 城里町長職務執行者 阿久津 藤男

# (3)町長職務執行者による専決処分

次の条例,予算等について,議会を開く暇がないため,合併日に町長職務執行者による専決 処分を行った。

城里町役場の位置を定める条例ほか 157 件の条例の制定について

平成 16 年度城里町一般会計暫定予算について

平成 16 年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算について

平成 16 年度城里町老人保健特別会計暫定予算について

平成 16 年度城里町介護健康保険特別会計暫定予算について

平成 16 年度城里町下水道事業保険特別会計暫定予算について

平成 16 年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算について

平成 16 年度城里町簡易水道事業特別会計暫定予算について

平成 16 年度城里町水道事業特別会計暫定予算について

平成 16 年度城里町指定金融機関の指定について

東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会への加入について

水戸地方広域市町村圏協議会への加入について

水戸地方広域市町村圏協議会構成市町村内の公の施設の広域利用に関する協議について 大宮地方広域組合市町村内の公の施設の広域利用に関する協議について

水戸市への消防事務委託について

笠間地方広域事務組合への消防事務委託について

汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について

#### (4)合併時に設置する委員会

#### 委員辞令交付

- 1 日 時 平成 17年2月1日(火) 12:45~
- 2 場 所 城里町役場町長室
- 3 出席者 町長職務執行者,暫定教育委員5名,暫定固定資産委員3名,総務課長,税務課長,学校教育課長,生涯学習課長
- 4 次 第 開式(総務課長)

委員辞令交付

職務執行者あいさつ

閉式

# 固定資産評価審査委員会

- 1 日 時 平成17年2月1日(火)13:00~
- 2 場 所 コミュニティセンター城里サークル室
- 3 出席者 暫定委員3名,税務課長ほか
- 4 次 第 職員紹介

開会

協議

- ・委員長の選任
- ・委員長代理及び書記の選任
- ・固定資産評価審査委員会規程等の制定
- ・その他

閉会

< 城里町固定資産評価審査委員名簿 >

職名	氏名	備考
委員長	小林 利信	
委員長職務代理	青柳 輝夫	
委員	仲田 一司	

# 教育委員会

- 1 日 時 平成 17年2月1日(火) 13:00~
- 2 場 所 城里町立常北公民館会議室
- 3 出席者 暫定委員5名,学校教育課長,生涯学習課長
- 4 次 第 開会

#### 議事

- ・委員長の選挙
- 委員長職務代理者の指定
- ・教育長の選任
- ・教育委員会規則等の制定
- 教育委員会職員の任命

閉会

< 城里町教育委員名簿 >

職名	氏名	住所
委員長	関 寛	城里町阿波山 1026
委員長職務代理者	阿久津 進	城里町塩子 1376
委員	山崎 洋一	城里町上入野 3222-2
委員	石井 朋子	城里町高久 1343
教育長	森木 義男	水戸市千波町 664-2

# 選挙管理委員会

- 1 日 時 平成17年2月1日(火)13:00~
- 2 場 所 城里町役場第4会議室
- 3 出席者 暫定委員4名,総務課長ほか
- 4 次 第 開会

委員長の選挙

委員長職務代理委員の指定

#### 協議

- ・選挙管理委員会規程等の制定
- ・城里町長選挙期日及び告示の日の決定等

# その他

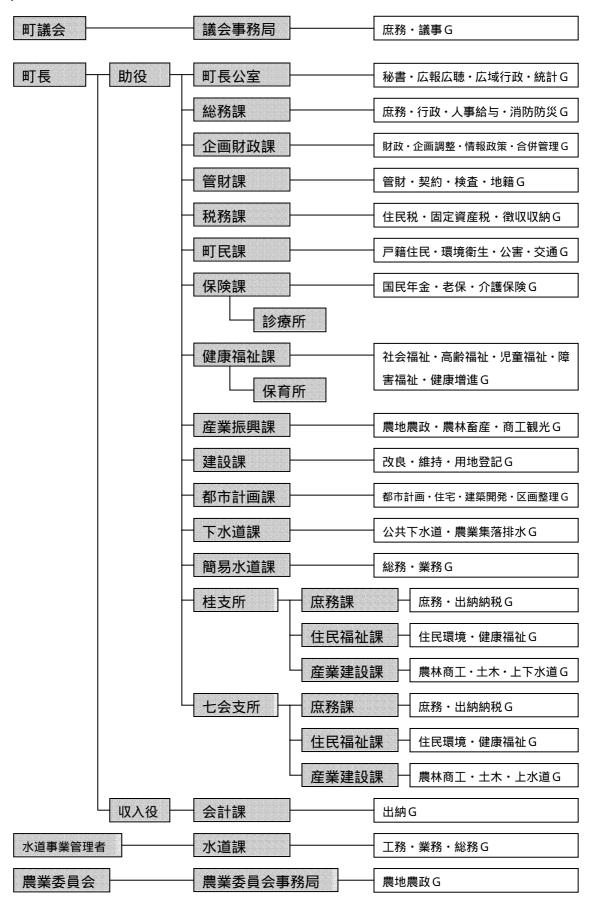
・城里町選挙公報の発行に関する条例等

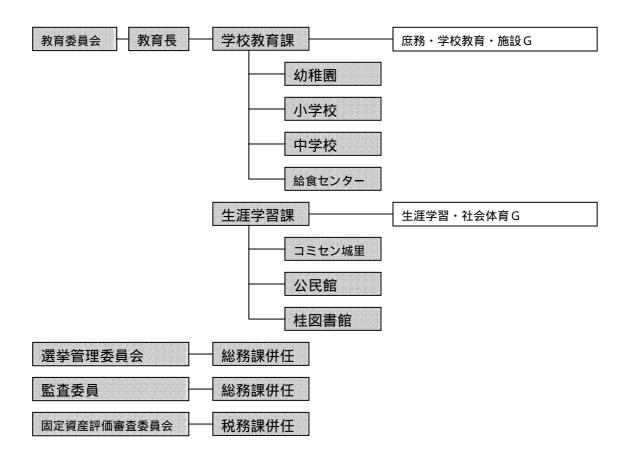
# 閉会

< 城里町選挙管理委員名簿 >

職名	氏名	住所
委員長	内野 信彌	城里町石塚 1679
委員長職務代理	掛札 勲	城里町高久 352
委員	園部 孝元	城里町上入野 2356
委員	仲田 稔	城里町塩子 556

#### (5)行政組織機構





#### (6)事務引継

#### (1)町村長事務引継

旧3町村長から町長職務執行者への事務引継

日 時 平成17年2月1日(火)

場 所 城里町長室

出席者 町長職務執行者,旧町村長(代理者含む),町長公室長,総務課長, 企画財政課長,水道課長ほか

# (2)町村収入役事務引継

旧町村収入役から収入役職務代理者(会計課長)への事務引継

日 時 平成17年2月1日(火)

場 所 城里町長室

出席者 旧町村収入役,町長職務執行者,会計課長(収入役職務代理)ほか

# (3)教育委員会事務引継

旧町村教育委員長から教育委員長への事務引継

日 時 平成17年2月1日(火)

場所、城里町立常北公民館会議室

出席者 教育委員長,教育長,旧町村教育委員長,学校教育課長,

生涯学習課長ほか

#### (4)選挙管理委員会事務引継

旧町村選挙管理委員会委員長から選挙管理委員会委員長への事務引継

日 時 平成17年2月1日(火)

場 所 城里町役場第4会議室

出席者 選挙管理委員会委員長,旧3町村選挙管理委員会委員長,

総務課長ほか

監査委員事務引継については、新たな監査委員が選任された後、引継を行った。

# 2 第1回臨時議会(新町初議会)

城里町誕生後の初議会は,平成17年2月3日に,新町議会招集の告示を町長職務執行者名で行い,平成17年2月7日に,城里町議会仮議場(コミュニティセンター城里「研修室」において開催され,議長,副議長の選挙,常任委員会の委員等の選任が行われ,新町議会の議会構成が決定した。

会期は,2月7日~8日までの2日間とされ,町長職務執行者が2月1日に専決処分した事項が報告,承認されました。

#### (1) 平成 17 年第 1 回城里町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

平成 17年2月7日(月)午前 10時開議

- 1 年長議員の紹介
- 2 臨時議長あいさつ
- 3 城里町長職務執行者あいさつ
- 4 議事

日程第1 仮議場の指定について

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

#### (2) 平成 17 年第 1 回城里町議会臨時会議事日程(第2号)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定 会期2日間限り

日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙

日程第 5 発議第1号 城里町議会委員会条例の制定について

日程第 6 発議第2号 城里町議会事務局設置条例の制定について

日程第 7 発議第3号 城里町議会会議規則の制定について

日程第 8 発議第4号 城里町議会膨張規則の制定について

日程第 9 常任委員会委員の選任について

日程第10 議会運営委員会委員の選任について

日程第11 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

日程第12	承認第1号	専決処分第1号の承認を求めることについて(城里町役場の位置
		を定める条例ほか 157 件)
日程第13	承認第2号	専決処分第2号の承認を求めることについて(平成16年度城里町
		一般会計暫定予算)
日程第14	承認第3号	専決処分第3号の承認を求めることについて(平成16年度城里町
		国民健康保険特別会計暫定予算)
日程第15	承認第4号	専決処分第4号の承認を求めることについて(平成16年度城里町
		老人保健特別会計暫定予算)
日程第16	承認第5号	専決処分第 5 号の承認を求めることについて( 平成 16 年度城里町
		国民介護保険特別会計暫定予算)
日程第17	承認第6号	専決処分第6号の承認を求めることについて(平成16年度城里町
		下水道事業特別会計暫定予算)
日程第18	承認第7号	専決処分第7号の承認を求めることについて( 平成 16 年度城里町
		農業集落排水事業特別会計暫定予算)
日程第19	承認第8号	専決処分第8号の承認を求めることについて(平成16年度城里町
		簡易水道事業特別会計暫定予算)
日程第20	承認第9号	専決処分第9号の承認を求めることについて(平成16年度城里町
		水道事業会計暫定予算)
日程第21	承認第10号	専決処分第 10 号の承認を求めることについて( 城里町指定金融機
		関の指定 )
日程第22	承認第11号	専決処分第 11 号の承認を求めることについて( 東茨城郡内町村及
		び一部事務組合公平委員会への加入)
日程第23	承認第12号	専決処分第 12 号の承認を求めることについて( 水戸地方広域市町
		村圏協議会への加入)
日程第24	承認第13号	専決処分第 13 号の承認を求めることについて( 水戸地方広域市町
		村圏協議会構成市町村内の公の施設の広域利用に関する協議)
日程第25	承認第14号	専決処分第 14 号の承認を求めることについて( 大宮地方広域組合
		構成市町村内の公の施設の広域利用に関する協議)
日程第26	承認第15号	専決処分第 15 号の承認を求めることについて( 水戸市への消防事
		務委託)
日程第27	承認第16号	専決処分第 16 号の承認を求めることについて( 笠間地方広域事務
		組合への消防事務委託)
日程第28	承認第17号	専決処分第 17 号の承認を求めることについて( 汚泥焼却炉施設等
		の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更)
日程第29	選挙第3号	城北地方広域事務組合議会議員の選挙について
日程第30	選挙第4号	大宮地方広域組合議会議員の選挙について
日程第31	選挙第5号	笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

日程第32 選挙第6号 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について 日程第33 選挙第7号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について 日程第34 報告第1号 平成16年度常北町一般会計補正予算の専決処分の報告について 日程第35 選挙第2号 平成16年度常北町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の報告について

#### (3)議会に関すること

#### 城里町議会議員名簿

議席	氏 名	住 所	党派	備考
1	寺 門 博 志	下古内 563-1	無所属	
2	多田政士	石塚 1505-2	無所属	
3	阿久津 則 男	塩子 3295-1	無所属	
4	桐原健一	下圷 1573-1	公明党	
5	所 和明	下青山 508-3	無所属	
6	飯 村 吉 伊	上赤沢 359	無所属	
7	小 林 祥 宏	孫根 334-2	無所属	
8	小田部 博 夫	下阿野沢 218-4	無所属	
9	仲 田 澄 雄	塩子 1093	無所属	
1 0	玉 川 台 俊	石塚 2100-9	無所属	
1 1	南 條 治	錫高野 761-6	無所属	
1 2	澤田豊一	下赤沢 680	無所属	
1 3	金子栄治	小勝 918	無所属	
1 4	加藤文夫	高根 423-2	無所属	
1 5	杉 山 清	粟 412	無所属	
1 6	川井昇	石塚 1431	無所属	
1 7	藤、咲、徳、治	石塚 2394-28	共産党	
1 8	佐 藤 國 保	石塚 885-3	公明党	
1 9	羽根石 栄 一	塩子 1888	無所属	
2 0	寺 田 和 郎	上阿野沢 602-1	無所属	
2 1	三 村 由利子	那珂西 2132	無所属	
2 2	松崎信一	増井 1351-3	無所属	
2 3	小松崎 三 夫	阿波山 2243-2	無所属	
2 4	鯉 渕 秀 雄	上古内 399	無所属	
2 5	根本正典	石塚 2417-13	無所属	
2 6	大座畑 洋 二	塩子 1088-2	無所属	
2 7	森田勝一	北方 2029	無所属	
2 8	浅 野 壽 一	上泉 263	無所属	

2 9	桧 山 年 載	上圷 813	無所属
3 0	阿久津 尚 一	塩子 3065	無所属
3 1	小 圷 孝	石塚 1154-2	無所属
3 2	小 松 文 良	阿波山 2295	無所属
3 3	清水進喜	小勝 1436	無所属
3 4	小 林 宏	石塚 2214-3	無所属
3 5	福田定夫	徳蔵 611	無所属
3 6	保 坂 藤 吾	徳蔵 1259-10	無所属
3 7	宮 本 仁	高久 406	無所属
3 8	石 崎 貞 夫	赤沢 234	無所属
3 9	近 澤 定 夫	下赤沢 265-2	無所属
4 0	篠 田 守	阿波山 987	無所属
4 1	関 谷 誠	上入野 3203-2	無所属
4 2	阿久津 堅 次	下古内 1067-1	無所属

# 議長,副議長

議長	関谷	誠
副議長	清水	喜

## 常任委員会

委員会名	総務常信	王委員会	民生常任	王委員会	教育経済常	任委員会	建設常何	王委員会
委員長	小 林	宏	篠 田	守	松崎	信一	福田	定夫
副委員長	阿久津	尚一	羽根石	栄 一	澤田	世 一	小 圷	孝
委 員	保 坂	藤吾	阿久津	堅 次	石 崎	貞夫	浅 野	壽一
委 員	森田	勝一	関 谷	誠	清 水	進喜	根本	正典
委 員	鯉渕	秀雄	近 澤	定夫	小 松	文 良	小松崎	三夫
委 員	三村	由利子	宮本	仁	佐 藤	國 保	寺田	和郎
委 員	川井	昇	桧 山	年 載	玉川	台 俊	金子	栄 治
委 員	杉山	清	大座畑	洋 二	桐原	健一	南條	治
委 員	仲 田	澄雄	藤咲	德 治	阿久津	則男	飯村	吉 伊
委 員	小田部	博 夫	加藤	文 夫	寺 門	博 志	所	和明
委 員	小 林	祥宏	多田	政 士				

# 議会運営委員会

委員長	阿久津 堅 次	副委員長	石 崎	貞夫	委 員	宮 本 仁
委 員	小 松 文 良	委 員	森田	勝一	委 員	三 村 由利子
委 員	南 條 治	委 員	所	和明		

#### 城北地方広域事務組合議会議員

近 澤 定 夫	森田勝一	鯉 渕 秀 雄	三 村 由利子
川 井 昇	加藤文夫	飯 村 吉 伊	

#### 大宮地方広域組合議会議員

寺 田 和 郎	杉山	清	南條	治
---------	----	---	----	---

#### 笠間地方広域事務組合議会議員

仲 田 澄 雄 | 寺 門 博 志

#### 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員

小 松 文 良 所 和 明

#### 水戸地方農業共済組合議会議員

保 坂 藤 吾	藤咲徳治	小田部 博 夫
---------	------	---------

### 農業委員会委員

桧 山 年 載   浅 野 壽 一   金 子 栄	冶	
---------------------------	---	--

# (4)報告・承認を求めた(専決処分)条例・予算条例

専決第1号

#### 専 決 処 分 書

城里町条例について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成17年2月1日

城里町長職務執行者 阿久津 藤 男

次の条例を別冊のとおり制定する。

- 1 城里町役場の位置を定める条例
- 2 城里町の休日を定める条例
- 3 城里町公告式条例
- 4 城里町名誉町民条例
- 5 城里町表彰条例
- 6 城里町議会の定例会の回数を定める条例
- 7 城里町課室設置条例
- 8 城里町支所設置条例

- 9 城里町次世代育成支援対策地域協議会設置条例
- 10 城里町情報公開条例
- 11 城里町個人情報保護条例
- 12 城里町行政手続条例
- 13 城里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 14 城里町印鑑条例
- 15 城里町認可地緣団体印鑑条例
- 16 城里町長の資産等の公開に関する条例
- 17 城里町防災会議条例
- 18 城里町災害対策本部条例
- 19 城里町水防協議会条例
- 20 城里町安心で安全なまちづくり条例
- 21 城里町議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 22 城里町選挙公報の発行に関する条例
- 23 城里町監査委員条例
- 24 城里町固定資産評価審査委員会条例
- 25 城里町職員定数条例
- 26 城里町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例
- 27 城里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 28 城里町職員の定年等に関する条例
- 29 城里町職員の再任用に関する条例
- 30 城里町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 31 城里町職員の服務の宣誓に関する条例
- 32 城里町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 33 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 34 城里町職員の育児休業等に関する条例
- 35 職員団体の登録に関する条例
- 36 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
- 37 城里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 38 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- 39 城里町証人等に対する実費弁償に関する条例
- 40 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- 41 城里町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
- 42 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 43 城里町職員の給与に関する条例
- 44 城里町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 45 城里町職員の旅費に関する条例
- 46 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 47 城里町財政状況の作成及び公表に関する条例
- 48 城里町特別会計条例
- 49 城里町税条例

- 50 城里町固定資産税の課税免除に関する条例
- 51 城里町国民健康保険税条例
- 52 城里町行政財産使用料徴収条例
- 53 城里町使用料及び手数料条例
- 54 城里町税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例
- 55 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
- 56 城里町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
- 57 城里町財政調整基金条例
- 58 城里町減債基金条例
- 59 城里町地域振興基金条例
- 60 城里町ふるさと創生基金条例
- 61 城里町公共施設整備基金条例
- 62 城里町奨学基金条例
- 63 城里町児童生徒善行賞基金条例
- 64 城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例
- 65 城里町地域福祉振興基金条例
- 66 城里町番場まつの福祉基金条例
- 67 城里町国民健康保険支払準備基金条例
- 68 城里町介護給付費準備基金条例
- 69 城里町生活環境整備基金条例
- 70 城里町ふるさと水と土保全基金条例
- 71 城里町肉用牛特別導入事業基金条例
- 72 城里町家族旅行村基金条例
- 73 城里町土地開発基金条例
- 74 城里町地域下水道基金条例
- 75 城里町立学校設置条例
- 76 城里町障害児就学指導委員会条例
- 77 城里町立幼稚園設置条例
- 78 城里町立幼稚園授業料等徴収条例
- 79 城里町奨学資金貸与条例
- 80 城里町立学校給食センター条例
- 81 城里町社会教育委員に関する条例
- 82 城里町社会教育指導員設置条例
- 83 城里町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例
- 84 城里町立図書館の設置及び管理に関する条例
- 85 城里町立郷土資料館の設置及び管理に関する条例
- 86 城里町立山村文化資源保存伝習館設置及び管理に関する条例
- 87 城里町コミュニティセンター城里の設置及び管理に関する条例
- 88 城里町青少年問題協議会設置条例
- 89 城里町スポーツ振興審議会条例
- 90 城里町体育館等の設置及び管理に関する条例

- 91 城里町運動公園設置及び管理等に関する条例
- 92 城里町健康管理トレーニングセンター条例
- 93 城里町文化財保護条例
- 94 城里町文化財保護審議会条例
- 95 社会福祉法人の助成に関する条例
- 96 城里町常北保健福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 97 城里町七会保健福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 98 城里町医療福祉費支給に関する条例
- 99 城里町ホームヘルプサービス事業実施条例
- 100 城里町外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給条例
- 101 城里町難病患者見舞金支給条例
- 102 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例
- 103 城里町災害見舞金等に関する条例
- 104 城里町保育所設置条例
- 105 城里町保育の実施に関する条例
- 106 城里町在宅心身障害児福祉手当支給条例
- 107 城里町老人福祉センター条例
- 108 城里町高田荘設置及び管理に関する条例
- 109 城里町敬老祝金条例
- 110 城里町障害者住宅整備資金貸付条例
- 111 城里町国民健康保険条例
- 112 城里町国民健康保険診療所条例
- 113 城里町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例
- 114 城里町国民健康保険診療所使用料等条例
- 115 城里町介護保険条例
- 116 城里町総合計画審議会条例
- 117 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- 118 城里町空き缶等回収に関する条例
- 119 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例
- 120 城里町物産センターの設置及び管理に関する条例
- 121 城里町総合野外活動センターの設置及び管理に関する条例
- 122 城里町総合スポーツ公園の設置及び管理に関する条例
- 123 城里町生活改善センターの設置及び管理に関する条例
- 124 城里町農業共済条例
- 125 城里町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例
- 126 城里町県営土地改良事業分担金徴収条例
- 127 城里町火入れに関する条例
- 128 城里町健康増進施設の設置及び管理に関する条例
- 129 城里町土地開発事業の適正化に関する条例
- 130 城里町都市計画審議会条例
- 131 城里町地区計画等の案の作成手続に関する条例

- 132 城里町徳蔵緑地広場設置及び管理に関する条例
- 133 城里町赤沢江憩いの広場設置及び管理等に関する条例
- 134 城里町緑の広場設置及び管理等に関する条例
- 135 城里町下水道条例
- 136 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例
- 137 城里町地域下水道設置及び管理に関する条例
- 138 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
- 139 城里町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例
- 140 城里町道路占用料徴収条例
- 141 城里町法定外公共物の管理に関する条例
- 142 城里町建築協定条例
- 143 城里町営住宅設置条例
- 144 城里町営住宅管理条例
- 145 城里町特定公共賃貸住宅設置条例
- 146 城里町特定公共賃貸住宅管理条例
- 147 城里町宅地分譲条例
- 148 城里町水道事業の設置等に関する条例
- 149 城里町水道事業運営審議会条例
- 150 城里町水道事業企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例
- 151 城里町給水条例
- 152 城里町簡易水道事業の設置に関する条例
- 153 城里町消防団の設置等に関する条例
- 154 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- 155 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- 156 城里町営徳蔵住宅設置条例
- 157 城里町営徳蔵住宅管理条例
- 158 城里町物産センター「山桜」の設置及び管理に関する条例

# <平成 16 年度 城里町一般会計暫定予算 >

(水)	<u> </u>		(単位・十円)
	款	項	金額
1	町税		313,005
		1 町民税	149,987
		2 固定資産税	135,539
		3 軽自動車税	80
		4 町たばこ税	20,998
		5 特別土地保有税	1
		6 入湯税	6,400
2	地方譲与税		65,882
		1 所得譲与税	18,934
		2 自動車重量譲与税	33,220
		3 地方道路譲与税	13,728
3	利子割交付金		5,978
		1 利子割交付金	5,978
4	配当割交付金		337
		1 配当割交付金	337
5	株式等譲渡所得割交付金		295
		1 株式等譲渡所得割交付金	295
6	ゴルフ場利用税交付金		20,419
		1 ゴルフ場利用税交付金	20,419
7	自動車取得税交付金		21,053
		1 自動車取得税交付金	21,053
8	地方交付税		69,119
		1 地方交付税	69,119
9	交通安全対策特別交付金		1,784
		1 交通安全対策特別交付金	1,784
10	分担金及び負担金		24,661
		1 負担金	24,661
11	使用料及び手数料		41,176
		1 使用料	39,218
		2 手数料	1,958
12	国庫支出金		475,736
		1 国庫負担金	188,459
		2 国庫補助金	282,686
		3 委託金	4,591
13	県支出金		451,247
		1 県負担金	77,398

	2 県補助金	367,967
	3 委託金	5,882
14 財産収入		165
	1 財産運用収入	165
15 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
16 諸収入		1,346,609
	1 延滞金,加算金及び過料	3
	2 預金利子	14
	3 貸付金元利収入	19,481
	4 受託事業収入	60
	5 雑入	1,327,051
17 町債		1,081,600
	1 町債	1,081,600
歳 入	3,919,067	

	款		項	金額
1	議会費			38,716
		1	議会費	38,716
2	総務費			659,632
		1	総務管理費	559,364
		2	徴税費	54,074
		3	戸籍住民基本台帳費	22,413
		4	選挙費	19,997
		5	統計調査費	3,416
		6	監査委員費	368
3	民生費			303,351
		1	社会福祉費	178,974
		2	児童福祉費	124,377
4	衛生費			205,068
		1	保健衛生費	54,709
		2	清掃費	109,550
		3	上水道費	38,380
		4	下水道費	2,429
5	農林水産業費			158,557
		1	農業費	141,822
		2	林業費	16,735

6	商工費			39,824
		1	商工費	39,824
7	土木費			291,597
		1	土木管理費	28,003
		2	道路橋梁費	232,202
		3	河川費	6,930
		4	都市計画費	15,820
		5	住宅費	8,642
8	消防費			191,228
		1	消防費	191,228
9	教育費			877,921
		1	教育総務費	41,464
		2	小学校費	48,576
		3	中学校費	619,516
		4	幼稚園費	28,131
		5	社会教育費	81,529
		6	保健体育費	58,705
10	災害復旧費			95,823
		1	公共土木施設災害復旧費	95,823
11	公債費			1,052,350
		1	公債費	1,052,350
12	予備費			5,000
		1	予備費	5,000
	歳 出 霜	合 i	Ħ	3,919,067

# < 平成 16 年度 城里町国民健康保険特別会計暫定予算 > <事業勘定 >

-			,
	款	項	金額
1	国民健康保険税		144,589
		1 国民健康保険税	144,589
2	使用料及び手数料		53
		1 手数料	53
3	国庫支出金		268,550
		1 国庫負担金	118,607
		2 国庫補助金	149,943
4	療養給付費等交付金		47,083
		1 療養給付費等交付金	47,083

5 県支出金		5,877
	1 県負担金	3,525
	2 県補助金	2,352
6 共同事業交付金		10,000
	1 共同事業交付金	10,000
7 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
8 繰入金		39,484
	1 他会計繰入金	39,483
	2 準備金繰入金	1
9 諸収入		102,079
	1 延滞金,加算金及び科料	5
	2 預金利子	1
	3 雑入	102,073
歳	入 合 計	617,719

	款	項	金額
1	総務費		16,749
		1 総務管理費	14,792
		2 徴税費	1,810
		3 運営協議会費	147
2	保険給付費		343,671
		1 療養諸費	315,909
		2 高額医療費	22,960
		3 移送費	2
		4 出産育児諸費	3,000
		5 葬祭諸費	1,800
3	老人保健拠出金		106,305
		1 老人保健拠出金	106,305
4	介護納付金		33,681
		1 介護納付金	33,681
5	共同事業拠出金		7,534
		1 共同事業拠出金	7,534
6	保健事業費		505
		1 保健事業費	505
7	基金積立金		4
		1 基金積立金	4
8	諸支出金		104,270
		1 償還金及び還付加算金	4,199

	2 延滞金	1
	3 旧町村借入金返済金	100,070
9 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳し	出 合 計	617,719

# <施設勘定>

(歳入) (単位:千円)

	款	項	金額
1	診療収入		117,179
		1 入院収入	9,415
		2 外来収入	107,514
		3 その他の診療収入	250
2	使用料及び手数料		88
		1 手数料	88
3	県支出金		2,108
		1 県補助金	2,108
4	財産収入		92
		1 財産運用収入	92
5	諸収入		6,177
		1 雑入	6,177
	歳 .	入 合 計	125,644

	款	項	金額
1	総務費		61,039
		1 施設管理費	60,829
		2 研究研修費	210
2	医業費		55,058
		1 医業費	54,361
		2 給食費	697
3	施設整備費		2,873
		1 施設整備費	2,873
4	公債費		4,824
		1 公債費	4,824
5	予備費		1,850
		1 予備費	1,850
	歳 년	出合計	125,644

## <平成 16 年度 城里町老人保健特別会計暫定予算>

(歳入) (単位:千円)

			<b>、</b>
	款	項	金額
1	支払基金交付金		338,927
		1 支払基金交付金	338,927
2	国庫支出金		137,769
		1 国庫負担金	137,769
3	県支出金		34,186
		1 県負担金	34,186
4	繰入金		17,789
		1 他会計繰入金	17,789
5	諸収入		73,737
		1 雑入	72,737
	歳	入 合 計	601,408

(歳出) (単位:千円)

	款	項	金額
1	医療諸費		590,047
		1 医療諸費	590,047
2	諸支出金		2,068
		1 償還金	2,068
3	予備費		9,293
		1 予備費	9,293
	歳	出合計	601,408

# <平成 16 年度 城里町介護保険特別会計暫定予算>

款	項	金額
1 保険料		19,679
	1 介護保険料	19,679

2	使用料及び手数料		2
		1 手数料	2
3	国庫支出金		50,848
		1 国庫負担金	35,192
		2 国庫補助金	15,656
4	支払基金交付金		55,873
		1 支払基金交付金	55,873
5	県支出金		21,947

	1 県負担金	21,937
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県委託金	9
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		4,788
	1 他会計繰入金	4,787
	2 基金繰入金	1
8 諸収入		60,148
	1 延滞金,加算金及び科料	3
	2 雑入	60,145
歳	入 合 計	213,286

	款	項	金額
1	総務費		10,584
		1 総務管理費	8,348
		2 徴収費	408
		3 介護認定審査会費	1,792
2	保険給付費		186,443
		1 介護サービス等諸費	175,487
		2 支援サービス等諸費	9,617
		3 高額介護サービス等諸費	1,067
		4 その他の諸費	272
3	財政安定化基金拠出金		1
		1 財政安定化基金拠出金	1
4	基金積立金		16,240
		1 基金積立金	16,240
5	諸支出金		54
		1 償還金及び還付加算金	52
		2 延滞金	1
		3 繰出金	1
	歳	出合計	213,286

# <平成 16 年度 城里町下水道事業特別会計暫定予算>

(歳入) (単位:千円)

	-	T	
	款	項	金額
1	分担金及び負担金		5,424
		1 負担金	5,424
2	使用料及び手数料		5,529
		1 使用料	5,523
		2 手数料	6
3	国庫支出金		231,347
		1 国庫補助金	231,347
4	県支出金		5,500
		1 県補助金	5,500
5	諸収入		88,524
		1 預金利子	1
		2 雑入	88,523
6	町債		413,400
		1 町債	413,400
	歳	入 合 計	749,724

(歳出) (単位:千円)

	款	項	金額
1	下水道事業費		579,948
		1 下水道事業費	579,948
2	公債費		164,776
		1 公債費	164,776
3	予備費		5,000
		1 予備費	5,000
	歳	出 合 計	749,724

## <平成 16 年度 城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算>

款	項	金額
1 分担金及び負担金		6
	1 負担金	6
2 使用料及び手数料		9,096
	1 使用料	9,067
	2 手数料	29
3 諸収入		90,864
	1 雑入	90,864
歳	入 合 計	99,966

(歳出) (単位:千円)

	款	項	金額
1	農業集落排水事業費		35,380
		1 農業集落排水事業費	35,380
2	公債費		63,586
		1 公債費	63,586
3	予備費		1,000
		1 予備費	1,000
	歳	出合計	99,966

# <平成 16 年度 城里町簡易水道事業特別会計暫定予算>

(歳入) (単位:千円)

( 1320			( 1 1 1 1 1 1 1 7
	款	項	金額
1	使用料及び手数料		5,096
		1 使用料	5,095
		2 手数料	1
2	諸収入		19,110
		1 雑入	19,110
	歳	入 合 計	24,206

	款	項	金額
1	総務費		5,445
		1 総務管理費	5,445
2	公債費		17,961
		1 公債費	17,961
3	予備費		800
		1 予備費	800
	歳	出 合 計	24,206

# < 平成 16 年度 城里町水道事業特別会計 > < 収益的収入及び支出 >

(歳入) (単位:千円)

款	項	金額
1 水道事業収益		132,655
	1 営業収益	94,751
	2 営業外収益	37,904

(歳出) (単位:千円)

	款	項	金額
1	水道事業費用		176,197
		1 営業費用	116,625
		2 営業外費用	59,250
		3 予備費	322

# <資本的収入及び支出>

(歳入) (単位:千円)

	款	項	金額
1	資本的収入		273,295
		1 企業債	194,000
		2 補助金	51,042
		3 負担金	28,253

款	項	金額
1 資本的支出		270,983
	1 建設改良費	234,869
	2 企業債償還金	36,114

### 3 町長選挙

城里町長設置選挙は,平成17年2月22日(火)に告示され,2月27日(日)に投票が行われた。選挙の結果,初代城里町長として,金長義郎氏が当選を果たした。

### (1)城里町長設置選挙スケジュール

月日	会議等	摘要
平成17年 2月1日	選挙管理委員会	城里町長設置選挙日程決定
2月14日	出納責任者説明会	
2月15日	事前審査	
2月22日	選挙告示	
2月23日	選挙公報配布	
2月27日	城里町長設置選挙執行	

#### (2)城里町長設置選挙結果

#### 投票状況

選挙当日の		投 票	人員			投	票	率
有権者数	期日前投票	不在者投票	普通投票	合	計	1又	豜	<del>'T'</del>
18,709 人	1,334人	39 人	12,112人		13,485人		72.0	8%

#### 開票結果

候補者名	投票数	党派
阿久津 勝 紀	4,541 票	無所属
金長義郎	6,428 票	無所属
大 森 藤 和	2,368 票	無所属

#### 4 町長初登庁

町長選から一夜明けた2月28日,金長義郎新町長が初登庁した。

この日は,寒さが厳しいものの良く晴れ,支援者に囲まれ徒歩で登庁した金長新町長は役場前 玄関前に整列した議会議員,町職員に拍手で迎えられました。

玄関前では登庁式が行われ,関谷町議会議長,南條一二後援会長の祝辞の後,金長町長が,就任のあいさつを述べ,最後に職員から花束の贈呈が行われました。

翌日の3月1日には,午前9時からコミュニティセンター城里「研修室」において,課長補佐以上の職員を対象に町長訓示が行われ,その後,幹部職員会議が第2庁舎会議室で行われました。

#### 5 第1回定例会(3月定例会)

新町長就任後,初の定例会となる平成17年第1回城里町議会定例会は,3月15日から25日までの11日間の会期で開催され,平成17年度城里町一般会計予算など町長提出議案32件,専決処分承認案件1件が提案され,いずれも原案どおり可決されました。

#### <平成17年度施政方針(抜粋)>

平成 17 年第 1 回城里町議会定例会の開会に当たり,提出いたしました議案の説明に先立ち,町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

私は,この度の3町村の新設合併により,城里町の初代町長に就任させていただきました。2万3千人余の城里町町民の負託にこたえることに思いをはせますと,まさに身が引き締まる思いでございます。

城里町は2月1日に誕生したばかりでありますが,この3町村の合併につきましては,各町村の議員各位をはじめ,合併協議会の委員各位には,平成16年6月の「常北町・桂村・七会村合併協議会」の設立以来特段のご尽力をいただき,合併に携わった首長の一人としてここに深く感謝申し上げるところであります。

今後は、それぞれの地域の歴史的背景や風土を新町の町政に活かしていきながら、3 町村の垣根を取り払い町民の融和を図り、城里町のまちづくりの理念であります「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を基本目標として、町民一人ひとりの声を大切に、町民参加・協働のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて,今,世界的に見ますと,国家間の紛争,国際テロ,大規模災害,さらには,貧困,感染症,環境悪化などが大きな脅威となっており,世界は変化と混迷の時代を迎えております。

また,国内におきましては,我が国では,かつて経験したことのない速さで少子高齢化が進み,本格的な人口減少を迎えようとしている中,日本全体の活力の低下が大きな問題であり,経済社会システムの抜本的な改革が大きな課題となっております。

国においては,国債残高が538兆円に達する厳しい財政状況の中,国の平成17年度の一般会計の予算規模は,82兆1,829億円,対前年度比0.1パーセントの伸び率となっております。

また,国が示した17年度の地方財政計画は,対前年度比1.1パーセントの減額となっております。この中で,地方交付税については,地域で必要な行政課題に適切な財源措置を講ずるという基本方針のもと,対前年度比0.1パーセントの微増を見たものの,交付税の不足を補う臨時財政対策債については,昨年に引き続き23.1パーセントの大幅減額となっており,地方財政にとっては,依然として厳しい状況にあります。

さらに,国は,「改革なくして成長なし」,「民間にできることは民間に」,「地方にできることは地方に」との方針のもと,あらゆる面で構造改革を加速・拡大させており,今後,財政事情も一段と厳しくなっていく中で,地域間の格差は,ますます拡大し,元気な地域とそうでない地域の二極分化がさらに進むものと考えられ,地域間競争は一層厳しさを増してまいります。

平成 11 年に地方分権法が制定されて以来 ,地域の行政は地域自身で決定し ,その責任も自ら負うという , 「自己決定」・「自己責任」の行政システムが確立されつつあります。

このような地方分権の流れの中で,今地方自治体に求められているのは,簡素で自立した,そして,住民に信頼される行財政組織運営の仕組みづくりと,夢と希望の持てる安全で安心な地域社会の形成であります。

これまでの制度や仕組みにとらわれることなく大胆な改革を実現し,限られた財源の中で効率的・効果的な住民サービスを図り,住民にとって必要不可欠なサービスを提供することが求められております。

そのためには、必然的に「あれもこれも」というサービスの肥大化を防ぎながら、重点的な分野への財源投入を図る「あれかこれか」の選択により、歳出の抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源の積極的な確保策を講じて、効率的で持続可能な行財政への転換を図ることが急務であります。

城里町においても、合併を契機としてゼロからのスタートという視点に立ち、限られた財源の中での事務事業の厳選と職員の意識・仕事改革を進め、また、効率的・効果的な予算配分と最大限の効果が発揮できるような執行体制の確立を図るため、行財政改革を喫緊の課題として取り組んでまいります。

次に,城里町においては,1 町 2 村の総合計画の施策の大綱に沿いながら,城里町の将来像を実現するため5つの基本目標を設定しておりますが,その主な施策について申し上げます。

#### 第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

#### (自然環境・景観の保全)

緑に包まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し,まちづくりに活用していくため,居住環境と自 然環境の調和する計画的な土地利用を推進します。

また、学校、家庭、地域、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、住民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを推進します。

#### (交通体系の整備)

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、地域活性化の根幹をなすものであり、 期待も大きく早期の整備が求められているところであります。

幹線道路については,新町の一体性を確保するとともに,国・県道を補完する幹線町道の整備を計画的 に推進してまいります。

近隣の地域と広域的な道路ネットワ - クの拡充を図るため国・県道バイパスの整備,促進を図ります。 国道バイパスについては,石塚田町の現道から旧桂村上圷の圷小学校までの2キロメ - トル区間が優先 区間と位置づけられ,用地測量に着手したところであります。

県道については、旧桂地区の阿波山徳蔵線の路線延長区間において地元説明会が終了し、路線測量を実施しております。地元地権者のご理解を受け、17年度には用地買収に着手してまいります。

また,旧七会地区の町道徳蔵倉見線の早期完成を目指し,17年度より事業着手の運びとなりました。

町道の整備については,通勤,通学,防災上の利便性を考慮し,継続事業を中心として計画的に整備に 努めてまいります。生活道路の維持においては,保守点検を主に,歩道の設置や段差解消,排水施設の整備など,安全で人に優しい道路整備に努めてまいります。

また,地域の重要な交通手段であるバス路線網については,現状の路線バスの維持を基本に,既存の福祉バスや新町の主要施設等を巡回するコミュニティバスなどを含めた交通機関の検討・確保を行い,行政区域が広がることによる交通空白地域の解消,交通不便者の利便性の向上,住民交流の促進を図り,交通体制の整備を進めます。

#### (上水道・簡易水道の整備)

水道事業については,常北地区水道事業・桂地区水道事業の一会計二事業と七会塩子地区簡易水道事業 特別会計で運営をしてまいります。

普及率は92パーセントとなっており,町民の多数が利用できるまでに普及しておりますが,長期的な視野に立って給水体制の充実を図るため,施設の拡張・更新や各水道事業の統合整備等を推進し,清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

水道なくしては健康で豊かな生活も,様々な経済活動も営めないほど必要不可欠な社会基盤となっております。

また,統合簡易水道施設整備事業等国庫補助事業を活用し整備を図るとともに,未給水地域(徳蔵地区)の解消に向けた計画を進め,普及率の向上に努めてまいります。

さらに,藤井川ダム再開発事業等の早期完了を要望し,安定した水源の確保により,安定した水量,水 圧を確保し,都市化の進展や生活向上に伴い増大する水需要と消火用水の確保により,安心して利用でき る信頼性の高い豊かな生活基盤を支える水道施設を目指してまいります。

#### (下水道の整備)

下水道は、私たちの日常生活において不可欠な施設であり、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも、重要な施設であります。

このため,平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として,石塚の中心市街地48ヘクタールを整備し,さらに,平成10年7月及び平成14年3月に事業認可面積を拡大しながら,現在185ヘクタールの認可区域内の整備を進めております。

平成 16 年度においては,石塚・那珂西・下青山地区を含む 152 ヘクタールの区域が整備完了いたしました。

特定環境保全公共下水道事業については,平成5年度に策定した計画に基づき平成6年度より事業着手し,粟・阿波山の供用開始と事業変更認可拡大により,現在圷地区の整備を進めております。

今後も引き続き、年次計画により整備区域の拡大に向け進めてまいります。

また,農村地域の生活環境整備を図るために進めている農業集落排水事業は,常北青山・孫根地区のつなぎ込みが順調に進んでおり,平成17年度は,この施設を効率的に稼動しながら維持管理費の節減を図ってまいります。

#### (生活環境の整備)

新町の都市機能の強化と調和のとれたまちづくりを進めるため,都市計画道「池の内片山線他」が,国・県道のバイパス整備に関連した合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の支援対象道路として,平成 16 年 11 月 25 日県知事から指定され,幹線道路渋滞の解消に向け,石塚田町の現道から日立・笠間線十字路までのL字間延長1,150メートル整備区間について,合併特例債・県補助金の活用を図り,県と協調しながら積極的に事業の促進に努めてまいります。

さらに、良好な生活・安定環境づくりに向けて、公営住宅の改修・公園やポッケトパ - クなどの整備を図り、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や形成に努めます。

#### (環境対策の推進)

循環型社会に対応した環境にやさしいまちづくりをめざし,良好な環境を次の世代に引き継いでいくため,環境への負荷の少ない社会の構築,住民総参加による行動,地球環境保全の推進を図ります。

また、今日の環境問題の解決には、社会を構成するすべての主体が、それぞれの日常的な活動と環境との関係を認識することが重要であることから、住民、民間団体、事業者との協力連携のもとに環境の保全を計画的に推進します。

一般廃棄物処理事業につきましては、引き続き城北地方広域事務組合により現状を維持してまいります。 不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティア UD 監視員(不法投棄監視員)や警察等関係機関と 連携して監視活動を展開し、住民や事業者へ未然防止に向けた普及啓発を行い、不法投棄防止対策を推進 します。

#### (消防・救急・防災の推進)

昨年は世界的にも多くの自然災害が発生しております。国内においても,記録的な猛暑や豪雨に加え, 台風上陸が二桁を記録し,台風22号と23号により本県も大きな被害を被りました。

特に,10月下旬に発生した新潟県中越地震では,迅速な初動体制や情報連絡網の整備の重要性が再認識されております。本町においても地域防災計画を見直し,自然災害が発生した場合の対応に万全を期すため,新規計画の策定を行います。

また,水戸市の協力を得て,水害を想定した水防演習や林野火災防ぎょ演習による消防団員の訓練を実施し,団員の資質向上を図り,町民の生命財産の安全確保に努めてまいります。

平成 16 年の火災については,住宅火災 10 件を含め 20 件発生しております。事務委託をしている水戸市及び笠間地方広域消防本部との消防救急体制の強化,消防設備及び水利の充実を推進するとともに,平成 19 年 4 月の稼動を目標に,町内への消防署所建設を進めてまいります。

また、地域の防火意識を啓発している婦人防火クラブ活動等を支援し、初期消火訓練の実施や地域の火 災防止に努めてまいります。

#### (交通安全・防犯の推進)

交通事故は、一瞬にして尊い命を奪う悲惨なものであり、深刻な社会問題となっています。

茨城県は,交通死亡事故多発県となっており,死亡事故者は266人を数え,全国ワースト11位という結果となっております。

本町は県内でも交通事故の少ない地域でありますが、昨年は2件の死亡事故が発生しており、年齢・性別を問わず重大な交通事故に遭遇する危険性のある社会情勢にあります。

このような現状を踏まえ,自動車交通への依存が高まる中,より安全・円滑かつ快適な交通社会を実現するため,交通安全の推進について,警察など関係機関団体と連携を図り,街頭啓発,交通安全教室の開催などを通じ,住民の交通安全意識の高揚を図るとともに交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯については,近年の犯罪状況を踏まえ,防犯灯の整備を進めるとともに,警察や防犯連絡員などの 関係機関や住民相互の連携のもと,地域ぐるみでの防犯体制の充実や防犯意識の啓発に努めてまいります

#### (情報通信網の整備・充実)

情報通信網の整備についてでありますが、公共施設などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークについては、整備を終えております。

今後は,民間事業者へ働きかけ,町内全域の高速通信環境の整備を目指し,また,携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し,地域間の情報通信格差を是正することにより地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ります。

#### 第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

#### (保健・医療の充実)

保健事業については、平均寿命が着実に延伸しているなか、その一方で急速な高齢化の進行に伴い、介護や、支援を必要とする高齢者も増えています。

そのため,生活習慣病等の発病を予防するとともに,高齢になっても生活の質を保ち,健康で自立した 生活を送ることができる「健康寿命の延伸」を図ることが重要となっています。

これらのことから,今後も健康診査の受診勧奨,健康教室や健康相談の開催,保健福祉センターの積極的な活用を図り,町民自らが健康を管理する習慣をつくるための取り組みと意識の高揚を図ってまいります。

医療福祉事業は,社会的及び経済的負担の大きい乳幼児・父子・母子家庭・重度心身障害者・妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であります。

本町におきましては,少子化対策の一環として,合併時より町単独事業であります,医療費の無料化の対象年齢を小学校卒業までの児童を対象に行ってまいりましたが,新年度も継続し,児童医療の充実を図ってまいります。

#### (高齢者福祉の充実)

長寿化した人生を健康でいきいきと過ごすことのできる社会の実現をめざすためには,高齢者一人ひとりが,自らの意思による選択に基づいて自立した生活を営めるよう,また,住みなれた地域で安心して暮らせるよう,高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実を図る必要があります。

特に,認知症や寝たきりになるなど,介護を必要とする者が増加している状況にあり,これらの問題に対して支援するとともに,高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく,健康で生き生きとした生活を送れるよう支援する観点から,介護予防・生活支援事業に取り組みます。

更に高齢者の社会参加を促進するため,長年にわたって培ってきた知識や経験を生かし社会参加を目的 として設立されている,シルバー人材センターの運営を支援してまいります。

また,高齢者の健康管理と安否確認のため,配食サービスの充実,高齢者の自立した生活を側面から支援するため,地域福祉の意識を高めるためにボランテアの育成,中学生と高齢者のヘルパー養成を推進し,効果的な在宅高齢者保健福祉事業を図ってまいります。

#### (子育て支援の充実)

近年の出生率の低下,核家族化の進行,女性の社会進出等により子どもを生み育てる環境が大きく変化 している現状があります。新たな対応が求められている子育で不安の解消や児童虐待予防対策等に取り組 む必要があります。

これらのことから,今後も妊婦及び乳幼児に関する一貫した母子保健事業を展開し,育児に関する適切な情報の提供や育児方法に関する指導,健やかに子どもを生み育てることができるための環境整備に取り組んでまいります。

子育て中の親子の育児支援として,民間保育所の協力を得て地域子育てセンターを引き続き開設,また,新たに公立の保育所においても地域子育てセンターを開設し,育児不安の親子の交流を支援してまいります。

また,昼間,保護者のいない家庭を支援し,児童の健全な育成を図るため,放課後児童健全育成事業を引き続き実施し,事業の充実に努めてまいります。

子育て不安やいじめ,不登校,非行など複雑,多様化する児童育成問題に対応するために,地域協力委員や民生委員児童委員,学校等関係機関との連携を蜜にし,問題解決に努めてまいります。

保育事業につきましては,公立保育所2園,民間保育所3園に委託を行い,保育サービス支援事業を実施し,また,特別保育事業で,延長保育,一時保育,乳児保育,保育所地域活動,障害児保育を実施し保育事業の充実を図ってまいります。

なお,急激な少子化の進行による社会経済の影響を避けるため,様々な少子化対応施策を推進してきましたが,平成15年度に施行されました「次世代育成支援対策推進法」に基づき,昨年度策定いたしました行動計画の推進を図ってまいります。

#### (障害者福祉の充実)

障害のある人が障害のない人と同じように生活し、主体性を持って地域の一員として行動することが重要であり、支援費制度として、障害者の立場に立った障害者福祉サービスを利用できるように、制度サービスの紹介等を行っているところであります。

また、従来からの継続事業であります補装具・日常生活用品の給付・更生医療・住宅リホーム等の事業により障害児・障害者が地域で自立した生活を営めるよう努めてまいります。

障害者福祉ワークス運営事業においては,作業訓練・生活訓練等を実施しているところであり,精神保健事業につきましても,通所による生活訓練等を積極的に展開してまいります。

#### (地域福祉の充実)

急速な少子・高齢化の進行,生活意識や価値観の変化などにより,福祉を取り巻く環境は大きく変化し,町民のニーズはますます高度化・多様化し,福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における福祉サービスの適切な利用を推進し,高齢者や障害者をはじめ,誰もが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現のために,行政などの福祉サービスに頼りきりになることなく,町民自身の努力やお互いに支え,助け合あっていくことの重要性が増してきております。

特に,心の支えを必要としている人に対する日常的援助など,きめこまかな対応をしていくためには, 町民一人ひとりが,地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支えあい活動を活発化させるために,町民自らが福祉に関心を持ち,理解を深めるとともに, 町民同士の交流により連帯意識を育んでいく必要があります。

そのために,社会福祉協議会を中核とし,民生委員・児童委員の協力を得ながら,相互扶助意識を高め, 地域コミュニティづくりを推進してまいります。

#### (社会保障制度の充実)

国民健康保険制度,老人保健制度,介護保険制度などの社会保障制度については,制度の周知を促進し,保険税(料)の適正な賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに,基盤を充実させ安定した運営に努めます。

#### 第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

#### (農林業の振興)

本町の農業は,基幹産業として重要な地位を占めており,米・園芸・野菜・果樹・麦・大豆・林産物・茶・畜産を主体とした営農が展開されてきましたが,近年都市化の進展と共に,基幹労働力,若年労働力は他産業に流出し,兼業農家が増加しております。

このため,食糧自給率の低下や農村における高齢化,担い手不足などが生じ,耕作放棄地の増加により, 耕地利用率や農業粗生産額の低下に歯止めがかからない状況にあります。

さらに,転作等による条件の悪い谷津田等の地域に対し,中山間地域等直接支払制度を引き続き活用し, 農地の保全に努め,さらに,今年度より地域資源を活かした取り組みとしてグリーンツーリズム事業も推 進してまいります。

また、米政策改革については、昨年より米の生産調整を中心とした政策から米作りの本来あるべき姿の実現に向けた政策への転換として推進してきた水田農業構造改革対策も2年目となり、今年も地域水田農業ビジョンにより推進いたしますが、平成20年までに、米の需給調整は農業者・農業者団体が主役として米づくりを担うこととなるため、今後は生産者や地域が一体となり買ってもらえる米作り体制の整備を推進してまいります。

さらに,生産基盤の整備では,農業者の省力化と土地利用の効率化を図ってまいります。水田については未整備地区の基盤整備を進め,また,畑地のかんがい施設の整備を進めるため,那珂川沿岸農業水利事業の早期完成を国・県など関係機関に働きかけると同時に,畑地基盤整備を計画的に進め,農道の整備についても促進し,農業機械による生産性の向上や生産物の搬出搬入の合理化を図ってまいります。

畜産については,和牛や酪農・豚・ブロイラー・鶏卵の生産環境は肉・乳製品の輸入自由化や生産者の 高齢化等により厳しくなっております。牛海綿状脳症(BSE)・鳥インフルエンザの発生に端を発し,食 肉の虚偽表示の発覚等により肉の消費が大幅に減少し,肉の価格下落が生産農家に大きな打撃を与えてお りましたが,ここにきてようやく価格が安定してまいりました。

今後も,家畜伝染病に注意を払い,各種防疫対策事業を実施します。また,黒毛和牛についても,資質の優れた素牛の導入事業として,肉用牛特別導入を関係機関と一体となって推進し,畜産振興を図ってまいります。

また,林業の振興ついては,住宅構造の多様化等に伴う外材の輸入などにより難しいものがあります。 しかし,森林は災害防止,水資源のかん養など自然環境を維持するために,大切な機能を有し,ゆとり と安らぎを与えてくれるものであります。

このため,植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図ると共に,森林組合等と連携しながら林業振興 に努めてまいります。

また,特用林産物(しいたけ)については,海外からの輸入により価格の下落が懸念されており,生産 組織の強化を図り補助事業を導入し,生産コストを低減した安定的な生産が行えるよう推進してまいりま す。

#### (商工業の振興)

長引く景気低迷の中にあって,小売業者を取り巻く環境は,大型量販店の進出や価格競争の激化,また, 商圏の広範囲化等極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中で,経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し,さらに発展してゆくためには, 自助努力はもちろんでありますが,自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには,商工会を中心とした会員相互の連帯意識の高揚と組織の強化,商工会活動強化のため引き続き助成してまいります。

また,中小企業事業資金に対する利子の補給を行ってまいります。

次に,工業の振興でありますが,現在の経済状況下では,企業の投資意欲に期待はできませんが,企業誘致につきましては,雇用の場の提供,町民所得の向上,消費人口の増加等が期待できますので,町の活性化を図るため,引き続き関係機関等との連携を図りながら優良企業の誘致に努めてまいります。

また,進出企業及び用地提供者に対しては,今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

#### (観光・リクリエーションの振興)

豊かな自然を生かした,「ふれあいの里」・「うぐいすの里」・「山びこの郷」は,本町の観光の核として, 重要な位置付けとなっております。

しかしながら,利用者は年々減少傾向にあります。

このため,利用者増が図れるよう県主催等の観光PR事業へ積極的に参加するとともに,各種イベント・体験教室等を実施し誘客に努めてまいります。

直売センター・物産センターについても、産業の振興を図る観点からPRに努め、利用客の増を図ってまいります。

また、健康増進施設「ホロルの湯」についても、積極的なPRを図りながら利用者の増に努力してまいります。

イベントについては,町観光協会に依頼し,城里町として一本化を図り実施してまいります。 施設の管理運営については,指定管理者制度に移行できるよう調査・検討を行ってまいります。

## 第4は,「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にするまちづくり」であります。 (幼児教育・学校教育の充実)

急激な時代変化の中で,町民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を実感し,多様な個性を発揮しながら自己実現を図っていこうとする質の高い社会を作っていく上で,教育・文化・スポーツ等の果たす役割は,ますます重要なものとなっております。

こうした観点から ,「総体としてのまちづくり」の中心に「個人としてのまちづくり」をすえて ,「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にするまちづくり」の具現化に向け努力してまいります。

幼児期における心の教育やしつけは、その後の人間形成に大きな影響を及ぼすため、家庭教育と共に幼児教育の充実が重要であります。

そのため、家庭、保育園、幼稚園、地域等との連携を図り、少子化の進行に対応しながら、基本的生活 習慣の定着と体験学習の充実を図り、豊かな感性と道徳性を培い、健康でたくましい子供の育成ができる よう、教育内容の充実と諸条件の整備に努めてまいります。

学校教育については,個性を育み,たくましく生きる力の育成が望まれておりますが,本町においても 基礎学力の確実な向上とともに,自ら学び自ら考える力を育てる教育,豊かな心を育てる教育,たくまし く生きるための健康や体力を育てる教育の実践に努めてまいります。

なお,学校週5日制に伴う対応をさらに進めてまいります。

本年度も学校教育指導員制度を継続し,学校教育全般の向上に努めてまいります。

また,国際化に対応する教育推進のため,引き続き中学校に英語指導助手を配置するとともに,小学校にも引き続き配置してまいります。

さらに,社会人による学習支援事業を導入し,多様な教育活動を進めるとともに中学校にスクールカウンセラーを配置し,小学校との連携をとりながら,生徒指導の充実に努めてまいります。

国のミレニアム計画に添い,小中学校の児童生徒1人当たり1台のコンピューターの整備と,すべての 教室からインターネット接続が可能な環境が整備されましたので,IT時代にふさわしいコンピューター 使用能力の教育に努力してまいります。

なお,児童生徒の一人ひとりの細やかな教育の対応として,引き続きTT講師を配置してまいります。 施設整備については,小松小屋内運動場実施設計をはじめ学習環境の安全確保の面から充実を図ってまいります。

学校給食センターの運営については、各センターの特色を生かし、なお一層衛生管理に努めながら学校 給食の内容充実を図り、児童生徒の健康づくりに努めてまいります。

#### (生涯教育・生涯スポーツの推進)

生涯学習・生涯スポーツについては,人生80年時代を迎え,また,社会が複雑・多様化する中,余暇時間の活用の重要性の高まりやニーズの多様化を踏まえ,住民一人ひとりが,それぞれの時代や生活様式に応じて,自由に学び,楽しみ,その成果がまちづくりに反映されるような仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、城里町において生涯学習推進大綱を策定し、各種講座・事業のメニュー・質の充実に努め、 自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的・総合的な事業推進に努めるとともに、 各地域の住民の交流を促進してまいります。

また,住民の地域における自主的な活動の活性化を図るとともに,コミュニティセンターや各地域の公民館,トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備・充実に努めてまいります。

図書施設については,利用率の高い図書館を中心に,各地域公民館にある図書室との連携を図りながら,図書・資料の充実に努め,利用しやすい学習拠点としての機能の充実を図ってまいります。

また,学習機会や各種講座,施設を住民が利用するに当たっては,必要なときに必要な情報が入手できるよう,広報誌やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

#### (芸術・文化の振興)

城里町の住民の速やかな一体性を確保し、住民一人ひとりが城里町に誇りと愛着が持てるようにするには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解しそれらを伝承していくとともに、城里町として文化の薫り高い町づくりを進めることが重要であります。

そのため、学校・家庭・地域の連携・交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れることで、 関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化については、コミュニティセンターや地域の公民館を活用した多様な事業の展開を図るとともに、住民の自主的・創造的な芸術文化活動について支援を図り、各種の行事を通し住民各層が広く芸術文化に親しみ、心豊かな生活がおくれるような環境を整備してまいります。

城里町には、史跡及び遺跡・彫刻・工芸品など有形・無形の文化財が数多く存在しております。

そのため,城里町文化財保護計画を策定し,計画的に文化財の保護・活用を図るとともに,情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し,広く住民に理解を求め保存と継承に努めてまいります。

#### 第5は、「住民と行政がともに手をとりあう開かれたまちづくり」であります。

#### (住民主体のまちづくりの推進)

地方分権が進展する中で,複雑化・多様化する行政課題を解決し,活力ある地域づくりを進めるには,住民と行政がともに考え,ともに行動する「協働」によるまちづくりを進めていく必要があり,自治意識の高揚に努め,各種施策への住民参画の拡充や地域コミュニティ・自治組織の振興を図ります。

そのため,町の広報誌やホームページ,インターネットなど多様な広報媒体を用いて,町政状況を積極的に住民に広報・公開するとともに,行政懇談会やアンケート,電子メールなどの機会をとらえて,町民の声を町政運営に活かすよう広報・広聴活動の充実を図ります。

また,新生城里町を町内外に紹介するとともに,城里町の現状と将来のまちづくりの一助とするため, 町勢要覧を作成いたします。

#### (多様な交流の推進)

交通機関の発達や情報化の進展などにより,地域間交流や国際交流が活発になっている中,多様な交流を進めることは,郷土を再認識し愛着を育てるとともに,地域の文化・産業など地域振興を図るうえで重要であります。

これまで,旧町村で実施してきました国際間や地域間の「人」や「物」及び「情報」の交流活動を城 里町においても推進してまいります。

また,合併を機に地域住民が早期に新町としての一体性を確保できるよう,町民とともにこの合併を祝い,これからの町政の発展を祈念して合併記念式典を開催し,また,全町的なイベントなどへの積極的な参加に配慮するとともに,各地域に設置された余暇活用施設等の機能を活用し,各地域間の交流,世代間の交流,さらに他地域との交流を積極的に推進します。

#### (人権尊重の推進)

家庭,職場,地域等において,女性,子ども,高齢者,障害者,外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中,町民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め,尊重しあうことが重要となっております。

そのため、関係機関等との連携のもと、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会を捉え啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

#### (行財政運営の合理化・効率化)

新町の行政運営に当たっては,地方分権の進展や住民ニーズの高度化・多様化に対応するため,各種施策の総合的な推進や合併に伴う各種事業の一元化をとおし,事務事業の見直しを進めてまいりました。合併に伴い行政サービスの水準に地域間格差が生じないよう新町の行政組織の整備を図ってまいりましたが,特に,住民窓口部門においては,住民サービスの向上と戸籍事務の迅速化を図るため,新たにコンピューターによる戸籍電算システムの導入を進めてまいります。

また,町有財産の管理,取得並びに処分及び契約検査事務等については,管財課に一元化にすることにより,事務の効率化と経費節減を図ってまいります。

さらに,契約に関する事務の適正な執行を期するため,事務処理の制度を統一し,一般競争入札を積極的に導入するなど,透明性を確保するため必要な措置を講じてまいります。

また,財政運営に当たっては,交付税や国庫補助金,税財源のあり方が「三位一体の改革」により見直しが図られている中,地方交付税などの削減により,合併しましても,この厳しい状況が続くことが想定されます。

このため,中長期的な財政計画のもと,施策の重要度や費用対効果といった視点のもと財源の重点配分を図るとともに,自主財源の確保に努め,合理的・効率的な財政運営に努めてまいります。

さらに,こうした行財政の運営を適正に管理・推進するため,総合計画を策定し,計画的・総合的な 行財政の運営に努めてまいります。

以上,平成17年度における主な施策の概要についてご説明いたしました。

新年度の予算編成に当たっては、地方分権改革の推進や少子高齢化の一層の進展、さらには景気動向など、近時の社会経済の潮流を踏まえつつ、合併初年度として、新町建設計画をベースに、合併協議や事務一元化調整をとおし、町民が合併してよかったと実感できるような地域づくりと、多様な町民ニーズに対する行政サービスの提供に意を配するとともに、将来にわたり希望が持てるまちづくりに向け、予算編成を行っております。

しかしながら,平成17年度の地方財政は,平成16年度にも増して厳しい状況であり,三位一体の改革により,老人保護措置費をはじめとする各種国庫補助金等が廃止されており,逆に扶助費などの義務的経費が増大しております。

歳入については、町税等の増収が見込めないことから、率先して行財政改革に取り組むため、私をは じめ特別職の給料、期末手当・職員の諸手当等の削減を実施し人件費の抑制を図っております。

また,各特別会計等への繰出金等については,国民健康保険特別会計(事業勘定)へ1億2,303万6千円,国民健康保険特別会計(施設勘定)へ1億3,408万7千円,老人保健特別会計へ1億7,378万3千円,介護保険特別会計へ1億2,368万2千円,公共下水道事業特別会計へ3億2,515万4千円,農業集落排水特別会計へ1億6,622万6千円,簡易水道事業特別会計4,096万6千円,水道事業会計へ7,031万円,合計で11億5,724万4千円をそれぞれ予算計上しております。

このような状況から,一般財源の不足を補うため,財政調整基金 2,000 万円,ふるさと創生基金 1 億円,環境整備基金 1 億円,公共施設整備基金 1 億円,家族旅行村基金 482 万 2 千円をそれぞれ取り崩すことといたしました。

この結果,平成17年度の一般会計予算総額については,93億9,700万円で,3町村の16年度当初予算の合算額と比較して17.6パーセントの減,減税補てん債の借り換え分3億130万円を除きますと,実質15.3パーセントの減となっております。

執行に当たりましては,役職員一丸となって,町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために, 全力を尽くして町民の期待と信頼に応える決意であります。

議員各位をはじめ、町民皆様のご理解と、なお一層のご協力を心からお願い申し上げます。

# (2)提案議案

4 ) 旋条碼	统余	
承認第1	8号	専決処分第 18 号の承認を求めることについて(城里町税条例の一部を改正す
		る条例)
議案第	1号	城里町運動公園設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	2号	城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
議案第	3号	水戸地方農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び水戸地方
		農業共済事務組合規約の変更について
議案第	4号	常陸大宮市の水戸地方農業共済事務組合からの脱退に伴う財産処分について
議案第	5号	大宮地方広域組合の解散について
議案第	6号	大宮地方広域組合の解散に伴う財産処分について
議案第	7号	常陸大宮市と城里町の火葬場斎場に関する事務の委託について
議案第	8 号	茨城租税債権管理機構規約の改正について
議案第	9号	水戸地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について
議案第1	0 号	城里町過疎地域自立促進計画について
議案第1	1号	城里町公の施設の指定管理者の指定について
議案第1	2号	町道路線の廃止について
議案第1	3号	町道路線の認定について
議案第1	4号	平成 16 年度城里町一般会計予算について
議案第1	5号	平成 16 年度城里町国民健康保険特別会計予算について
議案第1	6号	平成 16 年度城里町老人保健特別会計予算について
議案第1	7号	平成 16 年度城里町介護保険特別会計予算について
議案第1	8号	平成 16 年度城里町下水道事業特別会計予算について
議案第1	9号	平成 16 年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第2	0号	平成16年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
議案第2	1号	平成16年度城里町水道事業会計予算について
議案第2	2号	平成 17 年度城里町一般会計予算について
議案第2	3号	平成 17 年度城里町国民健康保険特別会計予算について
議案第2	4号	平成 17 年度城里町老人保健特別会計予算について
議案第2	5号	平成 17 年度城里町介護保険特別会計予算について
議案第2	6号	平成 17 年度城里町下水道事業特別会計予算について
議案第2	7号	平成 17 年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第2	8号	平成 17 年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
議案第2	9号	平成 17 年度城里町水道事業会計予算について
議案第3	0号	城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第3	1号	城里町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第3	2号	城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
選挙第	8号	城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

# <平成 17 年度 城里町一般会計予算 >

( ,,,,,,	<del></del>		(羊瓜・川」)
	款	項	金額
1	町税		1,767,835
		1 町民税	608,078
		2 固定資産税	941,112
		3 軽自動車税	44,971
		4 町たばこ税	131,379
		5 特別土地保有税	300
		6 入湯税	41,995
2	地方譲与税		216,252
		1 所得譲与税	38,513
		2 自動車重量譲与税	136,137
		3 地方道路譲与税	41,602
3	利子割交付金		10,449
		1 利子割交付金	10,449
4	配当割交付金		2,820
		1 配当割交付金	2,820
5	株式等譲渡所得割交付金		344
		1 株式等譲渡所得割交付金	344
6	地方消費税交付金		167,300
		1 地方消費税交付金	167,300
7	ゴルフ場利用税交付金		85,954
		1 ゴルフ場利用税交付金	85,954
8	自動車取得税交付金		77,803
		1 自動車取得税交付金	77,803
9	国有提供施設等所在市町		806
	村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村	806
		助成交付金	
10	地方特例交付金		42,450
		1 地方特例交付金	42,450
11	地方交付税		3,832,205
		1 地方交付税	3,832,205
12	交通安全対策特別交付金		3,001
		1 交通安全対策特別交付金	3,001
13	分担金及び負担金		87,747
		1 負担金	87,747
14	使用料及び手数料		383,502
		1 使用料	370,256
		2 手数料	13,246

15 国庫支出金		329,819
	1 国庫負担金	269,819
	2 国庫補助金	50,895
	3 委託金	9,105
16 県支出金		701,398
	1 県負担金	102,580
	2 県補助金	551,273
	3 委託金	47,545
17 財産収入		9,018
	1 財産運用収入	3,738
	2 財産売払収入	5,280
18 寄附金		2
	1 寄附金	2
19 繰入金		324,828
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	324,827
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		398,967
	1 延滞金,加算金及び過料	102
	2 預金利子	50
	3 貸付金元利収入	23,531
	4 受託事業収入	555
	5 雑入	374,729
22 町債		854,500
	1 町債	854,500
歳	入 合 計	9,397,000

款	項	金額
1 議会費		244,352
	1 議会費	244,352
2 総務費		1,771,773
	1 総務管理費	1,440,437
	2 徴税費	153,552
	3 戸籍住民基本台帳費	135,260
	4 選挙費	32,008
	5 統計調査費	9,927
	6 監査委員費	589
3 民生費		1,491,515

		1 社会福祉費	1,045,162
		2 児童福祉費	446,353
4			1,031,423
		1 保健衛生費	465,266
		2 清掃費	450,236
		3 上水道費	111,276
		4 下水道費	4,645
5			93
		1 労働諸費	93
6	農林水産業費		541,287
		1 農業費	535,928
		2 林業費	5,359
7			384,556
		1 商工費	384,556
8	土木費		896,961
		1 土木管理費	76,088
		2 道路橋梁費	324,426
		3 河川費	7,732
		4 都市計画費	459,879
		5 住宅費	28,836
9	消防費		469,570
		1 消防費	469,570
10	教育費		993,040
		1 教育総務費	195,259
		2 小学校費	128,231
		3 中学校費	71,182
		4 幼稚園費	85,633
		5 社会教育費	257,983
		6 保健体育費	254,752
11	災害復旧費		17
		1 農林水産業施設災害復旧費	5
		2 公共土木施設災害復旧費	12
12	公債費		1,562,411
		1 公債費	1,562,411
13	諸支出金		2
		1 普通財産取得費	2
14	予備費		10,000
		1 予備費	10,000
	歳し	合計	9,397,000

# < 平成 17 年度 城里町国民健康保険特別会計予算 > <事業勘定 >

(歳入) (単位:千円)

( 13.07			A +=
	款	項	金額
1	国民健康保険税		701,618
		1 国民健康保険税	701,618
2	使用料及び手数料		301
		1 手数料	301
3	国庫支出金		770,061
		1 国庫負担金	552,501
		2 国庫補助金	217,560
4	療養給付費等交付金		236,261
		1 療養給付費等交付金	236,261
5	県支出金		13,006
		1 県負担金	11,006
		2 県補助金	2,000
6	共同事業交付金		42,600
		1 共同事業交付金	42,600
7	財産収入		35
		1 財産運用収入	35
8	繰入金		123,037
		1 他会計繰入金	123,036
		2 準備金繰入金	1
9	繰越金		10,001
		1 繰越金	10,001
10	諸収入		5,009
		1 延滞金,加算金及び科料	5
		2 預金利子	1
		3 雑入	5,003
	歳	合 計	1,901,929

	款	項	金額
1	総務費		53,725
		1 総務管理費	45,175
		2 徴税費	8,211
		3 運営協議会費	339
2	保険給付費		1,245,028
		1 療養諸費	1,097,526
		2 高額医療費	129,000
		3 移送費	2

		4	出産育児諸費	10,500
		5	葬祭諸費	8,000
3	老人保健拠出金			404,000
		1	老人保健拠出金	404,000
4	介護納付金			140,800
		1	介護納付金	140,800
5	共同事業拠出金			44,028
		1	共同事業拠出金	44,028
6	保健事業費			4,342
		1	保健事業費	4,342
7	基金積立金			35
		1	基金積立金	35
8	諸支出金			4,971
		1	償還金及び還付加算金	754
		2	延滞金	1
		3	旧町村借入金返済金	4,216
9	予備費			5,000
		1	予備費	5,000
	歳出	L 1	<b>計</b>	1,901,929

# <施設勘定>

	款	項	金額
1	診療収入		362,914
		1 入院収入	23,292
		2 外来収入	335,752
		3 その他の診療収入	3,870
2	使用料及び手数料		612
		1 手数料	612
3	県支出金		2,108
		1 県補助金	2,108
4	繰入金		138,303
		1 他会計繰入金	138,303
5	繰越金		14,000
		1 繰越金	14,000
6	諸収入		3,024
		1 雑入	3,024
7	町債		13,000
		1 町債	13,000
	歳	(合計	533,961

(歳出) (単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		305,510
	1 施設管理費	304,865
	2 研究研修費	645
2 医業費		212,365
	1 医業費	210,419
	2 給食費	1,946
3 公債費		15,086
	1 公債費	15,086
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
	<b>歳 出 合 計</b>	533,961

# <平成 17 年度 城里町老人保健特別会計予算>

(歳入) (単位:千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		1,268,178
	1 支払基金交付金	1,268,178
2 国庫支出金		650,734
	1 国庫負担金	650,734
3 県支出金		162,684
	1 県負担金	162,684
4 繰入金		173,783
	1 他会計繰入金	173,783
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		6
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
歳	入 合 計	2,255,386

	款		項	金額
1	医療諸費			2,244,282
		1	医療諸費	2,244,282
2	諸支出金			104

	1 償還金	103
	2 繰出金	1
3 予備費		11,000
	1 予備費	11,000
歳出	台 計	2,255,386

# <平成 17 年度 城里町介護保険特別会計予算>

(歳入) (単位:千円)

	款	項	金額
1	保険料		124,545
		1 介護保険料	124,545
2	使用料及び手数料		23
		1 手数料	23
3	国庫支出金		143,092
		1 国庫負担金	124,485
		2 国庫補助金	18,607
4	支払基金交付金		199,175
		1 支払基金交付金	199,175
5	県支出金		77,812
		1 県負担金	77,803
		2 財政安定化基金支出金	1
		3 県委託金	8
6	財産収入		25
		1 財産運用収入	25
7	繰入金		123,683
		1 他会計繰入金	123,682
		2 基金繰入金	1
8	繰越金		1
		1 繰越金	1
9	諸収入		6
		1 延滞金,加算金及び科料	3
		2 雑入	3
	歳	√ 合 計	668,362

	款	項	金額
1	総務費		45,891
		1 総務管理費	38,542
		2 徴収費	1,263

		3 介護認定審査会費	6,086
2	保険給付費		622,421
		1 介護サービス等諸費	583,764
		2 支援サービス等諸費	34,779
		3 高額介護サービス等諸費	2,628
		4 その他の諸費	1,250
3	財政安定化基金拠出金		1
		1 財政安定化基金拠出金	1
4	基金積立金		25
		1 基金積立金	25
5	諸支出金		24
		1 償還金及び還付加算金	22
		2 延滞金	1
		3 繰出金	1
	歳出	合 計	668,362

# <平成 17 年度 城里町下水道事業特別会計予算 >

	款	項	金額
1	分担金及び負担金		58,036
		1 負担金	58,036
2	使用料及び手数料		68,539
		1 使用料	68,107
		2 手数料	432
3	国庫支出金		250,000
		1 国庫補助金	250,000
4	県支出金		5,000
		1 県補助金	5,000
5	繰入金		325,154
		1 他会計繰入金	325,154
6	繰越金		15,239
		1 繰越金	15,239
7	諸収入		10,023
		1 預金利子	1
		2 雑入	10,022
8	町債		448,700
		1 町債	448,700
	歳 )	∖ 合 計	1,180,691

(歳出) (単位:千円)

	款	項	金額
1	下水道事業費		836,776
		1 下水道事業費	836,776
2	公債費		342,915
		1 公債費	342,915
3	予備費		1,000
		1 予備費	1,000
	歳出	合 計	1,180,691

# <平成 17 年度 城里町農業集落排水事業特別会計予算>

(歳出) (単位:千円)

<del></del>	( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	款	項	金額
1	分担金及び負担金		1,472
		1 負担金	1,472
2	使用料及び手数料		37,957
		1 使用料	37,900
		2 手数料	57
3	繰入金		166,226
		1 他会計繰入金	166,226
4	繰越金		7,235
		1 繰越金	7,235
5	諸収入		4
		1 預金利子	1
		2 雑入	3
	歳 )	∖ 合 計	212,894

	款	項	金額
1	農業集落排水事業費		80,422
		1 農業集落排水事業費	80,422
2	公債費		131,472
		1 公債費	131,472
3	予備費		1,000
		1 予備費	1,000
	歳 出 合 計		212,894

# <平成 17 年度 城里町簡易水道事業特別会計予算>

(歳入) (単位:千円)

	款	項	金額
1	分担金及び負担金		211
		1 負担金	211
2	使用料及び手数料		16,499
		1 使用料	16,484
		2 手数料	15
3	繰入金		40,966
		1 他会計繰入金	40,966
4	繰越金		1,800
		1 繰越金	1,800
5	諸収入		1
		1 雑入	1
	歳	\ 合 計	59,477

	款	項	金額
1	総務費		23,347
		1 総務管理費	23,347
2	公債費		35,630
		1 公債費	35,630
3	予備費		500
		1 予備費	500
	歳 出	59,477	

# < 平成 17 年度 城里町水道事業会計 > < 収益的収入及び支出 >

(歳入) (単位:千円)

款	項	金額
1 水道事業収益		535,455
	1 営業収益	476,803
	2 営業外収益	58,652

(歳出) (単位:千円)

款	項	金額
1 水道事業費用		535,455
	1 営業費用	422,087
	2 営業外費用	112,304
	3 予備費	1,064

# <資本的収入及び支出>

(歳入) (単位:千円)

	款		項	金額
1	資本的収入			163,990
		1	企業債	121,000
		2	補助金	39,988
		3	負担金	3,002

` '		
款	項	金額
1 資本的支出		294,456
	1 建設改良費	198,999
	2 企業債償還金	95,457

# <特別職>

	氏	名		住 所	備考
岩	間	伸	博	常陸太田市大里町 3440-4	助役
富	田	孝	_	塩子 3038-2	収入役

# <監査委員>

	氏	名		住 所	備考
_	木	邦	彦	那珂西 2258	代表監査委員
宮	本		仁	高久 406	議会選出監査委員

# <教育委員会委員>

	氏	名		住 所	備考
所		好	夫	下青山 620	委員長
森		昌	子	大網 338	委員長職務代理者
高	野		靜	下古内 930	委員
萩	谷	竹	=	阿波山 783	委員
Ξ	村	亮	_	錫高野 159	教育長

## < 固定資産評価審査委員会委員 >

	氏	名		住 所	備考
小	林	利	信	磯野 284	委員長
青	栁	輝	夫	孫根 511	委員長代理
仲	田	_	司	塩子 2824	委員

# < 選挙管理委員会委員及び補充員 >

Ħ	:名		住 所	備考
内野	信	彌	石塚 1679	委員長
仲 田		稔	塩子 556	委員長代理
園 部	孝	元	上入野 2356	委員
加藤木	正	明	北方 641	委員
川 又	乾	正	上青山 747-4	補充員
山本		貴	粟 737	補充員
阿久津	真	之	小勝 2171-3	補充員
森島	忠	明	那珂西 1836	補充員